

平成 25 年度基本構想進行管理 「事務事業評価」結果一覧（案）

平成 25 年 7 月 4 日現在

目次

子育て・教育	1	頁
福祉・健康	19	頁
コミュニティ・産業・文化	36	頁
まちづくり・環境	53	頁
行財政運営	65	頁
基本構想の進行管理	69	頁

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	001	子ども家庭支援センター事業	子育て支援計画	家庭における子育ての支援と児童虐待の防止により、区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長し自立できる環境を形成します。	児童虐待通告・相談対応や子どもと家庭に関する相談事業を実施し、子育て困難家庭や虐待危険性のある親子に対して、家庭訪問等の事業を実施、支援を行います。虐待防止のため、関係機関との連携を図り、要保護児童対策地域協議会を開催します。虐待防止に関するパンフレットを作成配布します。乳幼児と保護者が交流する親子ひろばの運営、子育て支援講座、養育家庭(里親)制度の普及啓発事業を実施します。	23年度新規受理数180に対し、24年度は223。相談延べ世帯数は1,772。親子ひろば利用者は延べ28,140人。子育て支援講座参加者延べ661人。児童虐待防止マニュアル(関係機関用)を作成配布。養育家庭体験発表会・児童虐待防止講演会の開催、体罰によらない子育てに関する講演会共催(243人参加)等。以上のように支援を拡充しています。	要保護児童対策協議会進行管理ケースが25年3月282件(24年3月235件、23年3月164件)と前年比1.2倍となっています。通報等への迅速な対応と長期・複雑化する事例への対応のため、個別ケース会議を55回(23年29回)開催しました。関係機関との連携がより重要になっています。	B	—	拡充	児童虐待や養育困難家庭に対する対応力の向上に努め、要保護児童対策協議会による関係機関連携の強化、児童虐待防止・社会的養護の啓発活動を行います。
	002	虐待発防止予防事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子の早期発見及び適切な支援の継続により、虐待の発生を予防します。	新生児訪問を拡大した乳児家庭全戸訪問事業や、乳児健診等の活用により、虐待のおそれのある家族・保護者を早期発見するとともに、必要な支援内容について支援検討会で協議し、保健師・心理相談員による個別相談、集団指導等を実施します。	平成24年度4か月健診受診者1,715人の支援検討会を実施し、支援が必要と考えられた170人(9.9%)に支援を実施しました。	妊娠届時から、継続した相談・支援を行うための体制が整ってきています。今後は支援が必要と考えられる親子が適切で切れ目のないサービスにつながるよう関係職員の技術のさらなる向上に努める必要があります。	A	—	拡充	支援が必要と考えられる親子に対し、継続的に支援を行えるよう、本郷支所実施の子どもグループワークの回数を増やします。
	003	保育園の相談機能の充実		保育園のノウハウを生かし、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育て世帯が抱える悩みや不安・ストレスの軽減を図り、出産や育児に自信や喜びを実感してもらうようにします。	区立保育園18園で、乳幼児子育て相談を常時実施するほか、各保育園が独自のメニューを設定して、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施します。	①平成24年度の実績は695人であり、23年度の738人より減少しています。 ②地域子育てステーションの参加者数は、平成23年度の2,682人から平成24年度は3,020人に増加しており、子育て世帯の悩み解消やストレス軽減に貢献しています。	地域子育てステーションの利用人数は、338人増加していますが、さらに実績を伸ばせるよう、引き続き魅力あるプログラムを検討していきます。	C	—	現状維持	地域子育てステーションについては、参加者のニーズを把握し、魅力あるプログラムを検討していきます
	004	ファミリー・サポート・センター事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域の中でお互い助け合いながら子育てができるような環境を整え、子育てに関する不安感や負担感を減らし、子育てと就労の両立を支援します。	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、保育施設終了後の子どもの預かり等短期的、補助的な相互援助活動を行います。	地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行い、子育てと就労の両立を支援しました。 23年度 24年度 会員数 2,294人 2,334人 (提供会員) 235人 238人 (依頼会員) 2,027人 2,068人 (両方会員) 32人 28人 活動実績 24年度 6,341件(1,282件減)	地域における子育て支援活動の増加を図る必要があります。また、保育所等の送迎依頼が減少し、子どもの習い事の援助依頼が増加するなど、依頼会員のニーズの変化を分析し、ニーズに合った事業となるよう検討していきます。	C	—	現状維持	ファミリーサポートセンター事業の受託者である文京区社会福祉協議会を通し、依頼会員及び提供会員のニーズを把握し、事業の改善・見直しを検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	005	乳児家庭全戸訪問事業(こんこちは赤ちゃん訪問事業)	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画・保健医療計画)、男女平等参画推進計画	乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。	継続して事業の周知を図ったことにより、出生通知票の受理数に順調に増加し、事業は円滑に遂行できました。さらに、4か月児健診の対象者リストと突合して未訪問家庭を把握し、保健師が訪問することにより、訪問率は当初目標を上回ることができました。また、訪問家庭の約2割に、継続した支援を実施しました。	訪問率は目標を達成していますが、引き続きその向上に取り組み、支援を要する家庭の把握に努める必要があります。また、保健師や助産師を対象に研修や連絡会を行い、適切なサービスの提供や継続的な支援に努める必要があります。	B	—	改善・見直し	引き続き当事業を実施し、訪問率の維持、向上に努めます。なお、担当者の技術が向上したため、研修会の回数を減らします。
	006	子育てひろば事業の拡充	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	子育てに不安を感じたり身近なところに相談できる人がいない保護者の、子育てに伴う心理的な負担の軽減を図ります。	乳幼児及びその保護者が安心して遊ぶ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育てに関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	24年度の西片と汐見の利用登録者数は2,632人、前年比125人、5%増加しています。また、西片と汐見の相談件数も3,120件、前年比247件増加しており、子育てに悩みを抱える保護者の支援に寄与しています。利用者数は3か所合計で56,760人、前年比967人増と、着実に増加しています。さらに、千石拠点施設に4か所目となる新たな子育てひろばを整備し、25年度から開設しました。	西片と汐見については、25年度から7月と8月の2か月間は開設時間を1時間延長して午後5時までとし、今後も利用者のニーズを把握しつつ利用しやすい環境を整備していきます。また、27年度に新福祉センター内に5番目となる新たなひろばを設置する予定であり、建築工事も含め円滑な開設に向けた準備が必要です。	A	—	拡充	新福祉センターへの施設整備計画を進め、子育てに不安や悩みを抱える保護者の支援と親子で安心して遊べる場の提供に努めます。
	007	子育て情報提供事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者に対し、子育てに関する十分な情報を提供し、サービスの利用を勧めることにより、子育てに伴う心理的負担や肉体的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てできるようにします。	民生児童委員と協働で「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳取得時に配布します。さらに子育て応援メールマガジンにより、電子媒体での情報提供を行います。また、区内の子育て関連サービス提供機関が一堂に会する「子育てフェスティバル」を開催します。	子育てガイドをホームページ上で閲覧できるようにしました。また、メールマガジン形式での子育て情報の配信準備を行いました。第3回子育てフェスティバルは、平成24年11月23日(祝)にシビックセンター内の展示室で開催し、来場者1,311人に子育て関連情報の提供を行いました。	メールマガジンの登録者数増加のための周知活動を行います。また、子育てガイドについては、ホームページ上で閲覧可能としたため、三歳児保護者への配布の見直しを行います。子育てフェスティバルについては、効果的な展示、情報提供の方法について、工夫が必要です。	B	—	拡充	25年度から子育て応援メールマガジンを配信するとともに、子育てガイドについては三歳児の保護者への一斉配布を見直し、作成部数を4,000部とします。
008	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	生後すぐから満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図り、すべての家庭が安心して子育てができるようになります。	生後から満1歳未満の乳児の保護者が、病気や通院、育児の疲れによるリフレッシュ等により保育ができないときにホームヘルパー(ベビーシッター)を派遣します。	事業の周知活動に加え、FAXによる利用受付等を開始したため、登録者及び利用者ともに増加しました。 登録者数 520人 (前年比約27%増) 利用者数 861人 (前年比約29%増)	引き続き事業の周知を行うとともに、制度内容及び利用方法の改善を行い、登録者及び利用件数の増加を図ります。	A	—	現状維持	今後も子育て支援ホームヘルパー派遣事業について区民に周知を行い、利用促進を図りながら、事業の改善を進めます。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	009	一時保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加を推進します。	一時保育施設として、キッズルーム目白台、キッズルームシビックで、幼児の一時保育を行います。	キッズルームの登録者数及び利用者数は、いずれも増加しており、子育て支援事業として成果がありました。 登録者数 3,829人 (前年比約21%増) 利用者数 8,072名 (前年比約11%増)	利用者の利便性の向上及び効率的な運営が図れるよう検討していきます。 キッズルームシビックは、利用者が多く、定員の増等の対応について検討します。	A	—	現状維持	利用者のニーズに対応できるよう、運営等を見直していきます。
	010	緊急一時保育等	子育て支援計画	在宅子育て家庭の保護者の緊急の事由(疾病、出産等)により、保育に欠ける状態になった児童に対し、一時保育を実施し、もって児童の福祉の増進に資することを目的とします。また、理由の如何を問わず保育を実施するリフレッシュ一時保育を提供することで、在宅子育て家庭の子育てを支援し、子育てに伴う心理的な負担の軽減や、多様な保育需要への対応を図り、安心・安全な子育てを促します。	緊急一時保育では、区立保育園17園で平日の午前7時15分から午後6時15分まで、原則として1か月間を限度に一時保育を実施します。また、リフレッシュ一時保育は、6カ所の区立保育園で、緊急一時保育の空きがある場合に、月に10回までを限度として一日3時間以上8時間以内で一時保育を実施しています。	リフレッシュ一時保育を全園で開始したことにより、全体の利用者数が増加しました。利用者数5,650人の内訳は、緊急一時保育が3,226人、リフレッシュ一時保育が2,424人であり、23年度よりも、緊急一時が773人増、リフレッシュ一時が1,060人増加しました。このことから、この事業の認知度、需要度ともに高くなっていることがわかります。	利用者が増加したにもかかわらず、全体の定員に占める利用率は、51%です。緊急一時保育を優先的に予約し、直前にキャンセルした結果空きが出てしまう場合や、兄弟姉妹の行事等が重なり、リフレッシュ一時保育の希望日が同じ日に集中してしまう結果、利用できない場合が考えられます。	B	—	現状維持	25年度も全園で、緊急・リフレッシュ一時保育を実施します
	011	妊婦健康診査	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	妊婦の妊娠中の健康管理に努め、母・児の障害を予防します。	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	交付窓口等による周知により、歯周疾患検診・超音波検診の受診人数が順調に伸びています。	妊婦健診の受診人数の伸びが鈍化しているため、積極的受診を勧奨する必要があります。	B	—	現状維持	保健サービスセンターと連携し、妊婦の妊娠における健康管理に努めます。
	012	特定不妊治療への支援		健康保険が適用されず、一度に多額の費用が必要となる特定不妊治療を受ける区民に対し、経済的負担の軽減を図ることにより、次世代育成を支援します。	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、金融機関による融資をあっせんするとともに、当該金融機関に係る利子の補給を行います。	特定不妊治療費助成制度の周知が進み、認定件数が順調に伸びています。文京区の助成制度に必要であった医療機関の受診等証明書を都申請時の写し提出で申請可能にしたことにより、文書料等の負担を軽減しました。	特定不妊治療費融資あっせん制度の認定件数が伸び悩んでいます。ホームページや区報への掲載などで更なる周知を図り、制度を充実させる必要があります。	B	—	現状維持	引き続き、特定不妊治療費助成制度及び融資あっせん制度の周知を進めることで申請件数の増加に努め、次世代育成を支援します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	013	母親・両親学級の実施	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、男女平等参画推進計画	妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、子育てについての知識を学習し、不安の解消や地域での仲間づくりを目的としています。	産婦人科医師、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講義及び実習を実施します。	育児について具体的なイメージができ、不安の解消につながるように、体験実習中心のプログラムを継続して行いました。また、妊娠届受付時に事業の周知を徹底したことにより、公開講座の受講者数は増加しました。 延受講者数 母親学級 1,120人 両親学級 407組 公開講座 280人	教室に参加することで育児や出産後の生活のイメージがもてるよう、参加者のニーズを取り入れながら適宜内容の見直しを図る必要があります。	A	—	改善・見直し	就業している妊婦向けに、土曜日に母親学級ショートコースを開催するとともに、公開講座については講演会形式で行います。
	014	育成室への障害児受入れ	地域福祉計画(子育て支援計画及び障害計画)	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な児童に対して、指導員のもと遊びと生活を通して、健全な育成と保護をはかります。必要に応じて6年生まで学年延長を行います。	障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受入れ環境を整えます。指導員のための研修を定期的に確保し、保育の質の向上を図ります。障害児育成室巡回指導を実施し、策定したサポートプラン(個別指導計画)に基づき、充実した保育を実施します。	例年同様、育成室における障害児の受け入れと保育補助の非常勤職員の配置を行うとともに、サポートプランの作成・実施、年2回の障害児保育研修、育成室巡回指導を行っています。また、育成室卒業後は、児童館利用で対応しています。	今年度は例年より入室申請者数が多く、個々の状況に応じた対応のあり方を検討していく必要があります。	A	—	現状維持	非常勤職員の配置、個別指導計画の作成・実施を行い、保育の充実をめめます。
	015	児童館等耐震補強工事等	子育て支援計画・耐震化整備プログラム	児童館等耐震補強工事の実施を行うことで、利用児童及び保護者が安全で安心して利用できる施設を目指すとともに、利便性を高めて子育てサービスの向上を図ります。	文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラムに沿って、優先順位の高い施設から耐震補強を実施します。耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行うとともに、育成室面積拡大などレイアウト見直しを行います。	柳町児童館の耐震補強工事等を実施しました(工事期間 平成24年7月下旬から8月下旬まで)。また、来年度目白台児童館の耐震工事を実施するにあたり、併設する目白台育成室について関口台町小学校内に仮育成室を整備するための工事等を実施しました。	工事期間中の児童館及び育成室の安全かつ円滑な運営が課題です。	A	—	現状維持	目白台児童館の耐震補強工事を実施します。
	016	認証保育所の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	区民の多様な保育ニーズに対応するとともに、保育所入所待機児童の解消を図ります。併せて認証保育所の保育環境及び保育内容など質の確保を図ります。	認証保育所を月160時間以上利用する場合に、月額2万円の保育料助成を行います。また、第3子以降の児童についてはさらに月額2万円を追加して助成します。 なお、認証保育所に対しては、在籍児童数に応じた運営費の補助を実施するとともに、小規模のB型施設については家賃補助を月額5万円を限度に行います。	認証保育所の利用件数は前年度比9.6%の増となり、保育料助成が子育て世帯に有効に活用されています。 平成24年度からは福祉センターとの連携により、専門機関の助言を得て児童の心身の発達促進を図る体制づくりができ、より質の高い保育を提供できる環境整備を行いました。	認可保育所に入所できず、認証保育所を利用する世帯からは、保育料助成の増額についての要望を受けていますが、希望する施設への保育ニーズにこたえるため、認可保育所の開設を最優先課題として取り組んでいきます。	B	—	現状維持	引き続き保育料助成を行うことで保護者の保育料負担の軽減を図るとともに、保育所に対する運営費補助を行うことで、保育の質の確保を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	017	保育園耐震補強工事		耐震診断により補強工事が必要となった施設について、児童及び保護者に対して安全で安心な保育を提供できる施設として整備するとともに、利便性及び保育環境の向上とともにサービスの向上を図ります。	工事期間中に保育等を実施する仮園舎を設置してから、本園舎の耐震補強工事を行います。	24年度は耐震補強工事は実施していません。 なお千石保育園については、千石拠点施設の第一期建設工事が終了し、新園舎へ移転しました。	25年度は目白台保育園の耐震補強工事を行います。また、耐震化工事が必要な残り2園のうち向丘保育園は仮園舎設置場所が確保できていますが、さしがや保育園については用地確保が難航しており、近隣の代替地を確保することが課題となっています。	A	—	現状維持	今後も年間1施設程度、区立保育園の耐震化に取り組み、平成27年度までに耐震化を完了します。
	018	保育園障害児保育		心身の発達の遅れなどにより保育にあたって特別な配慮を要する児童に対して、健やかな発達を促進することにより、児童福祉の向上を図ります。	個別支援計画を作成し、家庭や福祉センターと連携を図りながら子どもの健全な成長を図るとともに配慮を要する児童に対して非常勤職員を配置し、安全な集団保育を実施します。	要配慮児の入園増加及び通常保育時間外の安全な保育確保に対応するため、必要に応じて人員配置を行いました。また、文京区延長保育実施要綱を改正し、要配慮児の延長保育を開始しました。	子供の成長発達に合わせた支援体制の見直しが必要です。園長会で要配慮児保育についての課題の洗い出しと検討を行っています。	A	—	現状維持	今後もこれまでの取り組みと同様に、一人ひとりの発達に合わせた保育を実施していきます。
	019	区立保育園の充実		保育に欠ける児童に、健康と安全を第一として基本的な生活習慣を身につけ、自立心、創造性を養うことを目的とした保育を行います。 子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の就労時間その他家庭の状況等を考慮し、多様な保育を実施します。	多様な保育ニーズに対応するため、区立保育園の保育の質の向上を図るとともに、待機児童対策として、定員の見直しを行う。	様々な保育ニーズに対応するため、リフレッシュ一時保育を区立全園で実施し、有効に利用されています。また引き続き保育理念や保育所保育指針に基づき、保育を行いました。計画に基づき区立保育園の定員を拡充し待機児童解消を図りました。	待機児童解消に向け、計画を見直し、整備計画を前倒しで実施するなど早期解決に取り組んでいます。保育需要に追いつかない状況です。公立保育園の耐震改修工事の完了に伴い、定員の見直しを行うなど、引き続き待機児童解消に向けて対策を推進してまいります。	A	—	拡充	修正した計画に基づき、待機児童解消に向け定員を見直します。
	020	認可保育園の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	就学前児童の保育ニーズにこたえるため、認可保育園(私立)の整備により保育サービス事業量の拡充を図り、保育所入所待機児童の解消を目指します。 また、開園後においては、質の高い保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実を図ります。	子育て支援計画に基づき、待機児童数の動向を見極めながら、認可保育園(私立)を整備します。 また、開園後に保育内容の充実を図るための事業経費の補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行います。	平成24年4月に既存園の定員改定により22人の増を行い、6月に「白山ひかり保育園」(定員60人)及び9月に「たんぼぼ保育園第三分園」(定員24人)を開設し、合計106人の保育定員の拡充を図りました。 また、保育ニーズの現状を踏まえた保育計画の修正を行い、平成26年度までに認可保育所の開設により240人分の定員拡充を予定しています。	修正された保育計画に基づき、待機児童解消に向け、認可保育所の早期開設を進めていく必要があります。	A	—	拡充	修正された保育計画に基づき、認可保育所の開設を進めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	021	グループ保育室運営		保護者が就労などのために日中保育ができない0歳から2歳の子供について、認可外の保育室でお子さんを預かります。	区立後楽幼稚園の1室を利用して保育室で、区立保育園を退職した再任用保育士及び非常勤保育士が保育します。	待機児童解消のために、後楽幼稚園に設置したグループ保育室で0～2歳児を預かりました。23年度と比較し、延べ在籍児童数は2,847名から3,204名と増加しました。	年度を通じて常に定員を満たしている状況ではありませんが、待機児童解消のためにも必要な事業だと考えます。	B	—	現状維持	今後もサービス内容を維持しながら、区民への周知を図ることにより、定員の充足を目指します
	022	千石一丁目子育て施設整備事業(子育て・区民複合施設)		保育園及び育成室の施設を拡充することで待機児童対策を図るとともに、子育てひろばを新設し地域における子育て支援機能の拡充を図ります。	「千石地区区民施設検討委員会」の最終報告に基づき、新たに取得した千石一丁目用地と隣接する区有地を一体的に整備し、子育て支援施設(保育園、児童館・育成室、子育てひろば)及び大原地域活動センターを含む区民施設の建設を進めます。	24年度中にⅠ期工事が終了し、予定どおり25年4月から子育て支援施設を開設しました。	工事はⅠ期とⅡ期に分かれており、プレイヤードはⅡ期工事になっています。その間の遊び場の確保が困難なため、工夫が必要です。	A	—	終了確定	24年度中にⅠ期工事が終了し、予定どおり25年4月から子育て支援施設を開設しました。
	023	区立幼稚園の預かり保育	子育て支援計画	就労している保護者への子育て支援と、区立幼稚園における保育内容の充実を図ることを目的としています。	区立幼稚園全園(10園)において、月～金曜日は教育課程終了後から午後6時まで(除:祝休日及び園休業日)、長期休業中(夏休み等)は月～金曜日の午前9時から午後6時まで(除:祝休日及び年末年始)預かり保育を実施します。(平成25年度から終了時間を延長) 登録利用:月を単位とした預かり保育(利用には就労、自営、介護、療養等の条件あり) 一時利用:日を単位とした預かり保育	平成23年度から実施時間を午後5時まで延長し、登録利用の定員を最大25名まで拡大したことを積極的にPRしたことで、3歳以上の幼児の保育園待機児対策のひとつの選択肢となり、月を単位とした登録利用者数の増につなげました。	登録利用者数の増に伴い、一時利用者が希望する日に利用ができない場合があるため、園での利用案内に工夫が必要です。また、平成25年度からは実施時間を午後6時まで延長するため、幼児個々の体調に合わせた休憩などに注意を払う必要があります。	A	—	改善・見直し	利用状況や利用者の声を踏まえ、平成25年度から利用時間を午後6時まで延長しました。また、受益者負担の適正化の考えに基づき、登録利用料金を改定しました。
	024	育成室の整備拡充	子育て支援計画	保護者の就労状況等と児童を取り巻く環境の変化により増加傾向にある待機児童の解消を図ります。また、児童に生活の場を提供し、援助並びに指導をすることで、その健全な育成を図ります。	定員を上回る児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、文京区次世代育成支援行動計画(子育て支援計画)により、新たな育成室の整備拡充を図ります。 職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成します。また、各育成室間での情報を共有化しスムーズな運営を行います。	4月より千石第一育成室、千石第二育成室及び若台育成室を開室し、千石地区及び久堅地区の待機児童解消に努めました。(全29室運営)	新設する場所の確保が困難です。また、新設にあたり地域割割の変更や転室が必要な保護者の理解を得る必要があります。	A	—	現状維持	現状の運営数を維持しつつ、民営の2室については再選定を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	025	家庭的保育事業の充実	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労により、日中保育に欠ける乳児を家庭的保育者がその居宅等で保育することで、児童の健全な育成を図ります。また、保育の対象年齢が保育所入所待機児童の割合が高い0歳児から2歳児までであることから、待機児童の減少にも寄与するものです。	家庭的保育事業の事業要件を満たした方を家庭的保育者として認定します。保育を希望する保護者の児童を家庭的保育者に紹介し、保護者と家庭的保育者との間で保育契約を締結します。また、安定的な保育サービスを提供するため、家庭的保育者に対し、受託児童に応じた運営費等の助成を行っています。	家庭的保育者の退職により、認定者数は1名減となりましたが、受託児童枠に欠員が生じることなく、有効に事業を実施しました。また、従来、認可保育所等とは別刷りであった案内チラシをセットにすることで、事業のPR強化を図りました。	認定要件を満たす希望者がいないため、家庭的保育者の増員が困難な状況です。よって、複数の保育士が協力しあって保育を実施する「グループ型小規模保育事業」を新たに実施することで、保育サービスの拡充を図っていきます。	C	—	拡充	保育内容の維持・向上を図るとともに、「グループ型小規模保育事業」の実施と合わせ、サービスの充実を図ります。
	026	こどもひろば(校庭開放)の自主運営委員会化の推進	子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)	地域における児童の安全な遊び場の確保並びに児童の健全育成及び余暇指導を目的として、区立小学校の校庭を開放することもひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行います。 ※子育て支援計画に基づき、平成23年度より順次児童青少年課所管の「文京区放課後全児童向け事業」への移行されているため、状況を注視しつつ、こどもひろばについては、現状を維持していきます。	学校休業日に区立小学校の校庭を開放しています。開放時に指導員を配置し、遊びやスポーツの指導及び安全の確保に努めています。	24年度は区立小学校17校でこどもひろば(校庭開放)を実施しました。直営校13校、自主運営校4校です。開放日数は延べ1,541日、利用人数は延べ35,383人です。4月に明化小学校(直営校)が放課後全児童向け事業(児童青少年課所管)へ移行しました。	地域の全ての子どもたちの安全な遊び場を確保するための受け入れの方策についての検討が必要です。また、こどもに関する庁内組織の一元化を図り、「こどもひろば」から「放課後全児童向け事業」への移行に係る課題も含めた検討が必要です。さらに、児童や保護者の意向やニーズを踏まえ、こどもひろば運営に携わる関係者のより一層緊密な連携、協力体制の構築を検討する必要があります。	A	—	現状維持	「文京区放課後全児童向け事業」に整理統合される事業のため、新たな自主運営委員会化は実施せず、事業を進めていきます。
	027	病児・病後児保育事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かり、保護者の就労等を支援します。	2施設の委託施設において、病児・病後児を預かり保育します。	2施設となったことで、保護者の子育てと就労の両立を一層支援しました。23年度と比較すると利用者数が約10%増加しました。 総利用者数 1,837人 保坂病児ルーム利用者数 1,039人 順天堂病後児ルーム利用者数 798人	定員が満員で、利用をお断りすることがあるため、対応策を検討します。 また、登録手続き等の見直しを検討し、利用しやすい制度に改善を進めます。	A	—	現状維持	区民に周知を行い利用促進を図るとともに、保坂病児保育ルーム及び順天堂病後児ルームと意見交換を行い、制度の改善を検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	028	放課後全児童向け事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	放課後等に子どもたちを犯罪や事故から守り、安心してのびのびと過ごすことができる居場所に対する区民ニーズが高まりを見せる中、「小学生を対象とした新たな居場所づくり」として実施します。	小学校において、授業終了後に児童がランドセルのまま指定の受付場所で受付をし、(学校休業日は、自宅等からの参加となる。)その後事業受託団体スタッフの見守りの下、校庭や図書室内で自由な活動を行います。	林町小学校、駕籠町小学校に加えて明化小学校(24年4月～)で事業を開始しました。 平日1～2日、土日、長期休暇中開催し、各回平均40人程度の児童が参加しています。平成24年度は延実施日数516日、延参加児童数は22,377人となっています。	新規実施校の拡大に加え、平日の実施を増やしていくために学校側との調整や、スタッフとして協力できる地域人材の確保が必要です。	B	—	拡充	引き続き3校に事業を委託するとともに新規校での実施に向け、地域団体や学校側との調整を行います。
	029	民間事業者誘致による小学生の受入れ(都型学童クラブ)	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	保護者の就労形態の多様化や長時間就労、家族の介護等の理由により既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入等の保育ニーズが生じています。民間事業者を誘致し、放課後児童健全育成事業(民間学童クラブ)を開設することで様々な保育ニーズに応えるとともに児童の健全な育成に資することを目的とします。	区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助します。あわせて、東京都へ都型学童クラブ事業補助金等を申請します。	「文京区民間学童クラブ施設整備事業補助金交付要綱」を策定しました。	民間学童クラブの運営内容について民間事業者との調整や交渉が必要です。また、運営経費の一部を補助するため要綱の整備が必要です。	—	A	拡充	施設整備に要する経費の一部を補助します。運営補助要綱を制定します。
	030	「ふみだせパパ！」プロジェクト	男女平等参画推進計画	男女がともに協力して子育てができるように、男性保護者に子育ての楽しさへの気づきと、親の役割や責任への理解を促します。	乳幼児の父親等を対象に、子育て施設の利用の促進や育児を体感できる講座等実践的な事業を実施します。	乳幼児の父親等を対象として子育て支援施設の利用促進や保育園利用者の一日保育士体験(父13人、母41人 計54人)、離乳食講習会とベビーマッサージ(12組)、プレパパ・子育てパパ応援講座(14人)等の実践的な事業を行いました。	「ふみだせ」という意味でのプロジェクトは25年度で終了とします。今後は踏み出した後も視野に入れ、男女平等参画推進事業の一環として必要な事業を実施していきます。	A	—	改善・見直し	育児を始める段階の支援等から、家庭や地域への参画も意識した啓発・セミナーを継続的に行っていきます。
	031	母子家庭自立支援事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	児童扶養手当受給水準にある母子家庭で、知識・技能を習得するための講座を受講している母を対象に、給付金を支給することで、母子家庭の経済的な自立を図ります。	事前に相談を受け、就職や転職に有利な知識・技能の習得を希望する人からの申請に基づき、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費及び受講修了後の修了一時金を支給します。	区のホームページや児童扶養手当受給者用通知にチラシを同封する等、事業周知に努めた結果、高等技能訓練促進費等支給者数は増加しました。また、看護師、理学療法士、保育士等の国家資格の取得により、新たな就職・増収につなげることができました。	国制度の改正により、25年度申請者から支給上限の年数が3年から2年に変更となったため、3年制の学校に修業した場合の最後の1年間の学費や生活費の対応が今後の課題となります。	B	—	現状維持	ホームページやチラシの個別送付等により事業の周知を図り、母子家庭の自立のために適切な支援を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	032	特別支援子育て事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)	特別な支援を必要とする児童の保護者が、学校行事や通院、冠婚葬祭等により一時的に保育ができない場合、児童を一時的に預かり、保護者の負担軽減と社会参加を促進し、子育てを支援します。	林町小学校内に保育施設「ふれんど」を設置し、一時保育を行っています。	24年度 登録者12人 延利用者数2人 開設日数187日 移動支援事業所の充実により障害福祉サービス等の利用が進んだことなどにより、22年度以降本事業の利用が激減し、事業の必要性が希薄化しているため、平成24年12月28日をもって事業を終了しました。		A	—	終了確定	
	033	教育振興基本計画の策定		文京区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育振興基本計画を策定します。	区民参画による教育改革区民会議において、平成24年度から検討を開始し、平成25年度に計画を策定します。	平成24年5月に区民会議への諮問を行い、平成24年度は8回の会議を開催し、教育施策の現状認識と課題整理を中心に審議を行いました。また、8月から9月にかけては、保護者、町会、商店会を対象とした「文京区教育に関する区民意識調査」を実施しました。審議は予定通りに進んでいます。	・年度末の計画策定に向け、計画案について区民会議での審議を進めるとともに、パブリックコメントや住民説明会等での意見聴取を適切に行う必要があります。 ・次期基本構想実施計画との調整を図りながら進める必要があります。	—	A	拡充	区民会議において引き続き検討を行い、パブリックコメント等で区民意見を聴取しながら計画案を作成します。その後、区民会議から答申を受け、平成25年度末までに計画を策定します。
	034	教育ビジョンの推進		文京区教育ビジョンの趣旨の実現を図るために、各学校・園が地域に開かれた特色ある教育活動を推進します。	・全小・中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施します。 ・全小・中学校、幼稚園における特色ある教育活動の実践と成果を紹介するため、啓発資料「かがやく心」を作成・配布し、学校、家庭、地域に広めます。	・全小中学校において「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」を実施しました。「教科の授業地区公開講座」においては、各校の授業改善推進プランをはじめ、学力向上策を保護者に説明しました。また、啓発資料「かがやく心」は、生命尊重と人権教育にテーマを絞り、各学校・幼稚園の特色ある実践を紹介し、内容改善に努めました。	・引き続き各学校における「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」の実施方法を工夫していく必要があります。また、啓発資料「かがやく心」の内容改善をさらに進めてまいります。	A	—	現状維持	小・中学校、幼稚園の実践と成果の紹介のために、「道徳授業地区公開講座」「教科の授業地区公開講座」の開催、啓発誌の作成・配布を継続実施します。
035	確かな学力育成事業		・区立小学校において校長の経営方針、指導の重点等を踏まえた指導を行い、学力向上を図ります。35人以上の小学校低学年では複数担任制によるきめ細やかな指導を行います。 ・区立中学校において、少人数指導やチームティーチングによる指導方法の工夫・改善を推進し、学力向上を図ります。	・各小学校に1名非常勤講師を配置し、指導方法工夫・改善を推進するとともに、学校の個別対応に必要な学校に講師を配置します。 ・各中学校に、指導方法工夫・改善に向けた学校の計画・要望に基づいて非常勤講師を配置します。	・区立全小学校に校長の経営方針に基づいた指導方法工夫・改善のための講師を配置しました。 ・当該校の学級の個別課題に対応するために講師を配置し、課題解決に努めることができました。 ・中学校に基礎基本の定着、少人数指導の充実を図るため、講師を配置しました。(少人数学習の充実)	・引き続き学校の現状や課題、校長の方針に応じて、各学校で講師の効果的な活用が図られるよう適宜指導・支援を行う必要があります。	B	—	現状維持	指導方法の工夫・改善等による確かな学力向上を更に推進するために、講師配置を継続実施します。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	036	いのちの教育の推進		様々な体験活動や学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にす心」や自尊感情を育む教育の充実を図ります。	・いのちの教育推進モデル校を指定し、発達段階に即して「命」について考え、自尊感情を高める教育活動を実践研究を行います。 ・生命にかかわる重大な事故やいじめや不登校を未然に防ぐために、感情表現やコミュニケーション能力を育てる「いのちと心のケアプログラム」(仮称)を試行し(アサーショントレーニングの導入)、さらに全校において「いのちと心の授業」を実施します。	・モデル校の「いのちと心のアサーションプログラム」(いのちと心のケアプログラム改め)の実践を重ねることができました。「いのちと心の授業」は、外部講師を招聘し、児童生徒に「命」の多様な価値について考えさせることができました。「いのちと人権を考える月間」も2年目を迎え、いのちの教育が定着しつつあります。	・モデル校の取組を各学校に紹介し、児童生徒の適切な自己表現力を身につけさせていく必要があります。また生命にかかわる重大な事故防止に向けて、教育委員会主催の研修だけでなく校内研修も充実を図るほか、幼稚園でのいのちの教育の充実を図る必要があります。	A	—	拡充	様々な学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にす心」や自尊感情を育む教育の充実を継続していきます。
	037	学校図書館の充実	子ども読書活動推進計画	「学校図書館図書標準」充足率100%の達成に向けて、各校の図書を計画的に購入するとともに、区立図書館の人材を活用し、子供読書環境の整備を図ります。	学校図書館用コンピュータを利用し貸出・返却を行うことで、子ども達に読まれる図書の傾向を踏まえて図書を購入するとともに、区立図書館から派遣された司書(司書補を含む。)からアドバイスを受けて蔵書や図書データの整理など、学校図書館の環境を整備します。	平成24年度に学校図書担当教諭に対し、操作方法等の研修を1回行いました。また、小学校10校の学校図書館用コンピュータとインターネットの接続を行いました。	学校図書館用コンピュータとインターネットの接続については、引き続き、残り10校の小学校への接続を行っていく必要があります。また、学校図書館の図書基準を充たすとともに、不用となった図書の廃棄など適切な管理も必要となります。	—	B	拡充	平成25年度は、小学校10校の学校図書館用コンピュータとインターネットの接続を行う予定です。区立図書館の司書派遣が12校から15校に拡大。
	038	「文の京」学ぶカレレベルアップ推進校		各学校から確かな学力の向上を図るための企画を募り、提案を支援することで各学校の課題に応じた児童・生徒一人一人の学ぶカレレベルアップを図ります。	実施希望校からの提案に基づいて教育委員会が実施校(学ぶカレレベルアップ推進校)を決定し、企画内容に応じて予算を配分し、特色ある実践的な取組みを支援します。	・24年度は小学校9校、中学校全校を推進校として指定し、事業を実施しました。 ・小学校では、主に特色ある教育活動の外部講師や学習支援等に活用し、中学校では、主に放課後や土曜日等を活用した児童・生徒の補充学習や発展的な学習等の学力向上に取り組みました。	各校の特色ある教育活動の推進を図るには必要な事業ですが、他の事業に類似の事業があるため、今後、他の事業と統合し、校長の経営方針に基づいた取組を更に強く打ち出し、効果的に展開できるよう検討していく必要があります。	B	—	改善・見直し	全中学校及び小学校の6割で実施していますが、特色ある学校づくりとの統合改善の見直しを検討します。
039	健康教育推進事業	文京区健康教育推進委員会 検討結果報告、健康ぶきょう21	区立小・中学校の児童・生徒を対象に、学校と家庭と地域が連携し、健康増進や疾病予防、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな健康教育を推進します。	区立小・中学校の児童・生徒が、個に応じた健康への取組を行えるよう、学校医会・学校保健会及び区内大学の協力を得て、健康事業を実施します。	旧岩井学園帰校者(在籍の小学校(柳町・明化・大塚・湯島・駒本)へ、各校週1回トレーナーを派遣し健康指導を実施しました。また、保護者等対象の健康教室や親子健康教室を実施しました。児童の体力向上・生活習慣の改善が進み、保護者にも意識の変容などの成果が得られました。食育リーフレットの作成、アレルギー対応のてびきの改訂を行いました。	健康教室は参加した保護者から高評価で、生活習慣改善への意識向上につながりましたが、まだ参加者が少ない回もあり、機会を活かすために参加者を増やす工夫が必要です。健康指導は、児童の運動への意欲向上につながっているため、今後は児童との近い距離感を健康相談につなげていきます。	A	—	拡充	H25は区内小学校6校で、26年度は中学校を含めて実施し、H27年度の新教育センターへの業務移管及び全校展開に向け準備を進めます。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	040	地域の伝統・文化を活かした教育活動の推進		区立小・中学校において、我が国や郷土の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。	・副読本(小学校「わたしたちの文京」、中学校「わがまち文京」)を活用した伝統・文化理解に関する教育活動を実施します。 ・学校及び地域の実態に応じて地域人材を活用するなど、教科や領域の学習、部活動、学校行事等において体験活動を重視した教育活動を展開します。 ・伝統・文化理解教育に関する教員研修(教育課題研修)を実施します。	教育課題研修会を開催し、文京ふるさと歴史館の職員による教職員への講義を行ったほか、「文京ふるさと学習プロジェクトチーム」のもと、各校園の実践をまとめ、ふるさと学習事例集を作成し、配布しました。	その年度に文京区にゆかりのある人物の学習を重点に地域への理解と愛着を深めるため、進めてまいります。さらに、「わがまち文京」を愛する心から将来区民として必要な知識・態度、スキルを身に付けるシチズンシップ教育との関連も視野に検討してまいります。	B	—	現状維持	小・中学校における伝統・文化理解教育の推進のために、副読本の作成・活用、伝統や文化に関する教育活動の充実を継続実施します。
	041	学力向上個別支援プログラム		児童・生徒の学力・学習状況調査を実施し、その分析結果を各学校の指導方法を工夫・改善するとともに、家庭学習の啓発に生かします。	・小学校第4学年、中学校第1学年では区独自の調査を実施し、小学校第6学年、中学校第3学年では全国学力・学習状況調査(抽出校以外)の分析を実施します。 ・各小・中学校が調査結果を客観的資料として、自校の児童・生徒の学力・学習状況を把握し、一人一人の「確かな学力」の育成に向けた授業改善を行います。	全国・都・区の学力調査を実施し、学習状況を把握し、授業改善に活用しました。また、各小中学校が調査結果と授業をもとに「授業改善推進プラン」を改訂しホームページ等で公表するほか保護者会等で説明しました。平均正答率については、全国比較で6.9ポイント(小6・中3)都比較で5.7ポイント(小5・中2)上回っています。	調査結果の分析及び活用、授業改善の具体策について各学校がさらに検討する必要があります。25年度、特別支援教育、ユニバーサルデザインの見地に立ち、どの児童生徒も「わかる」授業づくりや、言語活動の充実を全校の教育課程に位置付けて、引き続き、授業改善を図ってまいります。	—	B	現状維持	国や都の児童・生徒の学力・学習状況調査を実施し、その分析結果を各学校の指導方法工夫・改善、家庭学習の啓発に生かします。
	042	保・幼・小・中の連携教育の推進		「小1問題」及び「中1ギャップ」の未然防止を図るために、各学校・園が連携による教育課程改善、学力向上策、相互交流等による教育的効果を総合的に検討します。	・プロジェクトチームを設置し、連携教育カリキュラム作成を含む保・幼・小・中連携に関する教育施策の検討を行います。 ・区立幼稚園(保育所)、小・中学校によるブロック別連携協議会を開催し、各ブロックの現状に応じて教育課程連携、交流活動、情報交換等を推進します。	プロジェクトチームで協議し、改訂した「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成の手引き」をもとに、各幼稚園におけるアプローチカリキュラム、各小中学校におけるスタートカリキュラムを改善しました。	幼稚園におけるアプローチカリキュラム、小中学校におけるスタートカリキュラムを改善、作成し、円滑な接続に取り組み、検証してまいります。概ね区立中学校ごとに区内の保育園・小学校・中学校の9つの連携ブロックを編成し、各ブロックで連携教育を推進してまいります。	—	B	現状維持	教育振興計画策定の動向も踏まえ、各学校・園が連携による教育課程改善、相互交流等による教育的効果を総合的にさらに検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・ 教育	043	大学との連携による学校活動支援事業		区立小・中学校における学力向上の支援策として、大学生等ボランティアを活用し、学習指導補助員として派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 区立小・中学校が大学と連携を図り、大学生等を学習指導補助員として活用します。 大学生等ボランティアには、任用に従って交通実費程度の謝礼を支払います。 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校17校、中学校7校で大学生等ボランティアを学習指導補助員として活用しました。 通常の授業における担任の指導補助をはじめ、放課後や長期休業中の補習のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への学習補助など、多岐にわたり、きめ細やかな指導を行っています。 	大学生等ボランティアの質的・量的に安定した人材確保のため、区内の大学等への募集案内の内容の検討、大学への直接訪問等、広報活動の方法を改善してまいります。	B	—	現状維持	現状規模で事業継続し、大学生ボランティアの質的・量的な確保を進めます。
	044	交流及び共同学習支援員配置事業		障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもとない子どもとの相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育みます。	区立小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流や学習を行う際、学習活動のサポートや介助を行う交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校に1～2名配置します。	特別支援学級設置校各校の計画的組織的な取組により、支援員の活用による通常の学級との交流や学習がより進めることができました。また特別支援学級設置校全校が共通な考えのもと推進していけるよう、文京区交流及び共同学習ガイドライン(素案)を作成しました。	共生社会の構築に向けての中教審報告や障害者基本法等、国や都の方向性を踏まえ、文京区版交流及び共同学習ガイドライン(素案)をもとに、支援員の効果的な活用を図る必要があります。支援員の活用事例を担任連絡会や設置校長会にて共有してまいります。	A	—	拡充	新設した2校も含め、交流及び共同学習ガイドライン(素案)をもとに、支援員の効果的な活用を図っていきます。また支援員の研修の充実を図ります。
	045	特別支援教室専門指導員派遣事業		通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備は急務です。そのため、在籍校において、派遣指導員(教員免許をもつ専門指導員)を配置し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行います。	モデル校(特別支援学級未設置小・中学校5校)を指定し、教員免許をもつ専門指導員を派遣し、通常の学級における必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援します。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について研究し、検証を行います。	担任・指導員・スクールカウンセラー等による日常の学校生活における児童生徒の状況把握に加え、専門的な見地からの見立てを踏まえて保護者に児童生徒の状況を説明することができたため、保護者との連携が図られてきています。対象児童生徒も自己肯定感が高まり、各自に応じた課題解決及び適応状態の改善が図られてきています。	児童生徒が通室することへの同意を得るのが難しい保護者に対して、本教室に関する理解啓発をさらに図っていく必要があります。また都の特別支援教育推進計画第3次計画の同様事業の動向を見据えながら通常の学級における「特別支援教室」の運営の在り方について25年度検証を行う必要があります。	A	—	現状維持	モデル校を指定し、専門指導員による、通常の学級における取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援している。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	046	教職員ICT活用研修		教職員が、基本OSやベーシックな事務用ソフトの他、授業や教材作成に活用できるグラフィックソフトやプレゼンテーションソフトに習熟するほか、ICT機器を利用した授業方法を学ぶことにより、教務や校務の効率化や授業の質の向上を図ります。	6時間を1単位とした研修を幼稚園、小・中学校の長期休業期間に集中して実施するほか、学校等への技術的サポートを随時行います。	<ul style="list-style-type: none"> 学校のニーズに合わせて回数を精査し、基本的なアプリケーションソフトの操作のほか、電子黒板や大判プリンタなど、授業に直接活用できるICT機器の研修を実施しました。 ICTリーダー研修では、班ごとにICT機器を使用した実践的な研究事業を行いました。 幼稚園、小中学校のホームページの更新、メンテナンスのサポートや、随時、学校への技術的支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末など新たなICT機器の効果的な利用方法の検討及び教職員向け研修を実施する必要があります。 教職員が幼稚園、小・中学校ホームページを更新できる環境の構築。 教職員がICT環境に適應するための継続的支援が必要です。 	B	—	改善・見直し	学校ニーズに合った内容を精査し、研修の有効性、効率性を高めます。
	047	総合教育相談事業の連携強化		学校や保護者、子ども本人に対し多角的な支援を行うことにより、いじめや不登校、家庭内暴力、児童虐待、集団不適応等の課題や教育・生活上の悩み等について、予防・発見・解消を図ります。	教育相談室での面接相談をはじめ、専門家の派遣や適応指導教室等様々な形で、子ども、保護者、学校等に対する多角的な支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「不登校対応チーム」が2年目になり、不登校児童・生徒一人ひとりの変化を促す支援を強化してきました。「家庭と子供の支援員」の別室登校対応による登校日数の増加や教室復帰、また、「スクールソーシャルワーカー」のケースワークによる適応指導教室への通級や別室登校または不登校解消などの成果をあげています。なお、子育て支援カウンセラー事業は福祉センターに移管されました。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童・生徒が増加しており、その減少のためには、早期の対応が重要です。スクールソーシャルワーカーによるケースワーク、不登校対応チームによる学校への支援、スクールカウンセラーによるカウンセリング等の質及び関係者間の連携をより一層高める必要があります。 	B	—	拡充	①新教育センターでの療育相談と教育相談の融合に向けた体制づくり②不登校対応チームの3年間のまとめ
	048	科学教育支援事業		自然観察や実験・ものづくりを通じ、子ども一人ひとりの、自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育成します。併せて、子ども向けの情報科学事業を通じ、パソコンのスキルや情報リテラシーの向上を図ります。	「科学教室」、「親子理科教室」、「やってみましょう楽しい実験」、「親子パソコン教室」等の教室を開催するほか、「子ども科学カレッジ」等の事業を通じ、大学連携を一層拡大します。また、移動科学教室、理科の出前事業、教員向けの理科実技研修を実施します。	科学教室等では述べ2,501人、うち高学年・中学生対象の子ども科学カレッジでは401人の参加があり、年齢層の拡大で課題の低年齢化も一定程度解消し、幅広い年齢層に科学の魅力を提供できました。また、理科実技研修会を通じて、学校現場での理科教育の充実に寄与しました。	5歳から中学生までの幅広い年齢層に適時的確に科学に対する興味や刺激を与えるために、受講者の年齢分布やニーズの把握及び分析、既存の科学教室等の体系・分野の整理、新たなメニューの追加、開催日時・回数など新教育センター移行を見据え全体的な検証及び見直しを行う必要があります。	A	—	拡充	より幅の広い、そして最先端の科学の世界を体験できるよう「子ども科学カレッジ」をはじめとした大学連携事業を積極的に推進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	049	学校支援地域本部事業		地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部の設置をします。	平成22年度に実施した本事業のPR事業である学校支援地域本部フォーラム開催後に、実施希望校が大幅に増加したことから、そのような学校と調整を図りながら、設置校を拡大していきます。	24年度においては、小学校13校、中学校2校において学校支援地域本部による活動が行われています。また前年同様、授業・部活動・文化芸術活動の指導補助、学校HPの作成支援等が行われ、特に中学校では、職場体験の受け入れ先確保などの支援もなされました。	・本事業は開始した平成22年度から24年度まで順調に実施校が増加してきましたが、25年度の新たな設置は難しい状況です。今後も学校支援地域本部の果たす役割は増大すると思われすが、設置校の増加には、制度を担うコーディネータの発掘が欠かせません。 また、地域の人材の発掘や「地域での子育て・教育」との観点から青少年委員等との連携強化も求められます。	A	—	拡充	25年度当初、新規設置校はありませんでしたが、引き続き、学校支援地域本部の設置拡大に努めます。
	050	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営		学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、運営します。	地域住民・保護者・校長等を委員とする学校運営協議会を設置し、学校運営の基本的事項の承認、学校運営に対する意見、支援をとおして、開かれた学校づくりを進めます。	学校便りや学校のホームページに概要及び会議録を公開し、保護者・地域住民への周知を図ることができたほか、学校運営協議会の意見により音羽中に学校支援地域本部が設置され、コミュニティスクール教員公募を実施しました。	モデル事業前半は、制度についての周知理解が中心ということもあり、学校運営協議会(コミュニティスクール)が設置されたことによる変化が保護者地域住民に見えにくい状況があります。地域と学校とのつながりを深めるような具体的な取組を工夫していく必要があります。	—	B	現状維持	学校運営協議会を設置し、学校運営の方針、経営計画、予算の執行、評価等を行い、地域の視点に立った学校運営の改善を図ります。
	051	空調機設置(幼稚園保育園保育室等の冷房化)		夏季の気温上昇等、近年の気候変化に対応し、良好な教育環境を確保します。	(設置済みの柳町幼稚園を除く)幼稚園9園の保育室、小学校1校・中学校2校の図書室、及び小学校7校の図工室に、コストやメンテナンス面を考慮し、リース方式による空調機を設置します。		老朽化した空調機の更新時期及び、どのように更新していくのか検討する必要があります。		—	縮小	室外機スペース、省エネ推進等を考慮し、氷蓄熱・ヒートポンプ式を設置場所に合わせ検討します。
	052	外壁・サッシ改修		小中学校の児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	老朽化している外壁・サッシの改修を行います。 改修にあたっては、主に夏季休業期間を活用して行うため、1校の改修完了には、複数年にわたる工事が必要です。	駕籠町小学校(2期)、駒本小学校(1期)の外壁・サッシを改修しました。	サッシからの転落防止、換気の観点から、窓ストッパーの取付位置について、再考する必要があります。	A	—	現状維持	平成25年度は駒本小学校(2期)、第十中学校(1期)の外壁・サッシを改修します。平成26年度以降も、老朽化している外壁・サッシの改修を計画的に実施する予定です。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容	
子育て・教育	053	校地の拡張		小・中学校の児童・生徒・教職員に、より充実した教育環境に整備します。	必要な運動場を確保するなど、良好な教育環境を確保するため、校地の拡張に努めます。		引き続き情報収集に努めています。	—	C	現状維持	今後も情報収集を続けていきます。	
	054	第六中学校改築	文京区立小・中学校将来ビジョン、文京区立第六中学校改築基本構想	「区有施設中長期改修計画」において耐震ランクがCである校舎の全面改築を行い、生徒の安全を確保し、良好な教育環境を提供します。また、向丘地域活動センター及びアカデミー向丘についても老朽化等により改築が必要なため、同校舎と併設し改築改築を行ことにより、施設の有効活用を図ります。	現在の敷地を有効活用して改築を行うため、仮設校舎を敷地内に建設いたします。また、1期工事で旧校舎東側部分に地上7階地下1階の校舎及び体育館等を、2期工事で旧校舎西側部分及び旧体育館部分に一部校舎を含む区民施設とグラウンドの整備を行います。	平成24年度は地中障害物除去により工事工程の一部を見直しましたが、修正後の工程について予定通りに工事は進捗しています。	一期工事竣工後、平成25年11月に新校舎への移転を予定していますが、学校活動中の移転となるため、学校運営に支障を生じないよう調整する必要が生じています。	A	—	拡充	一期工事竣工後、25年11月に新校舎へ移転。二期工事・グラウンド工事・区民施設工事を含め26年度末まで全事業完了予定。	
	055	校庭の整備		幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	全天候型舗装(ウレタン系、ゴムチップ系、アスファルト系、砂入り人工芝)校(園)庭を採用している幼稚園・学校のうち、舗装が老朽化している幼稚園、小・中学校について、整備を行います。		指ヶ谷小学校の校庭舗装を改修し、教育環境を向上させることができました。	運動中の事故を防ぐためにも、園児・児童・生徒が運動する校庭の舗装面を良好な状態に保つことが求められており、今後も計画的に整備する必要があります。また、整備の際、防球ネットの改修も検討していく必要があります。	A	—	現状維持	平成25年度は、柳町幼稚園の園庭を整備します。平成26年度以降も舗装が老朽化した校(園)庭を整備する予定です。
	056	耐震性能の向上	文京区区有施設の中長期改修計画、文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム	幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	校(園)舎の耐震性を向上させるため、改修工事を実施します。小・中学校については、1校の改修に2年(夏季休業期間×2期)を要します。		金富小学校(2期)、第一幼稚園、柳町幼稚園の耐震補強工事を実施しました。工事手法を工夫し、夏季休業期間中に大部分の工事を完了させました。	工事期間中は、校(園)舎の一部または全部が使用できなくなるとともに、騒音等も発生するため、園児・児童・生徒への負担の軽減を図る必要があります。	A	—	終了確定	平成25年度は、八ヶ岳高原学園の耐震補強工事を実施します。本年度で耐震補強工事は完了します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	057	給食室の整備		老朽化した給食室を改修し、ドライシステムに整備することで、安全な給食を提供することを目的とします。	衛生面の安全性を高めるため、ドライシステムの施設に改修します。	駒本小学校をドライシステムの給食室に改修することにより、安全衛生環境が改善されました。礪川小学校の給食室の実施設計を行いました。	区立小中学校の給食室は、まだウェットシステムの学校があり、老朽化も進んでいます。また、衛生基準にあった作業区分に分けることや専用の便所など未整備の学校があります。給食の安全衛生を確保するために継続的、計画的な改修、設備工事が必要です。	A	—	現状維持	25年度1学期終了後から礪川小学校を改修予定です。25年度に駕籠町小学校設計委託をして26年度に改修する予定です。
	058	教育情報ネットワーク環境整備の充実		児童に対するICT環境を拡充し、ICT学習の習熟をより高めます。また、小学校に校内LANを敷設し、教育用のコンピュータの活用等、ネットワーク環境を統一し、校内の情報流通の円滑化、共有化を図ります。	小学校のコンピュータ教室の更新に合わせ整備台数を1教室当たり20台から40台へ変更します。教員人数、栄養士人数に加え講師、非常勤事務員及び専門職員雇用として既存環境と同様のコンピュータ2台を追加します。小学校の普通教室、特別教室に有線LANを敷設します。	小学校20校のうち、15校のコンピュータ教室の台数が40台となり、一人1台が達成され、ICT教育の充実が図られています。小学校20校のうち、10校に校内LANが敷設され、情報共有が高まっています。	非常勤教諭について、クラス担任となる場合があり、教務用コンピュータの拡充が求められています。	A	—	拡充	小・中学校に電子黒板の設置を推進する計画を行う区立幼稚園内のLANを学校間LANに参加させる
	059	青少年対策地区委員会活動支援	子育て支援計画・アカデミー推進計画	各地区が持つ地域性を活かしながら、地域における青少年健全育成事業を実施している青少年対策地区委員会(9地区)の活動を支援することにより、区内青少年健全育成施策の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長していける環境をつくりまします。	青少年対策地区委員会が実施する青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事の支援を行います。また、委員研修会、会長会、地区連絡会などを開催し、情報交換や委員の知識の習得の場として活用しています。	平成24年度は、青少年対策地区委員会設立50周年記念事業として「文の京こどもまつり」を開催し、例年以上の参加者となりました。長年青少年健全育成活動を続けてきた青少年対策地区委員会に対する区民からの期待は大きく、青少年健全育成のさらなる推進において欠かすことのできない存在となっています。	青少年対策地区委員会の役割を改めて整理し、青少年健全育成活動をより効果的に展開する必要があります。青少年問題協議会に設置した「青少年健全育成のあり方検討部会」で報告される各団体の役割を再確認し、時代に即した活動の推進を図ることが必要です。	A	—	現状維持	次代に向けた活動のあり方を見据えながら、各地区の青少年健全育成施策に対する支援を継続していきます。
060	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」の推進	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」・子育て支援計画	文京区青少年問題協議会で策定した「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」に基づく実効性のある取り組みを、区内青少年関係団体とともに実施し、青少年健全育成施策の充実を図ります。	「はじめの一步！(文京区青少年育成プラン)」の重点行動である「あいさつ・声かけ・きっかけ作り」の啓発チラシや、ITメディアの安全かつ適切な活用についての情報提供冊子を作成し、区内小学生等に配布します。また、文京区青少年問題協議会に検討部会を設置し、「(仮称)中高生育成方針」の策定に向けて検討を行います。	「あいさつ・声かけ」運動の啓発シールやITメディアに関する情報提供冊子を区内児童や保護者に配布し、継続的な啓発を行っています。また、「文京区中高生育成基本方針」に基づき、「文の京こどもまつり」での青年ボランティアの拡大や青少年対策地区委員会委員研修会の開催など、中高生施策の推進を図りました。	青少年関係団体と区が連携しながら青少年健全育成施策をより発展させていくため、文京区青少年問題協議会に「青少年健全育成のあり方検討部会」を設置し、各団体の役割や時代に即したその活動のあり方を検討しています。	A	—	現状維持	各種啓発活動を継続的に実施するとともに、青少年問題協議会に新たな検討部会を設置し、時代に即した青少年健全育成施策のあり方を整理しています。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・ 教育	061	青少年の社会参加及び青年育成事業の推進	子育て支援計画・アカデミー推進計画	青少年が地域の人たちとの交流を通じて社会の一員であることを実感し主体的に社会参加するきっかけとなる事業を支援することで、青少年の社会参加と自立を促進します。 また、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業を支援し、地域社会で自主的に活動できる青年を育成します。	区内で非営利活動を行う団体(NPO等)が実施する、地域の人たちとの交流を通じて青少年が主体的に社会参加するきっかけになる事業及び、青年が地域社会で自主的に活動するために必要となる講座や、青年自らが企画・運営する事業に対し、補助金を交付します。	事業内容やコスト面などNPO等の特性を活かした効率的かつ効果的な事業展開が実施され、社会参加・青年育成という目的に対して、各団体が十分な成果をあげています。 補助事業の選考については、区の青少年関係所管課長及び学識経験者が多面的な視点から審査を行っています。	青年育成事業は申請団体が固定化する傾向があります。 補助事業の選考基準を明確にし、本事業目的を実施団体・区が十分に共有し、より効果的な事業展開を図る必要があります。	C	—	現状維持	補助事業が今後の区の青少年健全育成施策に広く活かせるものとなるよう、補助対象や選考方法の見直しを図ります。
	062	文京区社会を明るくする運動	子育て支援計画・アカデミー推進計画	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことを目指します。	関係30団体からなる「文京区社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、7月の強調月間に合わせて「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」などの啓発事業を実施し、本運動の趣旨を広く呼びかけます。	東京ドーム周辺広報啓発活動では、約400名が参加し、広く本運動の趣旨を呼びかけています。 文京区社会を明るくする大会では、中学生の意見発表や青少年団体の活動発表を実施するなど、参加型の啓発事業になっています。 文京矯正展では、約4,000名が来場し、広く区民に対して更生保護の啓発が実施されました。	各事業においては、参加者・区民に対して本運動の趣旨・目的を十分に理解してもらう必要があり、効果的な啓発を見据えた展開が必要です。また、短期的な成果が出にくい事業であり、地道に実施していくことが必要です。	—	A	現状維持	関係団体とともに事業内容の創意工夫をしながら、より効果的な事業内容を検討していきます。
	063	子ども110番ステッカーの充実	子育て支援計画	子どもたちに対する犯罪の未然防止と、青少年が安全かつ安心して生活できる良好な地域環境の形成を目指します。	緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す「子ども110番ステッカー」を協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、区内の小学1年生には事業周知用のステッカーを配布します。 また、区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認を行っています。	地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る環境が整備されています。 また、区立小学校PTAの協力を得てステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認調査を行っているため、より信頼性のある事業となっています。	子どもたちがステッカー貼付場所(緊急時の避難場所)を正確に把握することで、安全面の強化が可能になります。また、スクールガード等の事業との連携により、本事業がより発展することも期待できます。この成果を一層向上させるには、新たなステッカー貼付場所の確保が重要です。	C	—	現状維持	子ども110番ステッカーによる犯罪の未然防止と、より安全な環境づくりの必要性を呼びかけながら、協力者数の維持・拡大を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	064	家庭の日啓発事業	子育て支援計画・アカデミー推進計画	最も基本的な人間形成の場である「家庭」の意義を見直し、家族のふれあいや結びつきを深めることの重要性を呼びかけることにより、青少年健全育成施策の一層の推進を図ります。	青少年対策地区委員会(9地区)が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行うとともに、啓発資材を配布します。	青少年対策地区委員会が各地区で実施する「家庭の日」啓発事業や、九地区合同行事「文の京こどもまつり」は家族のふれあいや地域の交流の場として活用されています。「家庭の日」啓発品は、区報や区ホームページを活用した取り組みを実施し、より多くの家庭で啓発品の活用と事業への理解を促しています。	「家庭の日」啓発事業や啓発品を通じて、より多くの家族が「家族のふれあい」の必要性を感じ、具体的な行動につながっていくよう、効果的な取り組みが必要です。	A	—	現状維持	今後も青少年対策地区委員会が実施する「家庭の日」啓発事業に対し補助を行うとともに、啓発品の内容を工夫しながら継続的に啓発していきます。
	065	青少年対策推進関係機関連絡会	アカデミー推進計画	青少年の健全育成や非行防止などの青少年対策について、情報交換・意見交換を行い、区内小・中学校、高校、警察などの緊密な連携と対策の推進を図ります。	連絡会を開催し、警察からの少年非行概況の報告や、青少年健全育成施策に関する情報交換・意見交換を行います。	各地域における少年非行の状況を管轄の警察から報告するなど、生活指導の面からは有益な情報提供ができています。行政・学校・地域の関わりや、中高生世代の社会参加活動等について意見交換を行い、連絡会が行政と私立学校等をつなぐパイプとして、中高生向け事業等の推進に有効活用されています。	各校の特性や教育方針の独立性を尊重しながらも、中高生向け事業の拡充を図るためには、連絡会でのパイプやアイデアを有効活用する必要があります。また、会を通して学校同士がいかにかに連携を図るかが課題です。	A	—	現状維持	出席校にとって、より有効的な連絡会にするとともに、他の事業との連携が図れるよう、各校との関係性を強めていきます。
	066	(仮称)青少年プラザ事業		(仮称)青少年プラザを設置し、中高生が気軽に集まれて自主的な活動ができる場や様々な人との出会いの機会を提供することで、中高生が社会性を身につけ自立した大人へ成長することを応援します。	教育センター等建物基本プランに基づき、平成27年度の事業開始に向けて施設面や運営面についての詳細を検討します。	中高生の声を直接聞き、ニーズを汲み取ることは、各諸室の様や利用想定、さらには、文化・スポーツ事業や学習支援事業等の施設で行う各種事業を検討するうえで大いに役立ちました。また、このことにより事業スキームの概要を固めることができました。	中高生にとって居心地が良く、魅力ある施設にするために、中高生を対象に実施したアンケートやヒアリング結果をふまえ、ニーズにあった事業計画及び運営体制を構築することが不可欠です。また、青少年の健全育成に深く関わっている地域団体等からの意見も引き続き収集する必要があります。	—	A	現状維持	アンケート等により中高生の意見を聴きながら、中高生にとって利用しやすい運営方法や、魅力的な事業内容を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	067	シルバーお助け隊 事業補助	文京区地域福祉 保健計画(高齢 者・介護保険事業 計画)	70歳以上の高齢者世帯や障害 者世帯を対象に、日常生活にお けるちょっとした困りごとを援助 するサービスを提供する。	日常生活におけるちょっとした困 りごとに対し、公益社団法人文京 区シルバー人材センターが会員 を派遣して援助します。1回につ き300円を申込者が負担し、区 が実績にあわせてシルバー人材 センターに助成金(1回につき1, 300円)を交付します。	①平成24年度は353件の実績が ありました。主な作業内訳は電球 等交換80件、家具移動55件とな っています。 ②前年度に比べ、利用件数は約 3割減少しました。	①利用件数が減少しており、改 めて本事業の周知を図るなど本 事業の充実に向けた工夫が必要 です。 ②ちょっとした困りごとの内容に 柔軟に対応することが求められ ています。	C	—	現状維持	引き続き高齢者のちょっとした 困りごとに対し、シルバー 人材センターから職員を派 遣することにより、高齢者の 日常生活の安定化を図りま す。
	068	特別養護老人 ホームの検討	文京区地域福祉 保健計画(高齢 者・介護保険事業 計画)	現在の特別養護老人ホームの 入所希望者と、今後の高齢者人 口及び要介護者の増加に対応 するため、新たな特別養護老人 ホームを整備します。	区有地の活用をはじめ、民間事 業者を支援することにより、特別 養護老人ホームの整備を推進し ます。	区内における特別養護老人ホ ムの整備方針において、次のと おり方向性を示しました。 ①区独自の建設費補助制度の 整備 ②教育センター敷地を活用した 旧区立特別養護老人ホームの 大規模改修を組み合わせた再 整備の実施	整備方針に基づく具体的な内容 を検討の上、条件を整理し、民 間事業者と協議、調整する必要 があります。	—	B	拡充	区独自の建設費補助制度を 新設し、春日二丁目国有地 における施設整備を支援し ます。また、教育センター敷 地を活用し、旧区立特別養 護老人ホームを再整備する ことにより、大規模改修に関 する課題を解決していきま す。
	069	介護保険サービス の充実	文京区地域福祉 保健計画(高齢 者・介護保険事業 計画)	高齢者が住み慣れた地域で、 安心して暮らしていくことができ るよう、介護及び介護予防サー ビスの充実をはかり、各々の身 体の状態に応じ自立した日常生 活を営むことができるよう介護保 険サービスを提供していきます。	介護保険事業計画に基づき、 被保険者の要介護状態又は要 支援状態に関し、その状態の軽 減又は悪化の防止に必要な保 険給付を行います。保険給付は 被保険者の心身の状況、その他 環境に応じて、被保険者の選択 に基づき適切な介護サービスが 事業者及び施設等から提供され ます。介護保険事業の持続可能 で安定的な運営を行っていきま す。	介護報酬のプラス改定や利用者 数の増加により、24年度の介護 給付費は前年度に比べ約4.6% 増加し、117億7千万円となり高 齢者を支える制度として定着して います。 在宅生活が困難になった利用者 が住み慣れた地域で暮らし続け るためのサービスとして、24年度 に2か所の認知症高齢者グル ープホームを開設し、区民ニーズ に対応しています。	第5期高齢者・介護保険事業計 画を着実に実施していくことが 必要です。第5期で新たなサービス として位置付けられている、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護 の整備を行うと共に、第6期高 齢者・介護保険事業計画策定の基 礎資料を収集する目的で高齢者 等実態調査を行います。	—	A	現状維持	要介護状態になっても、その 人の有する能力に応じた自 立した日常生活を営むことが できるよう、必要な介護保険 サービスを提供していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	070	地域密着型サービス施設整備費補助	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	要介護状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域密着型サービス施設を整備します。	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業のうち、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。	・24年度6月に認知症対応型共同生活介護(富坂地区、2ユニット定員18人)認知症対応型通所介護(定員3人)、2月に認知症対応型生活共同介護(駒込地区、3ユニット定員27人)を開設しました。	依然として小規模多機能型居宅介護拠点の整備が進んでいない状況にあります。また引き続き認知症対応型生活共同介護(2か所)の整備が必要ですが、公有地の活用のほか、日常生活圏域にとらわれない柔軟な整備について検討する必要があります。	A	—	拡充	25年度に認知症対応型共同生活介護(2か所)小規模多機能型居宅介護拠点(2か所)を公募により整備する予定です。
	071	高齢者の社会参加促進事業	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	会社を退職したり、自営業を引退した高齢者を対象として、社会参加、地域活動参加のきっかけづくりのために講演会、イベント、見学会等を開催し、地域社会への参加を促進します。	区民課協働推進、アカデミー推進課、社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携協力し、既成のボランティア団体、NPO団体の実態を認識したうえで、調整、連絡をしながら、講演会等を実施し、高齢者の社会参加を図っていきます。	平成24年度はミドル・シニア講座として以下の講座を行いました。 平成24年10月30日「安心感のあるコミュニケーション」36人 平成24年11月10日「これからの人生設計」32人 平成24年12月8日「社会参加で健康に」20人 平成25年1月19日「定年後のしごと」16人	①ミドル・シニア世代の一層の地域社会活動への参加を促すための工夫が必要です。 ②ミドル・シニア世代の地域社会活動に関する様々なニーズに対応するため、様々な機関と連携して事業を行う必要があります。	A	—	拡充	平成24年度受講生のフォローアップ講座を開催します。平成25年度は、バージョンアップしたミドル・シニア講座を実施するとともに、健康長寿医療センターと協働で「高齢者のための絵本の読み聞かせ講座」を行います。
	072	ふれあいいきいきサロンへの助成		外出の機会が少なくなりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子が、月に1～2回程度集い、いろいろな活動の中で、楽しみながら仲間づくりをしていきます。地域で孤立しがちな人たちが住み慣れた地域の中で支え合い、安心して暮らしていけることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、各サロンに多くの区民が気軽に参加でき、多様な活動と幅広い年齢層のサロンが各地区にバランス良く開設されるよう、サロンの開設を計画している人に開設から自立までの支援を行います。	・サロン設置数が83か所に増加し、身近なところで気軽に参加でき、孤立予防に成果をあげています。 ・参加者は延べ34,807人であり前年比1,036人増、ボランティア数も5,333人となっており同548人増となっています。 ・開催回数は延べ2,213回で、同98回増となっています。	・既存のサロンは、ほとんどが1～2回開催であるため、孤立予防をさらに進める上で、地域に常設型でいつでも寄れるサロンの開設の検討が必要である。	A	—	拡充	①多様な団体に開設の呼びかけや支援を行っています。 ②サロン同士のネットワーク化を図るため、代表者交流会等を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	073	転倒骨折予防教室	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)、健康ぶんきょう21	高齢者の心身の機能低下を防ぎ、転倒や閉じこもりを予防することで、要介護状態となることを予防します。	地域の身近な施設(12会場)において、作業療法士・保健師等が、転倒骨折を予防するための運動教室を定期的に行います。教室卒業後も運動が継続できるよう支援します。あわせて歯科衛生士が口腔の健康と機能向上のための指導を直営の各会場で行います。	①体力測定結果では握力測定で7割、5M最大歩行で6割が改善維持し、参加者の心身機能維持に役立っています。 ②教室修了者の自主グループが1つ誕生し、既存のグループの高齢化が進み、他のグループと統合がありました。 ③新たなボランティア指導員の育成を実施しましたが、実際にグループ指導を行える者の育成には繋がりませんでした。	①一時予防事業であり、介護が必要な利用者も含まれるため、安全面での課題があります。 ②新たなボランティア指導員が新規のグループの教室運営に活躍できるよう、育成プログラムの内容等を検討し、多くの参加者が得られるよう取り組む必要があります。	B	—	現状維持	教室終了後も自主グループで運動を継続できる体制の維持に努めます。また自主グループの支援を行うボランティア指導員育成を併せて行います。
	074	文の京介護予防体操の普及	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	元気な高齢者から健康に不安を抱えている高齢者までが、自宅や会場等で気軽に体操を行うことにより、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防します。	地域会場での事業実施、体操教室、各種イベントにおける実演、体操出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて普及を図るとともに、体操推進リーダーの養成を行います。	参加者の増加に伴い、汐見・駒込に次いで、平成24年4月からシルバーホールの会場も2部制を導入しました。 会場数は変わりませんが、2部制会場が増えたことで、参加人数も11,270人と一挙に増加しました。	2部制の地域会場が増えていく中、高齢者が参加しやすい時間帯に集中しやすい傾向があり、1部と2部の参加数に差が生じています。 2部制会場を増やすより、自宅近くで参加できる会場数を増やしていく必要がありますが、区有施設では限界があり、今後は民間施設等の活用を検討する必要があります。	B	—	拡充	平成25年5月から湯島地域会場が開始され、地域会場が7か所になります。会場を運営する推進リーダーの効果測定制度を開始し、推進リーダーの質の向上に努めていきます。
	075	認知症予防の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	前頭葉の前頭前野領域の機能低下を防ぐことから認知症を予防することで、高齢者が介護を必要とする状態を防いだり、たとえ介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにして、高齢者の自立を支援することを目的とします。	簡単な「読み書き」や「計算」の習慣化を促す脳のトレーニング(学習療法)に基づいた教室事業のほか、有酸素運動などから脳の血流を良くし認知症を予防する教室事業を行います。	脳の健康教室の1クールの回数を24回から11回に減らし、その分2クールから3クールに増設して12名が増加しました。また新たに脳いきいきウォーキング教室と脳力アップ教室を実施したことで、92名の増加となり、参加者からは教室内容に満足されたとの評価を受けました。	脳の健康教室実施場所により申込数に差が生じてしまう問題があります。申込みの少ない教室に対しては、周知方法を工夫するなどして、申込数の増加に努めます。 また、長年の課題である教室リピーターの問題については、中期計画で、見直しも含めて今後の実施に向けて検討する必要があります。	A	—	現状維持	脳の健康教室は、平成25年度から白山から西原に教室を変更します。また、脳力アップ教室は好評であったことから、2クールから3クールに増設します。
	076	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード設置	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	65歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅内での緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象の高齢者宅に設置します。カードの情報は、区と民生・児童委員、話し合い員、地域包括支援センターが共有し、緊急時に備えます。	民生・児童委員が区からの委託に基づき対象者宅を訪問し、緊急連絡カードの設置を勧奨します。	24年度は補充調査を行いました。60歳代の対象者には郵便でカード設置希望調査を行う等調査方法の改善を行い、民生・児童委員の調査負担を減らすことができました。申込者数は293件と例年の補充調査とほぼ同様でした。高齢者の安否確認や緊急対応、その後のケアなどに役立てることができました。	25年度より、80歳以上の高齢者のみ世帯員もカードの対象者としますので、カード設置事業が円滑に進むために調査体制等の整備が必要です。また、外出時、自宅外での緊急事態への対応方法は、緊急連絡カード以外の方法を含めた研究が必要です。	C	—	改善・見直し	調査対象や調査方法を児童・民生委員とともに検討し、改善を重ねていますが、より合理的効果的な運用を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	077	緊急通報システムの整備	文京区地域福祉保健計画	独居高齢者が、安心して自立した在宅生活を継続するために、家庭内での緊急事態に対応します。	65歳以上独居等高齢者世帯で、慢性的な疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方が、自宅内で緊急事態に陥った時、速やかな救援を行うことができるよう、無線発報器等を利用して東京消防庁等に通報する緊急通報システムを整備していきます。	民間型緊急通報システムへの移行により、緊急事態における確実な救援ができています。また、月1回の定期的な電話連絡によって、対象者の近況が確認できるようになりました。	慢性疾患のない高齢者からの問い合わせもあり、社会福祉協議会が実施している緊急通報サービスの適切な案内も必要になっています。	C	—	現状維持	対象者の適正な把握に努め、必要な方への設置を着実に実施していきます。
	078	認知症サポーターの養成	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	認知症になっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域に1人でも多くの認知症サポーターを養成します。	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの人数を増やします。 ※認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る存在です。認知症サポーター100万人キャラバンは、厚生労働省が提唱する全国キャンペーンです。	平成24年度は963人のサポーターを養成し、平成24年度末で、合計4,278人となりました。またサポーターのステップアップ講座として、33名の参加がありました。養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成講座を開催したところ、56名が受講し、35名が区に登録しました。	①サポーターの一層のステップアップを図る仕組みを関係機関の協力を得ながら構築することが必要です。②小・中学生に対してサポーターを一層拡大していくことが求められています。	C	—	拡充	引き続き認知症サポーターの増を図るとともに認知症サポーターが有意義に活動できる環境の整備を図ります。
	079	ハートフルネットワーク事業の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、区、地域包括支援センター及び関係協力機関が相互に連携し、地域全体で高齢者に対する見守り、声かけ等を行うとともに、異常等を発見した場合には、迅速に対応できる体制を確保します。	関係協力機関それぞれの日常業務の中で高齢者の異常を発見したとき、声かけや、地域包括支援センターへの通報等を行います。団体協力機関を中心に安心ネット連絡会を開催し、ケース検討や情報交換等を行います。	①民間事業者から7件の情報が寄せられ、早期対応ができました。 ②平成24年度は配食サービス業者1団体、NPO団体1団体、民間協力機関2団体が加入し、合計556団体・人となりました。 ③ネットワークの参加者の情報誌として「ハートフルネットワークNEWS」創刊号を発行しました。	①今後とも協力機関の拡充が求められています。 ②高齢者あんしん相談センターと協力機関が一層連携を深めていくための工夫が必要です。	—	A	拡充	新たな協力団体を増やすとともに、あんしんネット連絡会等で地域の課題を話し合う等、ネットワークの機能を強化します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	080	高齢者安心見守りネット		<p>独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者の所在不明問題や孤独死などが社会問題化しています。このような背景の下、高齢者の生活状況を定期的に捉えるとともに、異常時等に迅速に対応するためには日頃からの見守りが重要であることから、従来の見守り事業に加えて、地域による支援のしくみを強化し、高齢者に対する総合的な見守り体制を構築します。</p>	<p>高齢者の状況把握訪問として、これまで介護保険や高齢者サービス等の利用がなく、区等が状況を把握していない高齢者(75歳以上)を対象に、日常生活の状況、見守りの希望等について聞き取りを行うとともに、各種見守り等を紹介し、個人々の状況に応じた見守りにつなげていきます。また、区において高齢者のサービス利用状況の一元的な管理を行い、高齢者への相談支援について、より迅速かつ的確な対応を図ります。</p>	<p>各高齢者あんしん相談センターが、熱中症予防の啓発などで個別宅を訪問し、状況把握に努め、必要なサービスにつなぐなど、状況に応じた対応を行いました。</p>	<p>状況把握訪問事業は終了していますが、引き続き高齢者あんしん相談センターで訪問し、状況把握を行っていく必要があります。</p>	—	改善・見直し		
	081	院内介助サービス	文京区地域福祉保健計画	<p>医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保します。</p>	<p>介護保険で要支援2以上の認定を受けている65歳以上独居等高齢者が、通院介助を利用して医療機関を受診する際、院内での付添い等のサービスを提供します。</p>	<p>介護保険での通院介助に引き続き、医療機関の院内における付添いや誘導等の介助を、延べ903人に1,808時間30分提供しました。ケアマネジャーからの、利用に関する相談が増え、利用者数、利用時間とも増加しています。</p>	<p>ケアプランを作成する事業者の交代等により、対象者の院内介助利用が十分に引き継がれない事例がみられます。申請が確実になされるようにケアマネジャーには、指導、助言を図っていきます。</p>	A	—	現状維持	<p>近隣区の事業者ケアマネジャーを依頼する対象者も徐々に増えていることから、確実な案内、周知を進めていきます。</p>
	082	家族介護支援事業(認知症介護教室)	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	<p>認知症の高齢者等、介護が必要な高齢者を介護している家族を支援します。</p>	<p>認知症等に対する知識や介護方法の普及を行うため、区内4カ所の地域包括支援センターで認知症介護教室等を開催します。家族同士の交流や、体験の共有を図ることで孤立感を減らすことにつながる家族交流会を開催します。</p>	<p>認知症介護教室を年8回開催し、186人の参加がありました。24年度も、4地域包括で各2回ずつの開催を継続でき、内容も医療関係、消費者問題、成年後見制度等、多岐に渡りました。認知症家族交流会は、年12回開催することができ、参加人数は65人でした。リピーターの方もおり、定着しています。</p>	<p>1回当たりの参加人数が減っているため、広報を確実に行うとともに内容のさらなる工夫が求められます。</p>	A	—	現状維持	<p>介護者の関心に添ったテーマを設定するなどして、定期的な開催を定着させていきます。</p>

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	083	高齢者の権利擁護の推進	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者の尊厳を保持するため、虐待を防止することが重要であることから、虐待を受けた高齢者の養護措置を図るとともに、虐待防止に向けた広報・啓発活動を推進し高齢者の権利擁護に努めます。また、身寄りがない認知症の高齢者等を擁護するために、成年後見制度の区長申立の活用を促進します。	高齢者の権利擁護のための積極的な広報・啓発活動の充実を図り、地域や関係機関の理解と協力を深め、虐待防止や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施します。また、身寄りがない認知症高齢者等に区長による成年後見申立を行い、権利擁護を図ります。	健康長寿医療センターと共催で区民向けに権利擁護講座を開催するとともに、話し合い員の勉強会では弁護士による権利擁護の学習を企画し好評を得ました。虐待通報件数は32件と前年を下回っていますが、虐待確認件数は27件とほぼ横ばいです。成年後見区長申立では7件でした。社会福祉協議会との連携により、法人後見ケースの拡大を進めています。	虐待の通報者は、24年度の調査でも圧倒的にケアマネジャーや介護支援員及び家族親族で占められています。こうした高齢者に身近な支援者への虐待防止の周知と啓発は、直接的に早期発見につながりますが、それとともに介護に実際には担っている方への啓発も大変重要です。	B	—	拡充	虐待対応や成年後見制度など権利擁護体制の強化
	084	権利擁護センター事業の充実		高齢者、障害者等の権利を擁護し、誰もが安心して地域社会での生活が続けられるように、各種の支援を行い、地域福祉の向上に努めます。	社会福祉協議会に助成して、福祉サービス利用援助事業及び財産保全管理サービスの実施、福祉サービスに関する苦情等の受付、成年後見制度の相談受付・利用支援、法人後見、申立経費の助成、法律相談、成年後見相談の実施などを行っています。	・相談問い合わせ件数は24年度で1114件で、前年度比282件の減ですが、その内、成年後見制度の相談問い合わせ件数は273件と前年度から49件増となりました。 ・法人後見3件を新規受任し、合計受任数は4件となりました。 ・パンフレットを、関係機関や金融機関に配布し、新規の相談問い合わせにつながりました。	・福祉サービス利用援助については23年度の実績20件を上回り26件となりましたが、財産保全管理サービスは前年度の37件を下回り33件となりました。25年度は、関係機関への周知、広報紙への掲載、学習会の開催等を通じて、利用の増加に努めます。	B	—	拡充	①関係機関とのケース会議は継続して毎月1回実施します。②福祉サービス利用援助事業、財産保全管理サービスについては、前年度に引き続き関係機関との周知連携をし、ケースを発掘し契約件数の増につなげます。
	085	医療と介護の連携強化	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう医療関係者と介護サービス事業者等との連携を強化します。	高齢者の生活に必要な医療・介護サービスにつなぐための、ケアマネジャーの後方支援を行います。	24年度の目標であった①ケアマネジメント支援事業(区内で業務を行なっているケアマネジャー73名参加)②『医療連携交流会』:医療連携推進員と退院支援に関わる病院関係者(19病院、27名参加)を実施しました。	センター内でのケース検討や経験の浅い職員・福祉職の職員に対する助言・指導を通してセンターの相談対応力向上を図ります。25年度をもってネットワークの強化を目指した医療連携推進員配置事業を終結しますので、福祉部、保健衛生部でできる事業について検討していきます。	—	A	現状維持	ケアマネジャー向けと区民向けにイベントを開催します。またセンター内での職員育成に力を入れていきます。
086	地域包括支援センターの体制強化	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていることができるよう、必要な相談・支援等に的確に対応する地域における総合相談窓口の拠点として各地域包括支援センターの機能強化を図ります。	・民間の専門性やノウハウを活用し、サービスを充実させるため、社会福祉法人に業務を委託して運営します。・業務量の増加に対し、適切な人員配置、対応策を検討します。 ・職員研修等を実施し、対応力の向上を図ります。 ・地域包括支援センターを中心として、地域の医療関係者と介護サービス事業者とのネットワークと相互の連携体制を支援します。	平成25年1月10日から富坂分室を開設しました。分室の3か月の実績としては本所1年間の1割程度でした。また、実態把握の達成率が88%であるものの、前年比では109%となっています。また、困難ケース対応が前年度比140.2%でした。	今年度中に3か所の分室を開設する計画ですが、希望するエリアに条件の合う物件を見つけることが最大の課題です。	B	—	拡充	分室を開設し、見合った職員数を配置し、増え続ける高齢者の相談窓口としての適切な支援を行う。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	087	障害者地域自立支援協議会の運営	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者地域自立支援協議会は、地域の障害者福祉の課題を共有し、支援体制の整備について協議するために設置しました。協議会のもとに相談支援、就労支援、権利擁護専門部会を設け、地域の課題を明確化するとともに、支援体制やネットワーク化など検討を進めています。	障害者地域自立支援協議会、各専門部会が課題を検討、分析するとともに、支援体制のネットワークづくり等の検討を進めます。	25年度の障害当事者部会設置に向け、そのあり方等について各専門部会の中で検討するとともに、当事者部会委員の公募及び選考を行いました。また、権利擁護部会において障害者虐待予防のための取り組みやネットワーク構築の推進等について検討を深めてきました。その他各専門部会においても、支援体制等の協議・検討を重ねています。	障害当事者部会の円滑な運営を行っています。また、障害者の権利擁護等についても各専門部会間の連携を強化しながら検討を行い、さらに相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行います。	B	—	現状維持	各部会での検討を引き続き深めていくとともに、新たに設けた障害当事者部会の運営を円滑に行います。
	088	障害のある中・高生の放課後居場所対策事業	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	特別支援学校、特別支援学級に通学する中・高生を対象に放課後及び長期休暇期間の活動場所を確保し、日常生活上の支援やレクリエーション等の社会適応訓練等を行うことにより、障害児の余暇活動の充実と障害児の家族の一時的な休息を図ります。	社会福祉法人文京槐の会及び社会福祉法人太陽福祉協会に委託し実施します。室内のスペースにおける活動プログラムに加えて、外出プログラムを組み合わせて、充実した余暇活動の支援を行います。	年々、毎日利用を希望する登録者が増え、利用申請が多くなる傾向です。特に長期休業中の利用希望の増加が見込まれていましたため、24年度からは、子育てひろば西片2階のふれあい学級を拠点とし定員を増員しました。	平日のキャンセル待ちは減ることがなく、長期休業中の定員の増員も図りましたが、夏季休業中の充足率は66, 1%であり、十分な受け入れ態勢にはなっていません。民間による児童福祉法上の放課後等デイサービスの整備状況を注視しながら、現事業の法内化を検討していきます。	B	—	拡充	民間による放課後デイサービスの設置を働きかけるとともに、区の事業についても法内化を視野に、各法人との調整を図っていきます。
	089	療育事業の拡充及び関係機関等のネットワークづくり	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画・障害者計画)	福祉、教育、保健、子育て、医療等の関係機関によるネットワークを整備することにより、区内に住む発達に何らかの遅れ等のある学齢期前の乳幼児とその家族に対する効果的な支援を行います。	関係機関のネットワークを強化し、効果的な連携を行うために、ケース会議の開催、職員対象の研修会、巡回相談の充実、区民対象の講演会、「個別支援ファイル」の検討等を行います。	乳幼児発達支援連絡会が充実していくことにより関係機関との連携が強化され、情報交換や支援方針の共有などがスムーズに行えるようになってきています。さらに、区内の子育て機関の職員に向けて支援等の助言を行う発達支援巡回相談事業を開始したことにより、他機関との連携が保護者へ見えやすくなっています。	関係機関との連携強化による支援への効果が、具体的に保護者にフィードバックするシステムを充実させる必要があります。	B	—	拡充	平成26年度の移行期での利用開始を目指して「個別支援ファイル」を作成し、関係機関の連携強化、区民への支援の充実を図る。
	090	グループホーム・ケアホームの整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	知的障害者または身体障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、グループホーム・ケアホームを整備します。	グループホーム・ケアホームの整備費に係る補助制度及び開所費用に係る補助制度を活用し、民間事業者を誘致して整備を計画的に進めていきます。	【24年度実績】 ・24年度にグループホーム・ケアホーム整備費補助及びグループホーム・ケアホーム開所費用補助を行った実績はありません。 ・都用地を活用した障害者施設整備は都、事業者と共に住民説明会の継続開催等を行い、計画どおり整備できるよう進めました。	・グループホーム・ケアホームの整備において、建築上の制約が厳しいため、それをクリアするよう計画を調整する必要があります。 ・グループホーム・ケアホーム等障害者施設整備を進めるには、地域住民の理解を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行うことが必要です。	C	—	拡充	グループホーム等整備費補助に加え、開所費用補助制度も創設しました。今後も公有地活用等によりグループホーム等整備を進めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	091	(仮称)新福祉センターの整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者入所施設等の新設や現行事業の拡充を行い、(仮称)新福祉センターを整備していきます。	旧第五中学校の校舎の解体工事を行い、平成23年度に実施した基本設計及び実施設計に基づき、新福祉センターの建設工事を着工します。	遺構の発掘調査については、建設工事等のスケジュール調整を行い、25年中に終了させる見通しがつきました。 また、建物のしつらえについては、ユニバーサルデザインの観点を実施設計に反映しました。	発掘した遺構の展示については、建設工事とのスケジュールを調整しながら、その具体的な方法等を検討する必要があります。 また、障害者団体等の協力により現場での実地確認による建物のしつらえの有効性について意見聴取を行い、施工の調整を行っていく必要があります。	A	—	現状維持	引き続き、関係部署間での連携により、新福祉センターの建設工事等を進めていきます。
	092	精神障害者グループホームの拡充	文京区地域福祉保健計画(障害者計画・保健医療計画)	精神障害者が地域で自立した生活を築いていくにあたって、必要な生活スキルを習得するためのサービスとしてグループホームは必要不可欠です。しかし現在区内には1か所だけで需要を満たしていないため、事業者がアパート等を借り上げるための初期経費を助成することによりグループホームの拡充を図ります。	グループホームの運営を予定している事業者に対して、敷金・礼金・入居までの家賃(上限3か月)の初期費用を助成します。	平成24年度は、定員4人のグループホームが本郷五丁目に開設されました。	平成25年度においても早期に開設準備団体との調整を行います。	A	—	拡充	1か所助成予定です。
	093	障害者就労支援事業の充実	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者が地域において自立した職業生活・社会生活を営み続けられるように、個人個人に見合った就労の支援を行います。また、障害者が当たり前働ける社会を推進していきます。	飯田橋公共職業安定所や区内障害者支援施設などの就労に関する機関・施設等と連携を図りながら、障害者の就労相談、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等を行っています。また、就労を継続するために、職場訪問等での企業支援や当事者への余暇支援も行っています。 さらに、区庁舎内における障害者の就労をすすめるための取り組みとしてインターンシップや、シュレッダー業務の障害者施設への委託を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録者48人、相談・支援件数5,043件(対前年度比112%)、新規就労者数27人(対前年度比117%)でした。 障害者雇用率の引き上げが決まり、企業における採用意欲の高まりの中、新規就労者が過去最高になりました。 企業実習、委託訓練にはのべ25人が参加し、その内、16人が就職に結びつきました。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等障害者雇用体験助成制度などを設けていますが利用が進んでおらず、区内企業や中小企業等での障害者雇用の拡大が課題です。 増え続ける就労者への定着支援を専門的・安定的に行う仕組みづくりが必要となっています。 	B	—	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 新規就労及び就労継続のためのきめ細かい支援を引き続き行っていきます。 庁内及び地域での障害者就労機会拡大に向けた取り組みの検討を行っていきます。 増え続ける定着支援への対応含め、就労支援センターの充実について検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	094	精神障害回復途上者デイケア事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	回復途上にある精神障害者が事業への参加を通して規則正しい生活習慣や生活技能を身につけ、対人関係能力や社会生活への適応能力を高め、社会復帰を促進していきます。	話し合い、生活技能訓練、社会復帰施設見学、医療・福祉に関する学習や創作、運動などのプログラムを毎週3回(月、水、木)午前10時から午後3時まで実施します。	生活機能訓練を含む学習プログラムの実施や、デイケアにおける日常活動での人との交流は、日常での挨拶などコミュニケーション能力や生活能力を向上させました。その結果、3名の方が終了し、社会復帰、社会参加を果たしました。また、リーフレットの作成や区報などによる周知、保健師の地区活動などにより、新たな参加者が14名となりました。	地域の回復初期にある人の利用を促進し、増やしていくことにより、グループを活性化させ、事業効果を高めていくことが重要で、今後も積極的な周知を行い、新規の入所者を増やすと同時に、生活機能訓練をはじめとしたプログラムを充実させ、社会復帰を促進していく必要があります。	A	—	現状維持	生活技能訓練などのプログラムを充実させるとともに、地域の自立支援関連施設等と連携を深めながら、社会復帰、社会参加を促進していきます。
	095	障害者事業を通じた地域交流	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	施設祭りなどを通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。	心身障害者(児)通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害福祉施設等のステージエコの参加、「福祉の店」のさくらまつり等への出店など、さまざまな地域活動への参画を推進します。	【合同運動会】24年度実績:通所施設9施設、利用者227人、保護者185人、職員等330人、合計742人。【ステージエコ参加】24年度実績:区内3施設(10人)が参加し、来客数約100人。【「福祉の店」出店】24年度実績:アンテナスポット:2日間出店、売上金額合計62,970円。さくらまつり:2日出店、売上金額77,350円。	【合同運動会】参加施設増により、会場の六義公園運動場が手狭になりつつあるため、会場の利用方法を含め運動会の運営について検討する必要があります。【ステージエコ参加】実行委員会に対し、障害への理解を求め、参加回数や団体数を増やすよう要請する必要があります。【「福祉の店」出店】「福祉の店」の周知拡大のため、他のイベントへの参加を検討するとともにPRの強化が必要です。	B	—	現状維持	引き続き、イベント等を通じて、障害者と地域区民との交流を図っていきます。
	096	福祉環境整備要綱等に基づく整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	区内の公共的性格を持つ建築物等のバリアフリーを促進します。	福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例により、指導対象施設に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したものは適合証を交付します。	公共的施設や福祉施設については、関係部署及び設計業者等と調整を図り、障害のある人にやさしい環境に整えることができました。また、適合証の取得には至りませんでした。バリアフリー化の指導助言を行う中で、建築物の整備状況は一定の水準以上が確保されている傾向が見られます。	福祉環境整備要綱は事業者への指導事業であるため強制力を伴うものではなく、コスト増になる整備は理解されにくい状況です。より理解を求め、適合証の取得に至る建物にしていくためには、専門の知識のある担当等と連携し指導していく必要があります。	B	—	改善・見直し	より適切な指導と事務の効率化を図るうえで、他の関連部署と連携をし、事業者にもわかりやすい指導内容・届出窓口となるよう体制を整えていく必要があります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	097	情報のバリアフリーの推進	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるようにするIT利活用を推進し、適切な情報の受信と発信ができる環境を整えます。	適切な情報機器や提供媒体を提供するとともに、新たなニーズを捉えた機器や仕組みを検討します。また、障害者のIT利活用を支援する体制を構築します。	障害者パソコン支援ボランティア養成講座については、初級コースを2回、中級コースを1回実施し、計23人の受講がありました。また、障害者が必要な情報を入力するとともに円滑に意思を伝達できるようにするための日常生活用具を適切に給付しました。	区から発信する情報については、情報の種類に応じて適切な媒体で提供できるよう、ガイドライン作成を含め関係各課と検討していく必要があります。また、パソコン支援ボランティアについては、パソコンボランティア養成講座修了生が主体的に活動できるよう社会福祉協議会と協力して支援していくことが必要です。	B	—	現状維持	障害者パソコン支援ボランティアについては、ボランティアが主体的に活動できるよう支援していきます。また、日常生活用具(情報・通信支援用具)については、適切な給付に努めます。
	098	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者に対する理解と認識を深めるため、障害のある人もない人も、共にふれあい、交流を図ります。	障害者週間を記念し、障害のある人もない人も、共にふれあう交流の場として、「障害者の作品」などの展示や「障害者スポーツ」のデモンストレーション等を行う「ふれあいの集い」を開催します。	交流の場として新たに設けた「革製品の作製体験」及び「五感を刺激する遊びであるキッズコーナー」は、予想を上回る反響がありました。さらにスタンプラリーと景品を用意したことで、例年になく入場者がありました。	個人出品者である高齢の障害者でも持ち込むことが可能な収集場所を検討します。また、触れて楽しい作品の依頼をさらに進めていきます。シビックセンターだけでなく、区内障害者福祉施設の「お祭り」と連携した取り組みを検討します。	A	—	現状維持	収集方法の見直しや福祉施設の「お祭り」と連携する方法を検討します。
	099	障害及び障害者に対する理解の促進	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるように、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできる、ひとにやさしいまちづくりを進めます。	障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで関心を持って理解を深めることができるよう講演会の実施を行うとともに、わかりやすいハンドブックを作成し、完成後は様々な機会を通して活用を図ります。	心のバリアフリーハンドブックを作成し、障害関連施設や企業、民生委員等に配布し、障害のある人への理解の促進を行いました。また、共生のための文京区地域支援フォーラム実行委員との共催で、講演会を3回実施しました。	様々な施設等に働きかけ、心のバリアフリーハンドブックを活用しながら、さらに障害者理解に対する周知・啓発を行っていく必要があります。また講演会についても、広く一般の方々に参加していただけるよう、周知活動を推進していきます。	B	—	現状維持	障害の特性や障害のある人について理解を深めるため、講演会等を実施や心のバリアフリーハンドブックの活用を図っていきます。
	100	生活保護受給者自立支援事業		生活保護受給者のうち、就労阻害要因が少ない人を対象に、ケースワーカーや就労支援専門員が就労活動の支援を行います。また、精神障害、アルコール、薬物依存等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員が健康回復・維持に向けた支援を行うことにより、受給者の自立を図ります。	就労については、就労支援専門員が求人情報収集、履歴書の書き方、面接等就労に向けた基本スキルを指導するとともに、ケースワーカーがハローワークに同行する等、各々のケースの実態に合わせた支援を行います。また、健康管理支援員は、医療・保健・福祉等各分野の社会資源を有効に活用し、各々のケースの自立に向けた支援を行います。	課内に就労支援PTを設置するなど職員(ケースワーカー)の就労自立への意識を高めたこと等により実績は目標値を大幅に上回りました。また、健康管理支援員は心に病を持つ被保護者が増える中で嘱託医や医療機関と連携を図り各ケースへの健康面の支援を行い、予定以上の成果をあげています。	就労自立の成果を左右する就労意欲の喚起、職業能力の開発等について効果的な支援方法を検討する必要があります。また、社会生活に対する不安や悩みの解消を図るためのカウンセリング等個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要となります。	A	—	現状維持	就労促進事業に基づき、今まで以上にハローワークとの連携を図りながら生活保護受給者の自立を支援していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	101	住宅手当緊急特別措置事業		本事業は、第2のセーフティネットとして、国が3か年の期限で平成21年10月に開始した事業で、離職して住居を失っている又は失う恐れがある方を対象に、住宅費を支給することにより就労自立を支援します。	窓口にご相談いただいた上で必要な方に住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークの相談員(ナビゲーター)に繋げます。	昨年度同様計画件数には至りませんでした。依然として厳しい雇用環境の中で、就職率は約42%を達成しました。 なお、25年度より本事業は、国の方針により、名称が「住宅支援給付事業」に変更し、事業継続していくこととなりました。	様々な疾患を抱えている支給者等もいるため、個々の対応が複雑化してきている傾向があります。 また、雇用情勢について、試用期間の長期化などにより正社員になっても常用就職の対象とならないケースも増加してきています。	C	—	現状維持	ハローワークとの連携をさらに強化し就職率の向上を目指します。
	102	路上生活者対策事業		道路、公園等で生活している路上生活者を一時的に保護し、就労自立に向けた支援を行うことにより、路上生活から脱却し社会復帰することを目的とします。	区内の道路、公園等を巡回し、路上生活者に声かけや相談を行います。また、福祉事務所では路上生活者からの相談を受け、自立支援センター「文京寮」への入所を促すとともに、入所後は文京寮やハローワークの職員が就労自立に向けた支援を行います。	入所期限まで利用する長期入所者数の増加等により、結果的に施設入所者数が減少しました。また、それに伴い就労自立者数も減少しました。 なお、自立支援センター「文京寮」は特段問題なく順調に運営されています。	最近の入所者の傾向として、ネットカフェ等に寝泊まりしていて路上生活経験がない人が多くなっています。このような人は従来の路上生活者とは生活歴などが大きく異なるため、一定の配慮が必要になります。	C	—	現状維持	引き続き路上生活者に対する支援を実施し、路上生活者の就労自立を目指します。
	103	母子生活支援施設保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	配偶者のない、またはこれに準ずる事情にある女性が、養育する児童の福祉に欠けることがある場合、施設に保護し生活支援を行うことで、保護者と児童の自立した生活を目指します。	面接で健康状態、家族との関係等の状況を伺い、施設見学を経て、申請に基づき入所していただきます。入所中は、施設職員による養育、就労等の生活支援の他、母子自立支援員等による継続相談を行います。また、退所後に地域で自立した生活を送れるように、支援を行います。	子の入学を機に都営住宅やアパートなどに転居し、自立した世帯が2世帯ありました。 また、新たに23区内の施設と契約でき、入所できた方がいました。	区内に母子生活支援施設がなく、利用したい方がいても、仕事や子の通学先のことなどで利用が難しい方がいます。	C	—	現状維持	随時、施設や他自治体の情報をもとに、協定や広域利用の受け入れを打診し、相談者の需要に応えるよう、受け入れ施設の拡大に努めています。
	104	婦人・母子相談体制の充実		配偶者からの暴力、妊娠・出産などに伴う相談や母子家庭の自立を支援するための相談等を受け、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	女性や母子世帯からの個別の相談に対して、2名の婦人相談員と1名の母子自立支援員が対応します。また、保健所や医療機関、子ども家庭支援センターや児童相談所、学校、警察などとも連携を図り、必要に応じて、病院や施設に同行し対応します。	相談内容が年々複雑化している中、相談者の状況に合わせて迅速かつ確実に対応しています。安心して相談できる場所であるという認識を相談者に持ってもらうよう心掛けることで、継続した相談となり、安定した生活に向けた支援へとつながっています。	相談者に同行する等、一人ひとりの相談者に関わる時間が増えています。また複数の相談者の動きが重なることがあり、限られた時間の中で調整することが課題となっています。	B	—	現状維持	公共機関、医療機関、施設等との連携・協力を図り適切な相談業務を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	105	母子・女性緊急一時保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	夫の暴力からの避難や居所がない等の理由で、緊急に保護が必要な母子又は女性を緊急一時的に施設やホテルに保護し、その安全を確保します。	相談者の状況と意思に基づき、即日に受け入れが可能な施設を確保し保護します。また、公的施設の利用が困難な場合には、民間シェルター(保護施設)や近隣のホテルへ利用します。	24年度は、緊急に避難する必要性のある人が少なく、相談を継続しながら避難の準備を進めていくケースが多く見られました。また、緊急一時保護を必要とする人については、確実に保護をし、その先の生活についても継続して支援しています。	相談者の状況や意向を確認しながら支援していくため、受け入れ施設との調整等が難しい場合もあります。	C	—	現状維持	面接で相談者から伺った危険等の状況から、随時、緊急一時保護の提案をし、所在地の安全性等がより適当な施設等を探して、相談者を案内しています。
	106	介護保険制度の適切な運営	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	介護保険制度の理解が深まるよう周知や啓発を図り、介護保険事業の適切な運営を行います。	区報やホームページ、介護サービス事業者連絡協議会等の様々な機会を通じて、介護保険制度の内容や正しい情報の周知等を図っていきます。	リーフレットやパンフレット等で様々な機会をとらえ、制度への周知啓発を行いました。区報でも年に1回運営状況を公表しており、介護保険事業の適正な運営を行っております。また、介護サービスの向上のため、介護サービス事業者への情報提供や研修等を、事業者連絡会や各部会を通じて定期的に行いました。	介護保険サービスが、医療と介護の連携など、地域包括ケアの実現に向けて、ますます複雑・多様化している中、介護保険課、高齢福祉課、健康推進課などの関係部署が連携を図り、介護保険制度の周知や必要な助言や支援等を、引き続き行う必要があります。	—	A	現状維持	区報等での制度周知や事業所に対する協議会・部会の開催並びに実地指導、サービス利用者に対する給付費通知にリーフレットを同封します。
	107	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金制度の適切な運営		対象となる方々が、それぞれの制度に理解を深め、ご協力をいただくことにより、健全かつ適切に制度運営ができるよう情報発信、周知に努めます。	広報紙やポスターの活用、各医療保険制度のお知らせの発行、ホームページの充実など。	外国人登録法及び税法の改正や各種の制度改正に適切に対応する内部体制を整えるとともに、引き続き被保険者の方々への制度周知を促進することができました。	組織改正により人員体制を整え、今まで以上に保険料の納付勧奨や口座利用促進など、収納対策の強化に努めています。平成25年度からスタートする第2期特定健康診査等実施計画推進のための「受診率・実施率向上のための改善案」の実施を図ることが必要です。	—	A	改善・見直し	保険料収納対策の強化、特定健康診査等実施計画改善案の着実な実行
	108	区民の健康づくりの推進	健康ぶんきょう21、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	生活習慣の改善を図る一次予防及び健康診査、がん検診等疾病の早期発見・早期治療等の二次予防を実行することで、すべての区民の健康づくりを推進します。	地域保健推進協議会を通じて、計画の進捗や見直し等について審議するとともに、計画の周知・推進及び健康づくり推進の啓発事業の一環として講演会を実施します。	「健康ぶんきょう21」計画では、年2回の地域保健推進協議会で計画の進捗状況や保健衛生部の事業について協議しました。「健康ぶんきょう21」と「保健医療計画」を統合し新たに25年度から29年度を計画期間とする「保健医療計画」を策定しました。普及啓発のための講演会(「野菜を食べてしあわせになろう!ハッピーベジタブルのスヌメ)を文京シビックホール小ホールで実施し、参加者数は約150名でした。	「健康ぶんきょう21」と「保健医療計画」を統合した新たな保健医療計画を策定しましたが、計画事業等について進捗を管理し、引き続き区民の健康づくりを推進していきます。	A	—	縮小	引き続き区民の健康づくりの為に計画や啓発に取り組んでいきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	109	生活習慣病の予防	健康ぶんきょう21	区民が健康の重要性を認識し、生活習慣を健康的に改善するよう働きかける機会を設けることにより、区民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を図る。	医師、保健師、栄養士等による生活習慣病のリスクに応じた保健指導を実施する。さらに、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室等や禁煙指導を実施する。	生活習慣病予防のための健康教育活動として、メタボリックシンドローム予備群を対象にした予防教室を開催し、合計450名の参加者がありました。一般区民を対象にした歩く習慣作りのためのウォーキング教室には448名の参加者がありました。また、一般健康相談、特定保健指導、両親学級等において、呼気中一酸化炭素濃度を測定し、たばこに関する知識の普及や禁煙に向けての相談・指導を実施しました。	予防教室は、参加者のうち30歳～50歳代の割合が前年より増加しています。引き続きリスクの高い壮年期の参加を促す企画が必要です。	B	—	拡充	栄養指導について、成人(若年層)向けの講習会を新たに開催します。
	110	各種がん検診	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療を行い、がんの死亡率の減少に繋がります。	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を地区医師会及び検診機関に委託し、厚生労働省の指針に基づいて実施します。	引き続きがん検診受診勧奨ハガキを送付したことにより、乳がん・子宮がん検診の受診率について増加の傾向となっています。	胃がん検診の受診率が伸びていないため、引き続き周知・啓発に努める必要があります。一方、肺がん検診についてもその実施について検討します。また、子宮がん検診の検査方法についても検討の必要があります。	B	—	現状維持	医師会等関係機関と連携して事業の更なる充実を図ります。
	111	歯周疾患検診事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	歯周疾患を早期に発見するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進します。	歯科医師会に委託して、区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。検診対象者の30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民に個別に検診案内の通知を行っています。	地区歯科医師会に委託し、平成24年8月1日～12月28日の期間に区内歯科医療機関140箇所を実施し、1,439人が受診しました。受診結果から歯周病の状況を把握しました。	歯周疾患の予防はQOL(生活の質)の向上や介護予防に有効ですが、現状では受診率が低いです。受診率向上のためには、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について、引き続き啓発を行う必要があります。	C	—	現状維持	区民の要望を踏まえて、事業の委託先である歯科医師会と検討を行なっています。
	112	結核・感染症予防対策事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	感染症の予防及びまん延防止対策として、エイズ・性感染症対策、各感染症の予防及び発生時の防疫対策、結核医療費助成等を実施します。	エイズ・性感染症の相談及び検査・エイズ展の実施 感染症発生時の防疫措置・疫学調査 感染症発生動向調査	エイズについては、相談者・検査者の総数が、昨年度より74人増えました。また、若い世代への啓発を強化し、エイズ展参加に近づけました。感染症対策については、社会福祉施設等への出前講座の回数を増やし、予防策の徹底を図りました。結核については、潜在性結核感染者を含めた健診の徹底及び治療支援の体制強化を図りました。	エイズ対策については、区内大学等との組織的協働を推進し、予防普及啓発活動をさらに拡大していく必要があります。また、集団感染の可能性のある感染症については、施設の職員に対して標準予防策の周知等を行い、発生以前からの対策を実施していく必要があります。	B	—	現状維持	エイズ予防啓発事業の実施内容を精査するとともに、感染症発生時の防疫体制の確保に努めています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	113	予防接種の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種の接種勧奨、接種費用の助成等を実施します。	定期予防接種の実施(四種混合、DPT、DT、ポリオ、MR(緊急麻しん対策(平成24年度で終了)を含みます。)、日本脳炎) ※平成25年度よりヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンが定期予防接種に加わりました 任意予防接種費用の助成 平成22年度 水痘・おたふくかぜ・ヒブワクチンの接種(一部助成) MR(麻しん風しん)定期予防接種の接種漏れ者の接種(全額助成) 平成23年度 子宮頸がん予防・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を追加(全額助成) ヒブワクチンの接種助成を一部助成から全額助成に変更 平成24年度 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を追加(一部助成) 平成25年度 成人対象風しんワクチンの接種(全額もしくは一部助成)	平成24年度より高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を開始したため、任意予防接種の接種者が大きく増えました。なお、任意予防接種に係る経費については、東京都の補助金(支出金)を有効に活用しています。	平成25年度よりヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の3ワクチンが新たに定期予防接種に加わりました。また、都内を中心に風しんが大流行していることを受けて、平成25年3月14日より成人を対象とした風しんワクチン接種費用助成を開始しました。今後、制度導入及び変更の周知を含め、予防接種事業を円滑に実施していく必要があります。	B	—	拡充	国ではさらなる予防接種制度の改正が検討されており、接種勧奨、医療機関との連携等、円滑な予防接種事業の実施に向けた取組みを進めていきます。
	114	公害保健福祉・予防事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	公害健康福祉事業は、公害健康被害認定患者の健康の回復、保持及び増進させること並びに被害を予防することを目的とします。また、公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、気管支ぜん息等に対する対策により区民の健康の確保を図ることを目的とします。	ぜん息やアレルギー等に関する知識の普及、相談・指導等を行うため、呼吸器健康講座、アレルギー講演会及び小児ぜんそく等健康相談(アレルギー相談)を行います。また、区内在住の被認定者(1・2級)へ保健師が訪問し療養の指導等を行います。更に、インフルエンザに罹患すると重症化のリスクが高い認定患者に予防接種費用を助成する他、ぜんそく児水泳教室により幼児・児童の呼吸器の機能訓練を行います。	呼吸器健康講座 延べ 86人 アレルギー講演会 延べ 36人 健康相談 103人 水泳教室 延べ 457人 ・水泳教室は、開催周知チラシを幼稚園や図書館へ配布し、新規受講者の拡大を図りました。また、げんきノートを配布し、児童の健康管理意識の育成を図りました。	アレルギー講演会の希望者が多いため、会場や定員、開催回数を見直す必要があります。	B	—	現状維持	現状維持とします。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	115	地域医療連携推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民に切れ目ない医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化します。	地域医療連携推進協議会及び協議会の下に設置する検討部会を開催し、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討を行います。	地区医師会及び歯科医師会、薬剤師会、区内大学病院、その他関係医療機関からなる協議会・検討部会を開催し文京区の地域医療連携における課題や問題点について検討しました。(1)かかりつけマップの検討で3師会の臨時部会を4回開催し15,000部を作成。関連機関に配布・周知しました。(2)東京日立病院及び東京都立大塚病院と後方支援病院の協力協定を締結しました。	小児における初期救急医療、中途障害者を含む歯科保健医療、退院後の在宅医療など医療機関の役割の明確化と連携について推進していく必要があります。	C	—	現状維持	協議会及び検討部会を開催し、文京区の地域医療連携の課題の検討をしていきます。
	116	かかりつけ医事業支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	すべての区民がかかりつけ医を持ち、日頃から適切な健康管理ができるようにします。	小石川医師会及び文京区医師会が行うかかりつけ医の普及啓発事業に対して、補助金を交付し支援します。	地区医師会が各種事業を通じて区民啓発を実施することにより、かかりつけ医の推進に寄与しました。	相談件数が年々減少してきており、今後は、在宅療養支援を含むニーズの多様化に対応できるような医療連携機能の体制を検討する必要があります。	C	—	改善・見直し	地域医療連携推進協議会において、医療連携の推進に資する方向で見直していきます。
	117	難病患者等への支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	難病治療にかかる医療費等の負担を軽減します。難病患者の安定した療養生活の確保と、難病患者および家族の生活の質(QOL)の向上を図ります。	医療費助成制度等により、患者の経済的負担を軽減します。日常生活における個別の相談指導や講座・教室等により、難病患者やその家族が安定した療養生活を確保できるよう支援します。	パーキンソン病体操教室 延195人 リハビリ教室 延72人 ・難病患者用制度一覧のパンフレットの見直しを行いました。 ・パーキンソン病体操教室では、患者と家族の情報交換会を開催しました。 ・在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を2人策定しました。	・在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画をすべての人に対して早急に策定する必要があります。 ・障害者総合支援法の対象者に難病患者が含まれたことにより、障害福祉サービスをスムーズに支給できるように体制を整備する必要があります。	B	—	拡充	難病患者へ障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支援を行っていきます。
	118	医療安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	良質な医療を提供するための体制整備を行い、区民の医療に対する信頼を確保します。	診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の許可、登録、届出時の審査と開設後の監視指導、調査並びに医療安全相談事業を行います。特に診療所、助産所については、医療安全に関するマニュアルを整備するよう指導しています。	①無資格者による医療が社会問題化したことから、医療従事者の免許等資格確認を徹底しました。 ②法改正、制度改正等の行政関連情報の周知活動を促進しました。 ③「患者の声相談窓口」に寄せられた区民からの苦情や要望を医療監視に活用するよう努めました。	①先進的な医療技術と、それを支える検査施設に対する効果的な監視指導が求められています。 ②医療安全相談件数が減少傾向にあります。医療機関に関する苦情数も減少しているのですが、「患者の声相談窓口」の周知に努めます。	B	—	現状維持	医療機関に安全管理体制を促進するよう効果的な監視指導を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	119	健康危機管理体制の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	震災や新型インフルエンザの発生等緊急の事態に迅速、的確に保健医療を実施する体制を確保します。	地震等大規模な災害時の健康危機に対し、災害用医療資材の備蓄、管理を行うとともに、災害医療運営連絡会を開催します。「文京区健康危機管理マニュアル」を状況に応じて適宜見直します。医療救護班として、医師会等と協力し文京区総合防災訓練に参加します。	年次計画に基づき、災害用医療資材を更新しました。災害医療運営連絡会及び検討部会を開催し、災害医療マニュアルを初め区の医療救護体制について協議しました。総合防災訓練では、医療救護班、救護衛生班で連携し、実践的な医療救護活動訓練を行いました。	災害用医療資材は引き続き年次計画に基づき更新する必要がありますが、新たに震災後3日間で必要になる医薬品の備蓄に努める必要があります。また、災害医療マニュアルについてはより実践的な内容となるよう関連団体と協議し、適宜修正を図る必要があります。	A	—	拡充	震災から3日間で必要になると思われる医薬品を備蓄する等、関連機関と連携し災害医療体制の整備に努めます。
	120	環境衛生監視の充実	健康ぶんきょう2 1、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	理・美容所や公衆浴場、旅館などの事業者には、自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視を行い、利用者の健康・安全を守ります。	理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設への保健所の監視・指導と営業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図ります。また、区民が公衆浴場、旅館業施設、介護施設等で安心して入浴できるよう、レジオネラ発生防止対策事業を実施します。	日常的な環境衛生監視指導業務の実施及び衛生管理講習会の開催により、重大な事故・事件を未然に防いでいます。研修や講習会で監視員が技術研鑽をしている結果、指導技術が向上し、区民や事業者への一層の適切なアドバイスがなされています。	公衆浴場施設や旅館業施設、プール施設、介護保険施設等に於いては、レジオネラ発生防止に関する衛生知識が浸透しつつある状況です。しかし、レジオネラ属菌検出が確認された要改善施設がまだあり、監視指導の充実、自主衛生管理の一層の向上が要求されています。	C	—	現状維持	公衆浴場施設、旅館業施設、プール施設、介護保険施設等高齢者利用施設でのレジオネラ発生防止対策のための事業を充実させます。
	121	特定建築物衛生検査の充実	健康ぶんきょう2 1、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物のうち、その延べ床面積が3,000～10,000㎡の建物の衛生的環境を確保します。	各種届出を通じて台帳整備を確かなものとし、区内の特定建築物の状況を把握します。平成22年度末で156棟ある区が管轄する特定建築物について、年間35棟の立入検査等を実施し、法の基準等に適合しない事象等に改善の指導と報告を求めます。第2ブロック共催で年に1回の講習会を実施し、ビル管理の情報提供や問題把握の場を作ることで、建物の衛生管理の意識啓発を図ります。	1. 一般立入検査を行った22棟のうち、16棟で不備・不良事項を指摘、指導しました。一般立入調査は0棟でした。 2. 平成24年10月18日実施の講習会で71施設、90人の参加者がありました。(参加率71/155=46%) 内容は空気環境の衛生と省エネルギーを両立させる話で、時流に乗ったテーマでした。	1. 立入件数が減少しました。24年度講習会の実施主体が文京区であったため、事務量が一時的に増えたことが主な理由です。 2. 引き続き職務に関する知識の向上が求められていますが、研修等では主に座学であり、現場体験に基づく研修が必要です。	B	—	現状維持	法令に基づき、今後も建築物の衛生環境の維持を着実に指導していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	122	室内環境調査の充実	健康ふんきょう21、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守ります。	区民やオフィスの事業者に向けて計画的に情報発信及び相談、調査を行い、区民の快適で健康な暮らしの向上を図ります。	生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質、家屋の気密化によるダニ、カビ、結露の相談を受けつけました。平成25年3月に、「ハウスダストって何?」「掃除機の種類」「掃除機から排気されるハウスダスト」のパンフレットを作りました。平成24年3月に、区民やオフィスの事業者に向けてアレルギー対策講演会を開催しました。	快適な生活環境確保のため、住まいの衛生講習会やパンフレットの作成で情報発信を行い、事業周知に努め、引き続き区民の快適で健康な暮らしの向上に取り組みます。	B	—	現状維持	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行います。ダニ、ハウスダストなどアレルギー対策に必要な指導・助言を行います。
	123	医薬品等の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	医薬品等による区民の健康被害を未然に防止し、健全な生活環境を確保します。	薬局、医薬品販売業、管理医療機器販売・賃貸業、毒物劇物販売・取扱業、家庭用品販売業の許可・登録・届出時の審査と営業後の立入検査等による監視指導を行います。	①法令遵守事項について、監視指導や講習会で法令に基づいた管理運営方法の促進に努めました。②毒物劇物の無登録販売等の違反や事故に際して、他自治体と連携して速やかな問題解決を図りました。	①地方分権により年々、区の権限が拡大していることから、きめ細かな監視指導が求められています。②毒物劇物営業者・取扱者に対する法規制の諸手続きの周知徹底及び法令に基づく日常点検についての更なる指導が必要です。	B	—	現状維持	医薬品等による健康被害を未然に防止するため、効率的かつきめ細かな監視指導を行うと共に、今後は地方分権に対応するために体制の見直しを検討します。
	124	食品の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)、平成23年度食品衛生監視計画	文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。	区民・食品関係事業者・行政のリスクコミュニケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進とともに、地域の実情に合わせた監視指導を行います。主な取り組みは次のとおりです。①食の安全性情報の共有化の推進 ②食品衛生関係施設の自主管理の推進 ③食品衛生関係施設への監視・指導 ④流通食品の監視 ⑤違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な調査対応と、その整備の拡充	都府県条例改正によるふく加工製品取扱届出制対応のため、届出者への取扱講習会開催、施設への監視指導を実施しました。また、浅漬けによるO157食中毒対策として区内事業者への緊急監視、牛レバー生食禁止への対応状況確認等の監視指導を行いました。また、文京お届け講座やイベント展示にて、野菜の衛生的な取り扱い、食肉の衛生について情報提供と相談対応を行いました。	食の安全を確保するために、事業者の自主管理の徹底とともに食品事故・事件対応に基づく最新の衛生管理技術支援の推進が必要です。また、区民自ら食の選択に資する安全情報についてのリスクコミュニケーション事業の推進を図る必要があります。	A	—	現状維持	食の安全確保、事件や事故などの危害未然防止のため、事業者への最新情報・技術による衛生管理支援指導及び区民・事業者への食の安全に係るリスクコミュニケーション事業を推進します。
125	動物との共生社会支援事業	健康ふんきょう21、地域福祉保健医療計画(保健医療計画)	犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。	動物との共生や動物愛護、犬・猫の正しい飼い方について、イベントや講演会の開催、ポスター・リーフレットの作成及び区報やホームページなどの活用により、普及・啓発を行います。また、動物の飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の助成を行います。	・動物との共生社会支援事業についてはイベントを2回開催しました。来場者数の合計は983人でした。 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術については558匹の猫の手術を実施し(560匹予定)、実施率は100%でした。 ・指導員・普及員・協力員については41人が活動に参加し、区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、犬及び猫の正しい飼い方の普及啓発や飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施しました。猫に関する苦情件数については23年度に比べ63%減少しました。	・猫については、雌猫は1年に3回程度妊娠可能であること、去勢・不妊手術の申込数が900件に上ることを考えると、糞尿被害等の拡大を抑制するためには、引き続き去勢・不妊手術による繁殖抑制をしていくことが必要と考えます。 ・犬については、登録数が6,200頭を超えており、引き続き飼い主に対して狂犬病予防注射や適正飼養の周知徹底が必要です。	B	—	現状維持	犬・猫の適正飼養やモラルの向上を啓発するとともに、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施します。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	126	地域活動センターの整備		区民サービスコーナー、ふれあいサロン事業の拡充、立ち寄りスペース業務、安心・安全まちづくり事業、環境・高齢福祉施策などの事業を実施し、地域の相互交流を促進するとともに地域コミュニティの活性化を図る地域の拠点施設とするため、地域活動センターの建て替えを進める。	地域に密着した区民サービスを提供し、区民が身近に利用できる施設としての機能を整えた地域の拠点として、地域活動センターを整備する。湯島は総合体育館と併設、向丘は第六中校と併設、大原(千石交流館含む。)は子育て施設と併設して建設する。また、礪川、音羽は平成24年度に検討した内容を基に建て替えを進め、大塚は引き続き複合化の検討を行っている。	福祉センター跡地利用検討分科会及び礪川及び大塚地域活動センターの建て替え等検討会にて音羽、礪川及び大塚の建て替えについて検討し、報告書を作成。礪川は平成25年度重点施策としての建て替え調整を進めた。湯島は初度調弁を終え、新総合体育館へ平成25年4月14日に移転した。	礪川、音羽は、報告書に基づき、建て替えについての区民説明や関係各課との調整を進めていく必要がある。大塚は引き続き複合化の検討を行う必要がある。また、向丘及び大原については、引き続き、平成26年度開設に向けて、建て替えを進めていく必要がある。	—	A	拡充	大原及び向丘は引き続き建て替えを進め、礪川、音羽は報告書に基づき、区民の意見を要望を伺いながら建て替えを進めます。大塚は引き続き複合化について検討を行います。
	127	ふれあいサロン事業		あらゆる世代が気軽に地域活動に参加できるよう交流の場を提供すること、及び地域活動を担う人材発掘・育成を支援することを目的とし、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。	汐見、駒込地域活動センターを中心にふれあいサロン事業を実施し、多世代間交流の場を設けるとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を企画・実施します。実施事業については、毎年度見直しを行って充実を図るとともに、施設の状況等を勘案しながら、小規模講座等できる範囲で小石川地区へ展開し、また、平成25年に開設する湯島地域活動センターにおいても、ふれあいサロン事業を展開します。	受講生から講師を採用した新規事業(リサイクル・クラフト教室)の実施や立ち寄りスペースにて、予約不要の講座(ワンポイントアトリエ)を新たに実施しました。また、提案型公募講座3講座を採用、実施し、各講座の成果発表イベントでは、多くの区民の方にご来場いただきました。	ふれあいサロン湯島を開設したことから、新規受講者の増加を見込んだ広報を活発に行う必要があります。また、受講者の満足度維持と新たな人材発掘・育成を行うため、地域活動センターにおいて、丁寧なモニタリングと講座企画を行っていく必要があります。	A	—	拡充	地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を充実させるとともに、順次各地域活動センターにてふれあいサロン事業を展開します。
	128	地域貢献講座		長年にわたり社会活動に従事し、各分野の知識や技能を持っている方に、地域活動運営に携わる足がかりを提供します。また、これを契機として区とNPO・事業者との協働事業の活動等に寄与できるようにします。	区単独ではなく、地域活動を研究している団体との協働事業として企画・運営を行います。実習を中心・核とした経験体験型の教科目編成とし、学術的教科は、目的達成の補強にとどめることで、実践的な講座とします。また、地域活動促進の浸透を狙い講演会を併せて開催します。	「文京区新たな公共の担い手専門家会議」の提言を受け、前年度までの内容を一部変更して実施しました。対話から始める地域デザインをテーマに、受講生がファシリテーション技術を学び、対話のワークショップを実践する講座を実施しました。受講生は講座終了後も交流を持ち、25年度に実施する対話のイベントへも協力いただけることになりました。	25年度からは、専門家会議の提言を受け「新たな公共プロジェクト」を実施することに伴い、本事業はプロジェクトの事業と重複する内容が含まれるため事業の見直しが必要です。	B	—	終了確定	本事業の目的は、「新たな公共プロジェクト」で実施する、「対話のイベント」や「対話の場」等各種事業の中で、達成を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	129	交流館の改修		「文京区が所有する公共建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、耐震ランクCランクとされている、大塚北交流館、本駒込南交流館及び本郷交流館の3館について、平成27年度までに耐震改修、建替えなど、いずれかの方法で耐震化を進め、利用者の安全を確保します。 また水道交流館についても、関係課と調整を進め耐震化を進めます。	大塚北交流館、本駒込南交流館、本郷交流館及び水道交流館については、4交流館耐震補強等検討分科会の報告に基づき、建て替え等耐震化を進めます。 なお、千石交流館は千石一丁目用地を利用し、大原地域活動センターとの複合化を行います。	4交流館耐震補強等検討分科会を設置し、4月から10月までに全4回の検討を行い、報告書を作成しました。	行財政改革推進本部へ報告を行うとともに、報告書に基づく建替え等を進めていく必要があります。 なお、報告書について施設利用者へ説明を行っていきます。	—	B	拡充	行財政改革推進本部へ報告を行うとともに、報告書に基づく建替え等を進めていきます。なお、施設利用者へ報告書について説明を行っていきます。
	130	地域活動参加支援サイト		地域コミュニティの活性化を図るためには、NPO等地域活動団体の様々な情報を相互に共有することが不可欠です。また、参加者間の意見交換の場を設けることで、一層の参加促進が図られるようになります。	地域公益活動情報サイト「こらびっと文京」は、地域活動の情報を発信する有効な手段として開設して4年を経過し、地域活動に理解や関心、興味のある区民に浸透してきています。このサイトを利用して意見交換の場を提供します。	24年12月でサイトの開設から5周年を迎え、登録団体数は前年度より8団体増え166団体になりました。コンテンツは、登録団体が発信する活動報告やイベント情報に加え、区内で行われているイベント等を月2回取材したボックス記事として掲載しました。	相互コミュニケーション機能の付加については、文京区新たな公共の担い手専門家会議の提言や、提言に対する区の取組方針、SNS利用環境の台頭等により、計画当時より状況が大きく変化しているため、サイト運営自体のあり方も含めて検討していく必要があります。	C	—	改善・見直し	本サイトの今後の方向性については、サイトを協働で運営している特定非営利活動法人中小企業経営協会と課題の整理を行い、改善・見直しを図っていきます。
	132	男女平等参画推進事業	男女平等参画推進計画	女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現のために、男女平等参画推進計画に基づく施策を推進します。	男女平等参画推進計画に基づく施策を推進するため、有識者や公募区民から成る文京区男女平等参画推進会議により、事業の推進状況の確認や評価を行います。また、講座開催や啓発誌の発行により、意識啓発や理念の周知を行います。	パソコン教室での就労支援を継続して行うとともに、出前講座等により男女平等施策についての周知を行いました。啓発誌パートナーでは女性の健康であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツや災害時における男女平等、今求められる両立支援についての取組について啓発を行いました。相談事業では415件のカウンセリングを行いました。	男女平等参画において、男女ともに多様化する社会への不安や悩みを抱えることが増え、相談件数が著しく増加しており、あらゆる参画の機会への支援が必要です。その一つとして、積極的な家庭生活への参画に踏み出した男性への支援も必要です。	B	—	改善・見直し	男女がともに希望する社会参画への機会の場を提供するとともに、精神的な支援の体制を提供できるよう事業を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	133	男女平等センター事業の充実	男女平等参画推進計画	男女平等参画を推進する拠点施設として、区民に学習の機会、活動の場を提供します。	文京区女性団体連絡会を指定管理者として施設の維持管理及びセンター事業の企画・運営を行っています。	男女共同参画週間記念講演会等の事業(17回)を行いました。未来の女性科学者助成事業(14人)など、新たに次世代育成事業を実施するとともに、施設予約ネットシステムの運用準備を行いました。研修活動機会の場として(5,217件)の利用をいただくとともに、活動報告としてセンターだより(3回)を発行しました。	多様な年代への事業展開を図るとともに、予約ネットシステム運用をはじめとしたメディアサービスの有効活用による事業周知が必要です。	A	—	拡充	男女平等参画における学習機会の場として、様々な視点を捉えた事業の展開を行います。また、施設予約ネットシステム運用開始による利用者への利便性を図ります。
	134	文京区技能名匠者認定事業		ものづくりに携わっている技術者の社会的評価を高め、もって伝統的技術、技法の維持向上と技術習得意欲の増進を図り、また技術者の地位向上と後継者の育成への努力を通して、区内産業の振興及び発展を図っていきます。	学識経験者、職能団体代表者等で構成される審査会において認定希望者を審査し、適格とされる者を技能名匠者として認定します。	募集期間中に1階アンテナスポットで過去の認定者の作品を展示し、事業の周知を図りました。また、従来とは異なる分野の認定者を増やすため、文京区商店街連合会の定例会にて事業説明を行い、PRに努めました。24年度の認定者はございませんでした。	食料品関係や衣服・繊維製品関係など違う分野からも認定者を増やすため、区内の団体をさらに把握し、それぞれの団体に事業の周知をしていきます。	C	—	現状維持	引き続き技能名匠者の認定を行っていきます。
	135	産学連携支援事業		区内大学等と区内中小企業が連携することにより、区内産業の活性化を図ります。	区内大学等と連携し、区内中小企業が大学の資源や研究成果を活用できるよう、橋渡しの役割を果たします。区だけの支援ではなく、国・都等の支援を受けられるためのコーディネートも行います。	大学関係者及び実務経験者の方々を招いて、文京区産学官連携イノベーション創出協議会を設立しました。本協議会では、創業支援施設の整備のあり方など、文京区における産学官連携施策について議論しました。7回にわたる会議を経て、平成25年3月に提言書を頂きました。また、文京博覧会に7大学出展し、大学の研究成果を発表しました。	創業支援施設のオープンは、早くとも平成29年度頃になり、当面の間は施設がなくても実現可能な施策を着手していくことが重要です。今後は、提言を受けて、区の方針を定めていく予定です。たとえば、「イノベーション・マネージャー」の設置については、専門人材の採用及び雇用形態を検討する必要があります。	B	—	拡充	文京区産学官連携イノベーション創出協議会による提言を踏まえ、創業支援施設のあり方など産学連携支援の事業化に着手していきます。
	136	産学連携 社会起業家アクションラーニング・プログラム		地域を舞台にした実践的な教育を通じて、大学と地域との連携を促すことにより、新たな公共の担い手となる人材の育成、コミュニティビジネスの支援及び地域の活性化を図ります。	東京大学との共同研究として、社会起業家を育成する講座を開催し、本郷界隈を拠点として、受講生が地域課題の解決に取り組みます。導入編では、起業や地域活性化に関する講義・ワークショップを行い、ビジネスのアイデアを考えます。実践編では、NPO、商店街等と協力し、アイデアをベースとした事業化の着手に挑みます。	導入編:区民34名、学生33名。実践編:リーダー10名(区民5名、学生5名)、メンバー17名(区民12名、学生5名) NPO法人ETIC.、東京大学、文京区の産学官連携体制で実施し、10のプロジェクトを支援しました(子育てキッチン、ご近所やさいなど)。本プログラムを通じて、意欲のある方々のコミュニティを構築できました。	実践編では、受講生が活発にアクションしましたが、期間中に事業化まで至ったものは一部でした。やはり、人材育成には時間がかかるため、長期的な視野を持って取り組んでいく必要があります。	A	—	終了確定	協働推進担当課の設置に伴い、本プログラムは「新たな公共プロジェクト」としてリニューアルされる予定です。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	137	中小企業セミナー		区内中小企業の事業主及び従業員に対し、多種多様なセミナー等を開催していくことにより、中小企業の経営を安定させ、区内産業の活性化を図ります。	セミナーや講演会などを通じて、経営等に必要な知識の習得を助成します。	経済講演会:1回 起業家支援セミナー:導入編・専門編各1回 その他セミナー:14回	女性創業セミナーの実施や経済講演会の講師を女性にお願いする等、女性向けのセミナーを多く開催しました。中小企業にとって厳しい状況が続く中、ニーズに合ったセミナー・講演会を実施していく必要があります。	B	—	現状維持	東京商工会議所文京支部等と連携して、多種多様なセミナー等を開催します。
	138	経営改善専門家派遣事業		区内中小企業者、区内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、商工団体等の抱える経営課題等に、専門家が適切な診断・助言・指導を行い、諸問題の解決を図ります。	(公財)東京都中小企業振興公社(以下公社)より、中小企業診断士、技術士、ITコーディネータ、ISOなどの分野の専門家を派遣し、かかった経費の一部を助成します。	区内中小企業者7社(50回)へ助成を行いました。 専門家派遣の内容は、新基幹システムのチェック、賃金制定及び就業規則等の見直し、ホームページのリニューアル、人事労務管理体制の再構築等でした。	区のHPでの告知、(公財)東京都中小企業振興公社との連携、下請企業相談員を通じて中小企業への直接の案内等、事業のさらなる周知により、事業拡大が見込まれます。	A	—	現状維持	公社の専門家派遣事業にかかった経費の一部を補助します。
	139	新製品・新技術開発費補助		区内の中小企業者が新製品や新技術の開発等によって、新たな市場の開拓や販路の拡大に取り組む場合に要する経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者の技術力の向上と経営基盤の強化を促進します。	斬新なアイデアや独創性のある新製品等の開発に要した経費の一部を助成します。平成21年度からは、新たに産学連携事業枠(2件)を設けています。また、従来は助成対象業種を製造業に限定していましたが、平成23年度より、ソフトウェア開発業、情報処理サービス業も対象にしました。	平成24年度は、4件認定しました。 ・液体加熱装置 LEDを含む半導体デバイス製造装置等に組み込むことのできる製品。 ・漢方薬・健康補助食品効能の評価方法の確立による漢方薬精製方法・食品加工方法の改善 最も効果的な成分抽出方法や、作業順序を確定することができる技術。 ・MRI用LED照明灯 MRI室での高品質な照明の使用を可能にする製品。 ・微細藻類ユーグレナ(和名:ミドリムシ)を利用した水産飼料 機能性の高い水産飼料またはその原料の提供を可能にする製品。	最近ベンチャー企業からのお問合せが増加していますが、補助金を真に必要としているアールステージ(創業1年未満)のベンチャーは、補助対象要件の「区内で引き続き1年以上事業を営んでいる者」に該当しないため、利用できない状況にあります。将来有望なベンチャーを育成するため、対象要件の拡大の検討をします。	A	—	拡充	新製品・新技術の開発に要する経費の1/2以下・100万円を限度に助成します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	140	チャレンジショップ 支援事業		区内商店会の空き店舗で開業する地域に根ざした起業家を支援します。また、商店会の空き店舗を活用することで、区内商店会の賑わいの創出と活性化を図ります。	区内商店会で発生した空き店舗等で開業する起業家に対し家賃補助を行います。また、専門家による経営相談等を行い、創業時に起きる諸問題の解決等を支援していきます。	13件もの申請があり、計画の5件を認定しました。認定者の紹介をCATVやアンテナスポット等で行い、事業と認定店舗の周知に繋げるとともに、店舗の売上に貢献しました。また、1年間で専門家派遣10回は頻度が高く、長期的に支援していくことが事業継続にもつながるため、3年間で10回派遣するように変更しました。	事業の内容に応じて適切なアドバイスができるよう、適任である専門家を派遣することが大切です。そのためには、両者のコーディネートをしっかり行う必要があります。	B	—	現状維持	平成25年度は1件増枠し、6件補助を予定しています。更に、起業後、一定期間は専門家を派遣し経営のアドバイスをすることにより、継続して事業に取り組む事業者の育成に力をいれていきます。
	141	中小企業等資金 融資あっせん事業 (利子補給)		区内中小企業者の金融機関からの円滑な資金調達を促し、かつ融資を受けた際の借受者負担を利子補給で軽減することによって、経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興につなげます。	区内中小企業者が必要とする事業用資金を取扱金融機関に対し融資あっせんを行い、支払った利息の一部補助を行います。	年間6,256件の利子補給を区内事業者に実施しました。また、次年度に向けてメニューの見直しをしました。利子補給は、支払利息の一部を長期間にわたり補助し、利用者の負担を軽減することで、経営基盤の強化につながります。区内中小企業者への支援として、事業経営の安定や経営基盤の強化を図るために資金調達が円滑にすることは、有効な支援策です。	特別融資について、時代のニーズに合った融資メニューを構築するために整理をしていく必要があります。	C	—	現状維持	引き続き中小企業等資金融資あっせん制度を実施し、区内中小企業者の経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興に寄与するよう努めます。
	142	中小企業エコ・サ ポート事業		中小企業の光熱水費等の固定経費を削減させるために、省エネ改修や省エネセミナーを実施するとともに改修のために投資する設備の一部を区が助成し、区内の中小企業の省エネルギー対策に関する普及啓発を行います。	中小企業に対し、省エネ研修(年に2回開催)・省エネ診断・省エネ改修(診断結果の反映)・改修後診断を一連の流れとしたプログラムで実施します。省エネ改修については、補助事業とし、省エネ研修・診断に参加した中小企業の中から省エネモデル企業を3企業募集し、省エネ改修を実施します。モデル施設は改修効果を報告し、次年度の研修で事業所をエコ見学会施設として提供していきます。	中小企業に対し、省エネセミナー(10月、1月の年2回開催)を開催しました。	支援件数がゼロであったため、PRの強化及び対象要件の緩和などを再検討する必要があります。10月、1月に省エネセミナーを開催する一方で、補助金の申請時期は4月～7月であるため、利用したいときに申請ができないという課題があります。	B	—	改善・見直し	経済課主催のセミナーのほか、環境政策課が中小企業向けに行うセミナー(夏予定)の参加者も申請できるよう対象要件を拡大します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	143	産業情報ネットワーク事業		区が主体的に地域企業をネットワークで結び各種情報の迅速な提供を行い、区内中小企業の振興を図ります。	B-ナビ(文京ビジネスナビゲーション)の会員である中小企業等に対して、各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて会員企業の情報を全国に発信します。	新企画の実施やPRによりアクセス件数は昨年度より増加しました。会員数も約400件に達し、着実に認知度はアップしています。年度末の講習会では、より実践的な活用方法を指導することによって、各会員のページ更新率も上がりました。	アクセス件数及び会員数のより一層の増加のため、新企画等を実施し、認知度のアップを図る必要があります。また、B-ナビ契約業者との契約が本年度で終了するため、内容・構成自体を見直す必要もあります。	C	—	改善・見直し	新企画やPRを積極的に行い、B-ナビの認知度をさらに上げていきます。
	144	産業情報誌発行		区内中小企業が必要とする経済・経営等の情報を提供し、区内中小企業の振興・発展を図ります。	区内の経済動向、景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、四半期に各3,600部を発行し(年4回)、景況調査協力企業・商工団体・関係機関などに郵送するほか(商工団体を通じて区内中小企業へ配布されます。)、区でも配布します。	H24年度は合計4回(3,600部×4=14,400部)発行しました。区内で活躍されている方々(NPO、大学、ベンチャー等)の特集記事、また産学連携に取組んでいる大学の紹介記事などの企画を実施しました。また、配布先団体へのアンケートを行い、紙面の内容や配布方法をより適切なものにするための情報を得ることができました。	購読者の反応やご意見を把握する方法を考える必要があります。また、現在の社会や経済状況に合わせた紙面づくりをより一層意識して紙面の充実を図っていく必要があります。	A	—	現状維持	引き続き産業情報誌を発行し、出来るだけ多くの区内中小企業者に見ていただけるよう、紙面づくり・配布方法を改善していきます。
	145	産業物販展(文京博覧会)		区内の中小企業、産業団体及び消費者団体等が一堂に会して展示、実演、研究発表、販売などを行うことにより、区内の産業及び消費生活について広く区内外に情報を発信します。	出展団体・企業の展示、実演、研究発表、販売などを行うことにより、区内産業の製品や技術を広く紹介します。	各出展団体・企業による展示ブースを設置し、区内産業・消費生活のPRを行いました。24年度の試みとして、初日にビジネス交流会を開催し、区内中小企業経営者の人的交流・情報交換を図りました。また、アンケートを提出いただいた来場者にはオリジナルグッズを差し上げ、多くの来場者の声を集めることができました。	来場者数が近年減少傾向にあり、内容もマンネリ化しているという声が多くなっています。また、区の産業をPRするという本来の目的を認識した上で、博覧会の現状を分析し、実行委員会のあり方や事業の内容を再考する必要があります。	C	—	改善・見直し	文京博覧会の今後の開催内容等について十分な検討を行います。また、新聞折込チラシを活用するなどPRを積極的に行い、来場者数の増につなげていきます。
	146	商店街販売促進事業補助		区内商店街の活性化や販売促進に供するために、事業補助を行います。	区内商店会、商店街振興組合、文京区商店街連合会及び文京区商店街振興組合連合会が独自に実施するイベント等の事業に対し、商店街販売促進事業及び新・元気をだせ！商店街事業による助成を行います。また、事業終了後に実施状況を把握するため、実績報告を提出していただきます。	商店街販売促進事業で26、新・元気をだせ！商店街事業で30のイベントに助成を行いました。商店街のイベント事業等に対して補助金を交付することで、販売促進及び来街者数の増加が図られ、商店街活性化につながっています。	イベント実施後にも顧客のアップがはかれるように、様々な企画の工夫が必要です。また、商店街販売促進事業と新元気をだせ！商店街事業との住み分けについても明確にしておく必要があります。	C	—	現状維持	引き続き商店会のイベント事業等に対して補助を行うことで、商店会の活性化を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	147	商店街振興組合等設立指導及び補助		商店街振興組合連合会の基盤強化を行い、適切な運営を目指しながら、区内商店街事業の活性化を図っていきます。また、商店街振興組合設立への周知を行っていきます。	区内商店街に対して、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立に関する指導及び啓発を行うとともに、新規設立時に要する経費及び活動費の一部を助成します。	振興組合の適切な運営についての指導を行いました。また、商店会に対して商店街振興組合の設立に関する啓発活動を行い、振興組合化のメリットを周知しました。	法人化に向けて一部の商店街は動きつつありますが、必ずしも商店街振興組合の設立には繋がりません。	C	—	現状維持	「文の郷商店街振興組合」が解散されましたが、引き続き商店街振興組合の新規設立に対する指導補助を行います。
	148	商店街環境整備事業補助		安全かつ快適な商業環境また、地域整備を実施することにより、区内商店街の活性化をはかりまます。	東京都と連携し、商店街が行う街路灯・カラー舗装・駐輪場整備・ホームページの作成などの新設、改修、その他共同設備設置等に対し、事業に要する経費の一部を助成します。	LED街路灯のランプ交換8件、フラッグ作成、宅配事業への支援等を通じて、商店街の環境整備を推進しました。	昨年度と同様に、引き続き、全商店会のLED化を促進していきます。	B	—	現状維持	今後も街路灯の老朽化対策、電力費削減等に必要環境整備を行い、商業環境を整えていきます。
	149	商店街ポイントカード事業補助		文京区商店街連合会(区商連)及び文京区内の商店街振興組合が実施する文京区商店街共通ポイントカード事業に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、商店及び商店街の活性化を図ります。	共通ポイントカード事業において、新規に端末機器を購入する経費に対し補助します。	平成24年度の補助実績は2件でした。ポイントカードの普及には、非加盟店及び区民の認知度の向上が不可欠であるため、毎月実施しているポイント2倍セールのほか、シビックセンターの区民ひろばで開催するイベント(ステージエコ・文京博覧会等)に参加し周知を図りました。	ポイントカード加盟店数は、開始当初は約300店舗ありましたが、平成24年度末では174店舗まで減少しています。今後は、ポイントカード事業の未加入店舗に対し、加盟を働きかけていくとともに、引き続きイベントやセール等を通じてPRしていく必要があります。	C	—	現状維持	加盟店の増加に向け、区商連と連携しながら、引き続きポイントカード事業補助を実施していきます。
	150	商店会加入促進支援補助		地域コミュニティにとって重要な役割を果たしている商店会の活性化を図り、商店会への集客力アップを図ります。	既に作成したリーフレットやマップを配布し、商店会への加入を各店に促すとともに、加入商店会や商店に対する支援活動を強化するためのアドバイザー派遣を行います。また、加入促進活動への功績が著しい商店会を表彰します。	各商店会役員の加入促進活動や、商店会退会店舗の減少などにより、会員数の減少が一般となりました。また、一部の商店会では、会員数の増加や加入率の増加などの成果がありました。	加入数・加入率の低下に歯止めがかからず、会員数も減少しています。各商店会ごとに広報活動をより一層行っていく必要があります。	C	—	現状維持	商店会加入促進活動に積極的な商店会の表彰・補助金の率のアップなどの優遇措置を行っていくことによって、商店会全体の加入促進への意識向上を狙います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	151	消費者啓発		消費生活に関する知識や情報の普及により、消費者被害を未然に予防し、自立した「賢い消費者」となっていたりするための支援を行います。	出前講座を実施するとともに、情報誌や啓発冊子の作成、配布を行います。	出前講座は目標回数を超え67回の実施となり、延べ受講者数は3,754人でした。新しい種類の介護事業者の職員向けに実施し、子供向け金銭教育出前講座は2枚を対象に実施しました。東京都消費者行政活性化交付金を活用してクリアファイルを作成し、液晶テレビを購入して啓発活動を行いました。	消費者相談の件数が多い高齢者や若者を対象に、センター利用PRの方法や内容をより充実させます。また消費者の特性に配慮し、適切な啓発を行うため、啓発用小冊子・パンフレット等の作成を充実させていきます。	A	—	現状維持	被害防止と自立した消費者の育成のために、引き続き普及啓発に努めます。
	152	消費生活推進員		消費生活に関する基礎知識を学ぶ機会を設け、「賢い消費者」を増やします。	(財)日本消費者協会による年間10回の講座の受講と、同協会が実施する消費者力検定試験を受験します。	30名の定員のところに16名の応募があり、全員受講していただきました。消費者力検定試験で4級以上の級に認定された方を、消費生活推進員として登録しました。(1級:4人、2級:4人、3級:0人、4級:1人)。消費生活推進員による啓発活動を19回行い、延べ29人の協力を得られました。	消費生活推進員となった受講生が、センターと協働で啓発に取り組む人材として活躍できるよう、支援します。	B	—	現状維持	消費生活推進員が、知識を地域に還元できる人材として啓発に協力していただけるよう、学習の機会を提供します。
	153	消費者研修		消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等を図ることで、区民が自立した消費者になることを目指します。	①「消費者の自立」を支援することを目的とした研修会を開催します。 ②消費生活に関する自主的な学習を支援し、消費者団体や区民グループの育成を図るため、消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会に係る経費の一部を助成します。	①研修会のテーマを選定する際に(昨年はスマートフォン・家計管理・食品表示等実施)、現代社会における消費者のニーズ、研修会終了時のアンケート及び消費者団体の意見を参考に選定したところ、参加年齢層が更に広がりました。 ②消費者団体連絡会において、団体活動助成について説明をし、一定の活用がなされました。	①消費生活研修会の開催にあたっては、社会情勢の変化に気を配り、消費者の年齢等の段階・特性に配慮したテーマ選定が必要です。 ②団体活動助成を適切に活用してもらえよう、更に主旨の説明を含め、働きかけていきます。	B	—	現状維持	自主的かつ総合的に行動することができるよう「自立した消費者」を支援することを目的として、消費生活研修会の開催や学習会経費の援助をします。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	154	消費者相談室運営		消費生活相談員が消費者トラブルに対して助言等を行い、消費者被害の回復と未然防止を図ります。	消費生活相談員が、消費者からの苦情等に対して専門的知見に基づいて、適切かつ迅速に苦情の処理の斡旋や助言等をして問題解決を図ります。また、消費生活出前講座など啓発事業の講師や啓発資料作成をします。	平成24年度の相談件数は1,561件で前年度比106件の減少となりました。相談員が問題解決のために斡旋や交渉、調整をした回数は4,254回となり、ここ数年間4,000回を超えている状況です。相談内容が複雑・長期化しており、相談1件につき平均2.73回の調整等を要しています(平成23年度は2.61回、平成22年度は2.48回)。そのため、より効果的な対応をするために国民生活センター等が実施する研修へ積極的に参加し、質の向上に努めました。また、今まで以上に高度な法的・専門知識が求められるケースが多いため、東京都消費者行政活性化交付金を活用し、相談員のための弁護士相談と専門家相談を実施しました。弁護士や専門家から助言を得ることで、相談者に対し専門的な知見から助言することができ、消費生活相談をより迅速且つ適切に解決することができています。	昨今の消費者相談は複雑・長期化という傾向が続いており、より適切に対応するために各種研修会への参加や、弁護士や専門家への相談を今後も継続して行い、引き続き相談員の能力向上への取り組みが必要と考えます。	B	—	現状維持	近年の複雑・長期化する消費者相談に対応するため、能力の高い消費生活相談員の育成、相談体制の整備を行います。
	155	大学連携推進協議会の検討	文京区アカデミー推進計画	区内に多くの大学が存在するという特長を活かし、区と区内大学とが様々な分野において相互に連携・協力することにより、文京区の魅力を高め、地域社会の活性化を図ります。	区内大学学長懇談会及び実務担当者による会合を開催し、大学連携推進協議会発足の可能性や、地域連携、大学連携をより一層推進していくための方策等の検討を行います。	地域連携担当者会議を7月、12月に開催し、大学との連携事業の報告や、今後の連携に向けた要望等について、区と各大学の担当者間で相互に意見を交わしました。また、1月に区内大学学長懇談会を開催し、「区内大学と区との相互協力及び大学における地域交流について」をテーマに、各々の大学の見解を共有しました。	区では13の大学と相互の協定を締結し、様々な連携事業を行っています。今後、更に多くの大学と連携を進めるとともに、協定を活かし特色ある連携事業を行っていく必要があります。また、大学ごとに取り組み状況や意識等に差があり、連携に対する共通の認識を持てる状況をつくることも、大学に関する庁内での体制の整備が必要である。	B	—	現状維持	年1回の区内大学学長懇談会、年3回程度の実務担当者による地域連携担当者会議を開催し、大学連携を一層推進していくための方策等を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	156	生涯学習一日体験フェア	文京区アカデミー推進計画	区民の生涯学習活動への参加を促すため、学習相談、学習情報の提供、活動成果の発表の場として生涯学習一日体験フェアを実施し、「学び」との出会いを支援します。	文京アカデミー講座の企画協力団体等が一堂に集い、講座の内容紹介、サークルの活動発表、学習相談などを行います。	参加団体や協力団体数は安定し、来場者は増加傾向で生涯学習講座の紹介やサークル活動の成果発表の場として定着してきました。また、来場者アンケートでは概ね好評を得ています。さらに実行委員会との協働による開催も回数を重ね、準備・運営などがスムーズに進むようになってきました。	事業内容については好評を得ていますが、さらに効果的なPRを望む声があり、広報の方法などを検討していく必要があります。開催日程の増を望む声もありますが、実行委員の体制や出展者等の調整など増加の可否について検討する必要があります。	A	—	現状維持	事業内容は概ね現状を基本とし、コストは現状維持しつつ、効果的なPRにより来場者の増加を図っていきます。
	157	生涯学習支援者の育成・活用	文京区アカデミー推進計画	「文の京生涯学習司」、「文の京地域文化インタープリター」等の本区独自の資格取得者や、区民の講座運営を支援する「文京アカデミーサポーター」など、生涯学習支援者を育成・活用し、地域における生涯学習活動の活性化や区民の主体的な学習や活動を支援します。	「学習司」、「インタープリター」、「サポーター」などの人材を育成する講座や育成した人材が一層スキルを高める講座を実施するとともに、育成した人材が連携を深めるための場を設けたり、活躍できる場を充実していきます。	「学習司」は養成講座(6期)修了15名を加え延認定者数は147名、「サポーター」は新登録者20名を加え延登録者数は127名となりました。このほか学習支援者を対象とするスキルアップ講座を行いました。活動の場は、企画展、講座、講演会、一日体験フェアの企画・運営を行いました。	活動の場の充実や、育成した人材の一層のスキルアップを図る機会を拡充する必要があります。インタープリターは企画展の実施に主体的に携わり、今後、その知識や経験を区民に還元できる機会の活動が求められています。	B	—	現状維持	活動機会や場の充実や、育成した人材のスキルアップの内容を充実を図っていきます。
	158	大学・企業等との協働の推進	文京区アカデミー推進計画	大学、企業や団体の施設・設備・人材を活用した講座の実施や、社会貢献事業の誘致により、より多くの区民が自分に合った「学び」を見つかるよう、講座等のメニューの充実を図ります。	大学の学習環境や高度かつ専門的な知的財産を活用するため、大学施設を使った大学キャンパス講座、大学学長の講演会(大学プロデュース特別公開講座)を実施します。また、企業や団体の社会貢献事業を積極的に誘致し、メセナ講座を実施します。	大学キャンパス講座は27講座実施し、受講者数はほぼ目標を達成しています。他に大学プロデュース特別公開講座(学長講演会)2回、メセナ講座1回を実施しました。	定員割れする講座は少なくなりましたが、一層受講生ニーズを反映した企画が求められます。また、新たな協力先の開拓に努めることも必要です。	B	—	拡充	新たな協力先の開拓に取り組んでいます。
	159	文京アカデミー講座(生涯学習講座)	文京区アカデミー推進計画	区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するため、魅力的な学習プログラムを用意し、時間や場所など、学習活動を行うにあたっての制約を除くための配慮と支援を行い、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会の充実を目指します。	地域、文学、歴史・社会、芸術、くらし、語学、健康・スポーツなど、多様な分野について学ぶことができるよう、バラエティに富んだ「文京アカデミー講座(生涯学習講座)」を実施します。また、時間や場所を問わずに、パソコンから講座等の受講ができる「eラーニング講座」を配信します。	パソコン講座はさらに回数を増やしました(22回)。また、自主企画講座や子どもアカデミー講座も実施数を増加しました。その他(魚おろし方教室、キャリアアップ講座)はほぼ横ばいです。受講生アンケートの満足度は大半の講座で80%を超えています。	パソコン講座の需要は高い状況が続いていますが、会場確保の問題もあり今後検討が必要です。また、勤労者や子育て世代の需要にも応えていくことが求められます。	B	—	現状維持	パソコン講座増加の検討が必要ですが、サークルや個人等の施設利用との兼ね合いも考慮し、現状範囲内で受講生ニーズの反映を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	160	生涯学習情報の一元化及び相談拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	生涯学習に関する情報提供及び相談体制を整備することで、区民一人ひとりの学習や活動を支援し、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。	区、大学や生涯学習関係団体等のさまざまな学習情報を収集、整理、分類し、区民に情報提供できるように情報コーナーを設置します。また、区民が気軽に相談できる体制を整備します。	生涯学習の活動について幅広く情報を収集し、広報誌(区報、スクエア、講座案内など)、ホームページなどを通じて情報提供してきました。また、区民プロデュース講座の企画者の講座企画提案のための相談を受けるとともに、生涯学習一日体験フェアでは、学習相談コーナーを設け、情報提供や相談を行いました。	区民が、いつでも、どこでも生涯学習に参加できるように、情報提供に関する環境をより充実させる必要があります。また、情報提供に加えて、生涯学習について、区民が気軽に相談できる場や体制を整備していくことも必要です。	B	—	拡充	情報収集体制及び学習相談拠点の整備に向けた具体的な検討を行います。
	161	図書館資料へのICタグ整備	文京区第4次電子自治体推進プラン、(文京区アカデミー推進計画)	図書館資料についてICタグによる管理を行い、業務の省力化と利用者へのサービスの向上を図ります。	図書館資料にICタグを貼付し、従来のバーコード管理方式からICタグ管理方式へと移行するとともに、自動貸出機、自動返却機、セキュリティゲート等の設置を行います。	調査等を踏まえ導入に向けて検討をしたが、得られる効果に対して費用が大きく、早期の導入はむずかしい。	図書館は8館3室あり導入経費や施設の改修、システム改修、運営経費負担が大きいことが課題となります。また、現行システムからのスムーズな移行に配慮する必要があります。	—	B	現状維持	これからの図書館あり方を検討する中で引き続き費用対効果などの課題の検討を進めます。
	163	映像資料の調査・保存事業		8mmフィルムによって撮影された文京区の様子を、フィルムの劣化と散逸する前にデジタル化して保存します。保存された映像は、行政資料として活用するほか、上映会等でより多くの区民に見てもらおう機会を設けます。	区報や区HP、上映会会場において、8mmフィルムの所有者に対し資料提供を呼びかけます。提供された資料はデジタル化(DVD、DV-CAM)化して保存します。また、提供者に対しても借用したフィルム返却時にDVDをお渡しします。	過去3年間の調査収集により、資料に資するフィルムの保存は概ね終了した。上映会については3回開催し、該当地域にお住まいの方はもちろん、リピーターやチラシ・区報等により新たな来場者を得ました。一様に、往時の区の姿・風俗に高い関心を示していました。	本区の地域文化資産として後世へ伝える資料に資するフィルムは、概ね掘り起しが完了しました。今後、これまでに蓄積された資料を広くかつ有効的に利用されるよう、その公開方法の構築、資料の加工や映像にまつわる情報を添えた映像ライブラリーを開設するなど、広く活用する必要があります。	C	—	改善・見直し	貴重な資料の後世への継承及び新たな歴史の発見に資するため、上映会の他、視聴覚ライブラリーでの貸出、区HP・CATVなどを通じ、情報発信を図ります。
	164	(仮称)森鷗外記念館の整備		文京区にゆかりの深い文豪森鷗外の作品や業績を広く区民等に伝え、文学のまちとして区の魅力及び情報を発信することにより、森鷗外の魅力を再発見するとともに、多様な人々が集う、新たな交流空間の創出と文化の振興に寄与するため、森鷗外記念館を開館し運営します。	「(仮称)森鷗外記念館」整備検討委員会の報告に基づき、記念館の建設を進めるとともに、同館管理運営検討委員会の検討結果報告により、指定管理者制度による運営の準備をすすめています。また、平成21年4月に「森鷗外基金」を創設し、広く寄附を募っています。この基金は目的を建設から運用に変更し、記念館開館以降も継続します。	①森鷗外生誕150年記念事業は平成24年12月終了し、3都市との交流も深まりました。 ②森鷗外記念館は、建設工事が5月、展示工事も10月に完了し、11月1日に開館となりました。 ③入館者は2万人を超え、利用者も順調に推移しています。森鷗外と鷗外の暮らした文京区の魅力を多くの人に発信できました。	① 多様な企画を実施し、現代に生きる森鷗外の知恵を更に多くの人に発信する必要があります。 ② 日常的な資料収集と整理にも意を注ぎ、将来にむけてより充実した記念館となる必要があります。 ③ 利用者の満足度の高い施設運営を心がける必要があります。	A	—	現状維持	建設工事は24年5月31日、展示工事は10月1日に完了し、11月1日に開館しました。今後、引き続きホームページ等でPRを行うとともに、特別展や関連講演会などを実施し、観覧者数の増加を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	165	アウトリーチ事業の実施	文京区アカデミー推進計画	身近な施設で優れた芸術文化に直接触れ、参加する機会を提供することにより、区民の芸術文化に対する理解や関心を深めます。	小・中学校や地域の文化施設など、身近な施設に演奏家等が出向き、ミニコンサートを開催します。コンサートの中で参加者が演奏に参加するだけでなく、ワークショップなどの手法を活用して参加者が芸術文化に触れる機会を設けます。	24年度はアウトリーチ事業として、東京フィル及びシエナの13～14人のオーケストラによる「出前コンサート」を区立小中学校4校にて実施し、児童・生徒など1,237人に鑑賞いただきました。また鼓童による交流公演及びワークショップを開催したほか、ミュージアネット加入施設2ヶ所でコミュニティコンサートを実施しました。	小学校・中学校での「出前コンサート」について、児童・生徒だけでなく近隣住民の方々にも周知し鑑賞いただける工夫を高めたい必要があります。また鼓童の交流公演やワークショップについて、実施時期を再度検討し、より効果的な集客をはかっていく必要があります。	A	—	現状維持	区立小中学校やミュージアネット施設でのアウトリーチ事業、大鼓ワークショップ等を実施します。
	166	シビックホールでの文化芸術振興事業の実施	文京区アカデミー推進計画	優れた芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を実施することにより、区民が文化芸術に触れ、体験できる場を提供します。また、事業を通じて芸術文化の振興を図ります。	事業協定を結ぶ芸術団体による芸術鑑賞事業や区民参加型事業をシビックホールにおいて実施します。	東京フィルによる公演を3回実施し、来場者は延べ5,042人でした。シエナによる公演は1回実施し、来場者は1,622人でした。鷗外記念事業「オルフェウス」は1回実施し、来場者は1,370人でした。(大ホール) 東京フィルとシエナによる子ども向けコンサート2事業4回を実施し、来場者は延べ1,274人でした。鷗外記念事業「鷗外の恋 舞姫エリスの真実」は2回実施し、来場者は延べ497人でした。(小ホール) 区民参加演劇は8人が受講、延べ83回の講習を経て成果を発表、公演は2回実施し来場者は延べ434人でした。(小ホール) 区民参加オペラは108人が受講、延べ70回の講習を経て成果を発表。来場者数は1,392人でした。(大ホール)	ツイッターやフェイスブックといった広報媒体を効果的に使用しながら、幅広い年齢層の方々へ足を運んでいただける公演にしていける必要があります。子ども向け公演については、0歳から親子で楽しめるコンサートをこれまで以上に積極的に取り入れ計画していく必要があります。	A	—	縮小	東京フィルによるクラシック公演を3回、シエナによる吹奏楽公演を1回、東京フィルとシエナによる子ども向け公演を計4回、区民参加オペラ及び区民参加演劇を実施します。
	167	文化祭／各種発表会／若手芸術家支援	文京区アカデミー推進計画	芸術文化と伝統文化を普及・発展・継承し、文化芸術情操の充実を図り、文京区ならではの文化の創造と発展を図ります。	日頃の練習の成果や、創作活動の成果発表の場を設けるとともに、区民等に対し、質の高い文化・芸術に身近に触れる機会を提供します。	例年通り、7つのつどい・大会を開催するとともに、秋の文化祭(華道展・茶会・書道展・洋画展・日本画展)を開催しました。主管団体と一層の協働を図り積極的な周知活動を行った結果、参加者・出演者ともに増加に繋がりました。	文化・芸術の普及・継承、新たな文化創造には、安定的な参加者に加え、特に若年層を中心とした新規参加者の確保が必要です。引き続き、区内大学等へより積極的かつ効果的な働きかけを行うほか、周知対象を広げる必要があります。	B	—	現状維持	各団体との連携を一層強化し、より主体的な事業運営のサポートや効率化を図るとともに、若年層等に対する普及・周知活動を推進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	168	スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)の運営委員会化の推進	アカデミー推進計画	区立小中学校を活用し、区民にスポーツの場を提供するスポーツ交流ひろばについて、地域の実情に沿った柔軟な運営を行うため、運営委員会による運営を推進します。	区立学校の校庭・体育館・プールをスポーツの場として区民に開放しています。開放時には、指導員を配置し、実技指導及び利用者の安全確保に努めています。	24年度は区立小・中学校18校で開放を実施しました。直営校8校、自主運営校10校です。開放日数は延べ1,532日、利用人数は延べ33,468人です。また、夏季休業期間中に2校でプール一般開放を実施しました。開放日数は、延べ12日、利用人数は延べ984人です。プール団体開放は6団体で実施され、参加者は1,078人です。	運営委員会の適正な運営のため、連絡会を開催し、運営方法の説明や状況の確認を継続的にいきます。また直営校を運営委員会へ転換させていくため、地域の実情等を踏まえて、円滑な委員会化の推進を図るための、具体的な検討をしていきます。	A	—	現状維持	学校・運営委員会との連絡調整を円滑に行い、安定的な事業の運営を図ります。
	169	スポーツ団体等協働事業	アカデミー推進計画	・区内に拠点を持つプロスポーツ等団体や地域のスポーツ団体等との連携・協体制を構築し、区民がより一層レベルの高いスポーツを身近に観戦できる機会を提供し、スポーツに関心が持てるようにしていきます。 ・プロスポーツ等団体をはじめ、学校や地域のクラブチームなどとのふれあいの場を設けて、身近に接することができる環境をつくります。	・参画団体をもつスポーツのノウハウやネットワークを活用し、専門的な知識を収集することに役立てます。 ・相互協力協定を締結している団体等と協力して、事業を実施します。	・ロンドンオリンピック女子サッカー代表チームの監督・選手等を交えて銀メダル報告会を実施し、区民ひろばでオリンピックでの感動・喜びを多くの区民とともに分かち合いました。 ・東京大学運動会ア式蹴球部との少年サッカー交流事業、JFA女子サッカーフェスティバルや読売巨人軍区民感謝デーを実施しました。	・大学等との連携・協体制を引き続き整備し、24年度実施の「東京大学運動会ア式蹴球部との少年サッカー交流事業」と同様なケースを今後も進めていきます。	A	—	現状維持	スポーツ団体等との連絡・調整を強化し、多様な事業を実施します。
	171	(仮称)新総合体育館の整備	文京総合体育館建設基本構想	老朽化した総合体育館を建て替えることにより、より多くの区民がスポーツに親しむことができ、身近な場所で健康づくり・体力づくりができるようになります。	区民参画により策定した総合体育館建設基本構想に基づき、設計を行い総合体育館を建て替えます。なお、設計業者は公募型プロポーサルにより選定しました。	・関係各課・工事関係者等と定期的な打合せを行い、予定どおり3月21日に建物の引渡を行いました。 ・4月の開館に向け、指定管理者等と施設運営について打ち合わせを行いました。 ・施設利用や運営に関する連携について、各種スポーツ団体等との打合せを行いました。	・4月14日に実施を予定している開館記念式典及びオープニングイベントについて最終準備をします。 ・開館後は区民や関係団体等から寄せられる様々な意見をもとに、より一層利用しやすい施設運営を検討していく必要があります。	A	—	終了確定	平成25年3月21日に竣工引渡、4月14日(日)オープニングイベント実施、翌日より通常利用を目指して物品・備品の整理、運営の調整を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	172	2013年東京国体開催準備		地域スポーツの振興と区民の健康増進、体力向上を図り、併せて地域の活性化を目指します。	23年度に設立した文京区実行委員会を中心にスポーツ祭東京2013文京区競技の開催に向けて準備を進めています。本年度は各競技本番を想定したリハーサル大会を実施し、本大会成功のための課題や問題点を検証します。また、様々なイベントにてPR活動を行い、多くの区民の来場を促していきます。	・小石川運動場のオープニングイベントの少年少女サッカー教室は多くの子どもたちが参加し盛況のうちに終わり、グラウンドや会議室利用率も順調にのびています。 ・サッカー、レスリングともに国体リハーサル大会を開催し、本番に向けた課題を検証し準備を進めています。	・リハーサル大会の実施結果を踏まえ、来場時の公共交通機関の利用推進など、過去の開催と比較検討し異なる部分は周知を徹底する必要があります。 ・都内では様々な全国大会が数多く開催されているため、国体の良さを効果的にPRして、多くの皆さまに来場いただく工夫をする必要があります。	B	—	拡充	開催年となり、会場設営等ハード面からPRなどソフト面まで綿密な準備を進め、充実したイベントとなるよう運営していく。
	173	スポーツ指導者の育成と活用	アカデミー推進計画	スポーツ推進委員・スポーツリーダー及び区内スポーツ団体の指導者に対し、研修会や講習会を実施し、専門技術や指導力の強化を図っていきます。区内のスポーツクラブ、地域住民のスポーツ団体等に技術向上のための支援を行い、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ指導者の資質向上のため、専門技術・メンタルトレーニング・指導方法・安全管理等の講習会を開催します。スポーツ団体等に実技指導員(スポーツ推進委員またはスポーツリーダー)を派遣します。	24年度は障害者スポーツをテーマに指導者講習会を実施しました。参加者は延べ53名です。加えて、障害者スポーツへの理解を深めるために、オリンピック招致と連動させ、パラリンピック競技を体験する事業も行いました。延べ28団体(7種目)からスポーツ推進委員37単位、スポーツリーダー69単位、計106単位の派遣依頼がありました。また、スポーツ推進委員の任期満了に伴う、改選が行われ、その結果20・30代の委員も増えました。	指導者が固定化・高齢化しているため、後継の育成と種目の充実を図ることが必要です。また、指導者派遣制度の利用も固定化されており、今まで利用していなかった団体等へもちらし等で広く周知し、利用を推進することにより、スポーツへの技術向上や理解を深めていくことが必要です。	B	—	拡充	指導者講習会は前年度に引き続き障害者スポーツをテーマに開催します。指導者派遣の活用を図るため、広く周知します。
	174	観光リーフレット作成助成	文京区アカデミー推進計画	文京区の様々な観光資源等を紹介するリーフレットを作成して無償配布し、一般観光客の区への誘致を図ります。	区内観光施設及び名所・旧跡等観光資源を紹介する観光リーフレット及び食に関するリーフレットを、文京区観光協会に補助金を交付して作成し、本区を訪れる方の要求に応えるとともに、文京区観光インフォメーション、シビックセンター展望ラウンジ、東京都観光情報センター及びび花の五大まつり等の会場で配布し、観光客の誘致を図ります。	各種まつり会場、観光ガイド事業、各種イベントにおいて、求められる場合に限らず、積極的に配付しました。11月に開館した森鷗外記念館でも当館を拠点にまちあるきをする観光客に寄与しました。おいしいゅうございまつぶのリニューアルに際し、メディアにも取り上げられ、利用希望等の反響がありました。	食のブランド100選の改選に際し、おいしいゅうございまつぶもリニューアルしたことから、これを広く周知する目的で今秋スタンプラリーを実施する予定です。この事業が成功するよう、機会を逃さずマップを配布していきます。	A	—	改善・見直し	「おさんぼくん」「おいしいゅうございまつぶ」とも毎年需要を勘案し、作成部数を適切に見直していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	176	フィルムコミッションによる観光振興	文京区アカデミー推進計画	メディアを活用して区の情報発信を行うとともに、ロケ地見学者の集客・誘致など観光振興による地域の活性化を図ります。	ホームページによる情報提供等により、映画、テレビドラマ、CM等の映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影支援を行うことを通じて、区の情報発信を行います。	映像製作者からの問い合わせは年間約40件となり、7件について撮影のための具体的な協力を行いました。実際に行われた撮影内容が放送される際にはツイッター等を活用し広報することで、広く情報発信を行いました。区有施設での撮影手続き等の整理に着手しました。	区有施設等での撮影手続き等について引き続き整理を行うとともに、関係部課との調整を行う必要があります。撮影にいたるまでの事前の相談対応、ロケハン随行等、職員や施設に相当の負担がかかることから、より充実した事業内容のためには組織体制の検討が必要となります。	C	—	改善・見直し	区内ロケ撮影候補地に関する情報提供を行うとともに、映像制作者からの様々な問い合わせに対応します。
	177	観光拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	まちあるきを行う来訪者に対して、旬の情報を迅速・適切に提供するため、区内の観光拠点を整備します。	観光インフォメーションにおいて、お客さまのニーズに的確に相應る情報提供を行ったり、シンビックセンター展望ラウンジに映像設備を設置したりして、まちあるきを行う来訪者が立ち寄る可能性がある区内の観光拠点を充実させ、情報発信機能を強化していきます。	森鷗外関連団体との協定締結に伴い、津和野町と観光資料を相互に配架するなど、観光客誘致の手段を広げました。また25階展望ラウンジの資料配架やポスター掲示についても、観光客誘致の観点は保ちつつ、従来より幅広い対象に対応を拡げました。	区内観光スポットを利用したJR、東京メトロ等のイベントと連携を図ることにより、区の観光スポットをPRする機会を新たに得るなど、より多くの来訪者を取り込む方を模索する必要があります。	C	—	現状維持	観光インフォメーションや展望ラウンジにおいて、観光スポットやイベントの紹介など、引き続き適時適切な情報提供を行っていきます。
	178	観光土産品開発支援事業	文京区アカデミー推進計画	文京区ならではの「食」の魅力(おみやげ等)をまちあるきに付加するとともに、事業の周知活動を通じて、区の知名度向上を図ります。平成25年度以降は、継続して販売を希望する店舗及び当該店舗にて販売する文人銘菓の広報を行うことで、引き続き区の知名度向上及び観光振興を図ります。	引き続き区ホームページ等を活用しPRを行います。区が催すイベント等の情報を参加店舗に提供し、販売促進につなげます。	参加申し込みのあった17店舗において文人銘菓の販売を実施し、区内経済の活性化につながるとともに、区内外を問わず好評となり、文の京の知名度も向上した。あわせて開催した当該店舗を巡るスタンプラリーでは、計366口の申込があった。	当初単年度事業としていましたが、好評を得たこともあり、希望があった13店舗には平成25年度も継続して販売を行っていただくこととしました。当該販売継続店舗の情報については、引き続きホームページ等を活用した広報を行う必要があります。	—	B	縮小	当初平成25年3月31日で終了としていた文人銘菓の認定ですが、平成25年4月1日以降も継続して菓子販売が行えるよう認定更新作業を行います。今後引き続きホームページ等でPRを行うとともに、毎年度末に継続販売希望調査を実施し、参加希望店舗の支援を継続します。
179	観光ガイド事業の充実	文京区アカデミー推進計画	来訪者を温かく迎え、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民のおもてなしの心を醸成します。	区民を中心に観光ガイドを募集し、ガイド技術を十分に育成した後に、来訪者の依頼に応じて、区内観光スポット等を案内する事業を実施します。	森鷗外生誕150年と石川啄木没後100年を記念して、各々ゆかりの地を巡る「鷗外ツアー」と「本郷ツアー」を観光ガイドが企画し実施しました。区報等で募集したところ、定員を大幅に上回る応募があり大変好評でした。25年度に向け、これらの企画の定番化並びにルート未開発地域である関口エリアの検討を行いました。	区内観光スポットの魅力を余すところなく紹介できるよう、今後も未開発エリアのルート等、まちあるきルートの開発に努めるとともに、現在ニーズに比して人数不足である観光ガイドを十分に確保するため、養成に注力することが求められます。	A	—	拡充	観光客の幅広いニーズに相應るべく、未開発エリアでのルート開拓や、観光ガイドの質の向上、需要に充分対応できるだけの人数確保に努めます。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	180	五大まつり等の助成	文京区アカデミー推進計画	地域の町会・商店会等で組織する各実行委員会が行う「文京花の五大まつり」(さくら、つつじ、あじさい、菊、梅)及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の宣伝・広告及び実施に要する経費の一部を助成することを通じて、地域の発展と活性化及び観光客の誘致を図ります。	各まつりの宣伝・広告及び実施経費の一部を、町会や商店会等を中心に組織された実行委員会に助成します。	「文京花の五大まつり」及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の開催経費の一部助成とともに、ホームページ等を通じた情報発信を積極的に行いました。特に、区民から問い合わせの多い開花状況のお知らせ情報の発信を週2日程こまめに行うことで、各まつりの機運を盛り上げました。	地域の活性化のために、一層まつりを盛り上げ、また実行委員会の様々な取組を効果的に支援するために、より質の高い広報の手法を検討する必要があります。また、まつりの担い手の高齢化対策としても、若い世代を取り込むPRをしていく必要があります。	C	—	現状維持	観光客の誘致と地域の活性化につながるよう、花の五大まつり、朝顔・ほおずき市、下町まつりの各実行委員会に運営経費の一部を助成して実施しています。
	181	国際理解推進事業	文京区アカデミー推進計画	多くの区民が外国と触れ合う機会や経験を持つ今日、区民が国際理解を深め、国際社会の一員として、世界に目を向け、外国人を受け入れる意識を共有していきます。	大学等と連携し、国際理解に資する講座を開催します。	韓国大使館の協力により、「韓国宮廷料理体験～両班文化に触れる～」を実施し、15人の参加があり、両班文化の説明を受け、「チャプチェ」「宮中トッポギ」の宮廷料理を調理し、味わい、韓国文化への理解を深めました。	講座のテーマや委託先などを、区民の国際理解を深めるため、幅広く検討します。	A	—	現状維持	引続き同規模で事業を実施し、区民の国際理解の推進に努めます。
	182	山村体験交流事業協力		充実した山村体験交流事業が実施できるよう協力することにより、区民が自然とのふれあいや魚沼市民との交流を楽しめる場を確保し、自主的交流への発展および山村体験宿泊施設の活用を図ります。	山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する区民を対象とした田植え・稲刈り・川遊び・雪遊び等の山村体験交流事業に協賛し、参加者募集に係るPR業務を行います。	24年度参加者アンケートでは、「大変充実した内容で、自然の楽しさ、厳しさ、地元の人々の温かさなども感じる事ができました。」等の回答があり、区民に喜ばれています。田植え・稲刈り・川遊び等の人気企画の日程については、全て休前日宿泊とし、さらに参加しやすいように改善しました。	郷土料理や尾瀬ハイキング等、回数を重ねることにより応募者が減少傾向にある企画については、内容のリニューアルが必要になっています。	B	—	現状維持	区民に山村体験の場と魚沼市民との交流の機会を提供していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	183	海外都市との交流事業	文京区アカデミー推進計画	海外都市とのさまざまな交流を通して、相互の発展と、友好、理解を深めます。	相互に訪問団の派遣、受け入れを行い、視察、意見交換等を行います。姉妹都市との間で、ホームステイ生徒の派遣、受け入れを行います。	カイザーズラウテルン市訪問団を受入れ、まちづくり、商店街振興などについて、情報・意見交換を行い、区内商店街、区内施設等の視察を行いました。 北京で開催された日中友好交流都市中学生卓球交歓大会に参加し、北京市昌平区の中学生とチームを結成し、友好交流を行いました。	松坡区長より、交流の継続、文京区訪問に向けた文書を受け、今後の交流にむけ連絡を密にしています。平成25年6月来日予定の昌平区訪問団との意見交換の中で、今後の交流の進め方についても検討します。同年10月の姉妹都市訪問では、今後の交流のあり方についても検討します。	—	B	現状維持	提携25年となる姉妹都市を始め、近年交流を開始したアジアの都市と、今後どのような交流を進めていくか検討し、一層の交流を進めます。
	184	外国人参加型交流事業	文京区アカデミー推進計画	交流事業を通して、相互に理解を深め、また、区内に住む外国人が地域社会の一員としての意識を持ち、共に活力ある地域社会を作っていきます。	町会などの地域で活動する団体と連携し、地域で行われている事業に外国人が参加する機会を提供します。さまざまな国の文化体験、情報紹介、音楽・舞踊演奏などを紹介するフェスティバルを開催します。また、外国人を対象に、区が養成した英語観光ボランティアが、区内の文化、観光施設等を案内します。	地域活動連携事業として、こどもまつり参加、日本語交流会、留学生との交流会を実施しました。国際交流フェスタでは、ステージ演奏などに初めての団体も参加し、様々な異文化の体験、交流ができました。 英語観光ガイドツアーを3回実施し、また、インターネットでの申し込みを受けられるように整備しました。	国際交流フェスタでは、新規参加団体の開拓に努め、内容を多様化していきます。 英語ガイドツアーでは、ホームページへのアクセス数を増やすよう、リンク先の開拓を進めます。	A	—	現状維持	区内団体、大学、ボランティアなどと連携を取りながら、各事業を展開します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	185	地区まちづくりの推進	文京区都市マスタープラン、根津駅周辺地区まちづくり基本計画、千駄木駅(同)	根津・千駄木地区において、「まちづくり基本計画」を策定し、計画に基づいたまちづくりの実現に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくりの手法等を検討し、地域特性を活かした、「協働・協治」のまちづくりを目指します。 その他まちづくりの機運がある地域において、都市マスタープランの実現に向けた、区民主体のまちづくりの推進を図ります。	根津・千駄木地区では、計画実現に向けて地区計画等の具体的手法を検討するとともに、区民等と協働したまちづくりの機運を醸成します。また、隣接する台東区や谷中まちづくり協議会とまち並みの考え方等について意見交換を行い、協調したまちづくりを目指します。 その他地域では、住民の要望に応じてまちづくりコンサルタントの派遣等を行い、住民主体の地域まちづくりを支援します。	根津・千駄木地区で意見や要望等の聞き取りを行い、具体化への手法等を検討しました。 根津地区では、都市計画等の整備手法の検討を行うために次年度以降に重点施策として取り組むこととしました。 その他地域においてもまちづくりへの理解を深める取り組みを進めることができました。	①根津地区では景観形成重点モデル地区事業との相乗効果を図る手法について検討しています。 ②隣接区と協調したまちづくりを進めるため、台東区・豊島区等と情報交換をしています。 ③千駄木地区でまちづくりの気運があり、今後、住民と協働を図っていく必要があります。	—	B	拡充	根津・千駄木それぞれの地区で作成した「基本計画」を区民と協働で実現していきます。台東区との広域連携を目指し、連絡・調整を行います。
	186	再開発事業助成	都市マスタープラン、ジックセンター周辺地区・茗荷谷駅周辺まちづくり基本計画、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	土地の細分化や老朽化した木造住宅の密集による住環境の悪化や、大震災等の災害時に被害の増大が懸念される既存市街地に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。	事業施行者に対し、広場空間の確保の整備や災害時における一時避難場所としての防災機能の整備(防災倉庫・非常用トイレ)を指導します。また、これらの施設整備等に要する費用の補助を行うとともに、都市再開発法令等に基づき、適切に事業が遂行されるように指導・助言を行い、市街地再開発事業を推進します。	春日・後楽駅前地区は、権利変換計画認可に向けて、物件調書の作成を行い、権利者との個別面談を通して現段階での意向の確認を行いました。また、権利者より緊密な対応のため、「専門コンサルタント」を派遣してコミュニケーションの強化を行っています。	都市計画決定時の方針の実現と事業の円滑な推進のため、今まで以上の取組が必要になります。今後も理事会等に出席して情報収集に努め、適切な進捗管理を行っていきます。	—	B	現状維持	春日・後楽駅前地区では再開発組合が設立され本格的に事業が展開されます。
	187	再開発事業適地地区助成	文京区都市マスタープラン、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	市街地再開発を目指す地区において、住民主体の地元組織が実施効果の高い事業計画を策定し、それに基づいた共同化事業を推進します。	住民活動の組織化、組織の運営等への指導・助言を行うほか意向調査や勉強会・事例視察などの支援を行うことにより、まちづくりの機運を高めます。	地域住民の求めるまちの課題に対して、まちづくりの手法や、地区計画について、検討を重ねてきました。	都市計画で定めたまちづくりの目標と個々の地域住民が抱えている事情や考え方が異なることもあるため、地域住民と丁寧に対話を重ねていく必要があります。	—	B	現状維持	整備手法の提示して、まちの将来像(ルールづくり)を検討していきます。
	188	景観行政団体移行に向けた景観計画策定	文京区景観基本計画、東京都景観計画	地域の個性や魅力をさらに生かした景観まちづくりを進めるため、景観行政団体に移行するとともに、より地域特性を際立たせる景観形成の基準や重点的に景観形成を推進するモデル地区などを盛り込んだ景観計画を策定します。	景観行政団体移行に当たっては、景観計画案を作成した上で、東京都と協議を行い、同意を得ることが必要となります。景観計画策定に当たっては、学識経験者や区民などで組織する検討委員会や検討庁内連絡会、景観審議会において検討を行うとともに、広く区民からの意見を聴取するため、地域ごとに開催する意見交換会や住民説明会及びパブリックコメントを実施します。	景観計画(案)を作成しました。景観計画(案)の作成に当たっては、景観審議会を2回、景観計画検討委員会を3回、景観計画検討庁内連絡会を2回開催し、学識経験者や区民などと十分な検討を行うとともに、区民説明会及びパブリックコメントを各1回実施し、区民意見を広く取り入れました。また、東京都との調整を十分に行いました。	景観行政団体移行について、課題となっていた東京都との協議が整いました。また、区における検討組織の意向や区民からの意見を踏まえ、景観計画(案)にまとめることができました。今後は、必要な手続を進めながら、さらに検討を重ね、景観計画を策定・実施します。	C	—	現状維持	平成25年5月より景観行政団体になり、25年度内に景観計画を策定・実施するとともに、新たな条例を制定・施行します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	189	景観まちづくり	文京区景観基本計画	区民、区及び事業者が協働し、文京区の魅力を生かした個性豊かな景観づくりを推進します。	景観基本計画及び景観条例に基づく景観事前協議を実施し、一定規模以上の建築物、工作物、広告物などに対し、色彩や形態意匠などが周辺のまち並みに調和するよう指導・誘導しています。また、普及啓発事業として、景観形成に貢献している建物や地域活動などを表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施しています。	景観事前協議の届出物件数は、197件あり、過去最多の届出となりました。良好な届出率は49%であり、指標の計画値を下回りましたが、きめ細かく指導・誘導を行うことができました。また、まち並みウォッチングでは、応募人数が大幅に増加したため、抽選により参加者を決定しました。区民の景観に対する関心の高さを伺うことができました。	良好な届出率の向上を図るため、区の考え方を景観ガイドラインを用いて区の考え方の周知を図り、理解していただけるよう取り組む必要があります。また、25年度に策定する景観計画についても、届出対象の拡大や法による規制なども含め、周知を徹底する必要があります。	B	—	拡充	景観行政団体として、これまで以上に文京区の景観特性を生かした景観形成を推進していきます。
	190	バリアフリーの道づくり		高齢者や障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路に整備します。	平成12年度に、既存の歩道や階段等の現況調査を行い、障害者等の利用に支障となる3,969か所を抽出しました。この調査結果を基に、必要性の高い所から順次整備を進めていきます。	小石川四丁目17～14(区道895号)、小石川五丁目9～38(同918号外)の2路線の道路工事によりバリアフリー化を推進しました。事業実施から平成24年度末までに計2,582か所の改善を行い、道路の安全性を高めました。(平成24年度施工分) ○歩道巻き込み部等の段差、勾配の改善154か所 ○歩道内の障害物移設、撤去29か所 ○視覚障害者誘導用ブロックの設置36か所	計画的に整備を進めているが、道路の地形的・物理的な条件等からバリアの解消が難しい場所については、新たな整備手法や対策の検討が必要となるため、事業の実施まで時間を要します。	A	—	現状維持	現況調査の結果及び道路アセットマネジメント基本計画に基づき、路線単位で整備を進めてまいります。
	191	都営住宅の区への移管		平成12年3月決定の「地方自治法の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」により、概ね100戸程度までの都営住宅は、都区の協議の整ったものから区へ移管することとしています。この方針に基づき、区内の概ね100戸程度までの都営住宅のうち、条件の整備されたものについて、区への移管を進めます。	東京都と協議を行います。	100戸程度までの都営住宅のうち、条件の整備されたものについて、移管を進める区の意向を東京都に伝えました。	東京都が引き続き都営住宅移管計画を策定中のため、移管協議を行うことができませんでした。今後、都からの申し出があり次第、速やかに協議を開始します。	—	C	現状維持	東京都と協議を行い、移管について合意した住宅を移管します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	192	高齢者賃貸住宅登録事業	第3次「文の京」住宅マスタープラン	既存の住宅ストックを活用しながら、高齢者が安心して住むことができる住宅を確保するため、高齢者向け住宅を区に登録・あつせんすることにより、高齢者の居住の安定を図ります。	高齢者の入居にあたり、バリアフリー化に必要な経費を助成します。 高齢者の入居が決定した場合、家主謝礼金、成約謝礼金を支払うことにより、家主等の高齢者受け入れを誘因していきます。 入居後、住宅に緊急通報装置を設置し、高齢者の安否確認を行います。 入居者に家賃助成を行うことで、住み替え後の家賃負担の軽減を図ります。	登録住宅のあつせんが1件成約したことにより、成約謝礼と家賃助成が1件、家主謝礼及び緊急通報サービス業務委託が3件(新規、継続含む)の実績となりました。 家主等の負担を少しでも軽減し、登録住宅を確保するため、家賃滞納保証や事故住宅保険等の費用を助成する制度を新設しました。	高齢者の住み替えに対する多様なニーズに応えるために、家主等の協力を得て、多くの登録住宅を確保する必要があります。 今後は、新設した制度を含め、本事業について更なる周知を図るとともに、必要に応じて制度設計の見直しを検討します。	C	—	改善・見直し	事業目的を達成するために、広く業界関係団体への周知を図るとともに、必要に応じて制度設計の見直しを行い、登録住宅の確保を図っていきます。
	193	マンション管理適正化支援事業	東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、文京区住宅マスタープラン	分譲マンションの管理の適正化や円滑な建替え等を推進し、安全で快適な居住環境を確保します。	セミナーを開催し、マンションの維持管理に関する情報を提供します。 管理組合に相談員(専門家)を派遣し、問題解決のためのアドバイスを行います。	年2回のセミナーの外、新たに基礎セミナー及び交流会を実施し、合計117名の方が参加されました。 相談事業では専門家による公平・適切なアドバイスを行い、管理組合の代表者から、不安が解消し、理事会運営に前向きになれるとの感想をいただきました。	マンション管理への関心の低さ等から実績は、減少傾向にあります。戸別訪問及びIT等を活用して事業周知の強化を図るとともに、各管理組合が持ち寄った事例をグループ討議していただくなど、セミナー内容を充実させて、管理組合の意識啓発に繋がる情報を提供する必要があります。	B	—	現状維持	継続的な他マンションとの交流機会の提供及び専門家による防災マニュアルの作成支援等を行い、管理組合の主体性・自律性の醸成を図ります。
	194	公園再整備事業	公園再整備基本計画	公園再整備基本計画に基づき、身近に緑や水に親しむことができる区立公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとしていくため、公園整備を行います。これにより、誰もが気軽に憩い、ゆとりと潤いを実感できるまちを目指します。	公園再整備基本計画に基づき、個別の公園の再整備プランを作成し、区民の意見を聞きながら公園づくりを行います。	公園再整備基本計画に基づき、富士前公園、井上児童遊園の意見交換会を実施し、区民の意見を集約して、再整備プランを確定しました。	環境問題への対応や地域コミュニティ形成の促進に配慮しながら、新しい時代のニーズに適合した公園づくりを行う必要があります。	B	—	現状維持	地域の課題や整備方針を踏まえて、公園の機能が地域ごとに偏ることなくバランスよく配置されるように整備していきます。
195	新江戸川公園「松聲閣」利活用事業		新江戸川公園集会所「松聲閣」を魅力ある公園施設として再整備し、公園の利用者サービスの向上と公園機能の増進を図ります。	住民要望を踏まえ集会所及び休憩所を整備していきます。	歴史性を活かしながら耐震改修を行うとともに、集会所や休憩所を整備して、区民に親しまれる利用しやすい公園施設とする方針を定めました。	「松聲閣」の利活用を含め、新江戸川公園全体の利用者サービスの向上と公園機能の増進を図る必要があります。	C	—	改善・見直し	公募型プロポーザルにより、優れた施設計画と施工方法を提案する事業者を選定し、新江戸川公園集会所「松聲閣」の整備を進めていきます。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	196	コミュニティバス運行		区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の交通利便性を高めます。また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。	運行事業者と連携を図りながらコミュニティバス(2路線)の安定的運行を推進するとともに、地元住民・企業等が中心となる沿線協議会の運営支援等を行います。	①道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置し、運行等について協議を行いました。これにより、第二路線における停留所新設とシビックセンターでの乗換えをスムーズにするための運行ダイヤ改正が実現しました。②ルートマップ・記念乗車券の作成等を行うことにより、バス利用促進を図りました。③沿線協議会において第二路線沿線上の関係団体等を新たに構成員に加え、区民参画の拡充を図りました。	①達成率の低い第二路線を中心に、更なるバス利用促進を図るため、PR活動などの取組みを引き続き行う必要があります。②バスの安定的運行の基盤となる収入確保のため、協賛企業・団体の拡充等を図る必要があります。	B	—	改善・見直し	コミュニティバスの安定的運行のため、PR活動や協賛企業の拡充を図るなど、運行事業者への側面的支援を継続します。
	197	公害防止指導		騒音・振動・大気汚染等による公害への対策を進め、区民の安全で快適な環境を確保します。	騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・東京都環境確保条例等に基づいて、公害防止対策の改善指導を行います。公害の発生状況や原因をより科学的にとらえるため、機器の更新・増設を図り、複数の計測器を用いて複数の箇所データを集めるなど、より詳細な調査を行えるようにします。	法律・条例により、規制基準の定めがある事象に関する苦情受付件数は、84件あり、解決に至ったものは56件でした。この他年間約400件の相談に対応しました。	解決には、多額の設備投資を伴うなど、長期間を要する案件も増えています。測定データを活用して、より効果的な指導、解決策が求められます。	C	—	拡充	指導の根拠となる法・条例のみでなく、幅広い視野を持つために、関連する法令についても積極的に習得するなど、職員の資質の向上を図っていきます。
	198	歩行喫煙等の防止啓発		文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナー向上を目指し、やけどやポイ捨てなどの迷惑喫煙による被害のない快適なまちづくりを推進します。	地域活動団体と協働し、駅周辺で朝の通勤・通学の時間帯に啓発キャンペーンの実施、喫煙マナー指導員による個別的な注意指導を人通りの多い道路を中心に実施します。	24年度は、区内の全地下鉄駅周辺にて啓発キャンペーンを実施し、更なる啓発を図ることができました。また、区内警察に協力を依頼し、夜間巡回及び合同キャンペーンを実施しました。この他、高校と合同キャンペーンを実施するなど、地域との連携を深める活動ができました。	引き続き、重点地域における路上喫煙者率0%を目指し、地域活動団体等との協働による活動が求められます。また、喫煙者及び違反者に対して喫煙マナーの向上を呼びかけ、迷惑喫煙の防止と地域美化への協力を求める必要があります。	B	—	拡充	喫煙マナー指導員の巡回時間や配置等を試験的に変更し、注意・指導の効率化を図ります。
199	環境改善舗装		治水対策や騒音対策、雨天時における走行性の向上及びヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化対策の一環として沿道環境の改善を図ります。	透水性舗装、排水性(低騒音)舗装、遮熱性舗装、保水性舗装等の環境改善舗装を施工します。	【平成24年度施工実績】 ○透水性舗装:10,754㎡ 透水性舗装の実施により、治水対策の推進、沿道環境の改善につながりました。	透水性舗装は雨水を直接地中に浸透させるため、治水対策においては排水性舗装より効果的です。今後、大型車の多い幹線系道路での採用動向を注視していく必要があります。	B	—	現状維持	道路アセットマネジメント基本計画に基づき、効果的な整備を行います。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	200	みどりのふれあい事業		屋上緑化・生垣造成等で緑化推進によるヒートアイランド対策等を図るとともに、区民が緑と触れ合う機会を拡大します。	屋上緑化や生垣造成等をする住民に、その経費の一部を助成します。また、イベント等を通じて緑化啓発事業を進めます。	屋上緑化2件に助成を行いました。啓発事業は前年と同様に計5回開催し、雨天により参加者が減少した事業もありましたが、全体として前年並みの人数の参加がありました。アンケート調査の結果でも、参加者の高い評価を維持できました。	屋上緑化助成は目標を達成できなかったものの、一方で生垣造成助成の申請はありませんでした。助成対象を拡大するなど、利用者増加の取組みをさらに強化する必要があります。	B	—	拡充	緑化推進のため、緑化助成制度の見直しなどを検討します。
	201	環境活動団体との協働化の推進		区民をはじめ、様々な主体が環境活動に関わることで、環境保全活動に関する知識と理解を深め、区との協働化を推進します。	環境活動団体に活躍できる場を積極的に提供し、活性化を図るために、文京区の主催する事業を環境活動団体に委託します。	環境学習リーダー育成講座(平成24年度)の修了生が、環境活動団体を立ち上げ、環境活動に取組み始めています。親子環境教室は、定員を越え応募があり(4回中3回)抽選になりました。参加者からは「また参加したい」等の声をいただき、好評でした。	環境学習リーダー育成講座において、修了生の自発的活動につながるカリキュラムを盛り込んでいく必要があります。	A	—	現状維持	環境活動団体と各種イベント等で協働し、啓発事業を進めていきます。
	202	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	区が先駆者となって二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、他の取組主体である区民・団体及び区内事業者と一体となり地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現を目指します。	文京区の地域における二酸化炭素排出量削減に関する取組みを、文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づいて行います。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づいて、区の事務事業において率先した二酸化炭素排出量削減に向けた取組を行います。	文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づく取組みにより、区民・団体・事業者の環境保全に対する意識の向上につながることができました。また、協議会の推進体制として、分科会や意見交換会を実施しました。	文京区地球温暖化対策地域推進計画を着実に実施することに加え、区民・団体・事業者に対し、地球温暖化対策に関する情報をわかりやすく提供するとともに、情報の共有化を図ることが必要です。	A	—	現状維持	計画の円滑な実施のために、区民・団体・事業者等にわかりやすく情報を提供し、地球温暖化対策に関する情報の共有化を図ります。
	203	3R推進文京エコカレッジ	モノ・プラン文京	ごみ減量を目指した暮らしを考え、ごみ減量の実践行動を行うなど、ごみ減量について意欲の高い区民をリサイクル推進サポーターとして育成し、地域での3R活動を広げていきます。	日頃のごみ減量や3Rの暮らし方など、「エコ」に関する講座を「文京エコカレッジ」として、区民が体系的に学べる場を提供します。	講座の実施数は30回、その内訳は次のとおりです。基礎講座6回、生ごみ減量塾4回、生ごみ減量モニタリング2回、公開講座1回、バス見学会1回、エコクッキング2回、エコ先生の特別授業14回。リサイクル推進サポーター新規登録者5人。エコ先生の特別授業はPTAや高齢者クラブ等新たな団体からの申請がありました。	基礎講座については、ステップアップ講座との統合や土曜日開催など、幅広い年代が参加しやすいよう変更し年齢幅は広がりました。更なる事業の周知活動の強化を図り、新たな受講者を確保していく必要があります。	A	—	改善・見直し	講義型よりも体験型講座の回数を増やし、実習等を通して参加者が身近なエコを学べるよう、事業を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	204	3R普及啓発事業	モノ・ブラン文京	家庭や事業者から排出されるごみに対する区民の意識向上を図るための啓発を行い、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの少ない社会の実現を目指します。	3R推進啓発誌等の定期的な発行や3Rに関する講演会を開催します。	モノフォーラムは古紙の回収・リサイクルの流れについて講演を行い、分別の重要性やリサイクル意識の啓発ができました。 3R推進啓発誌は予定通り年4回発行し、集団回収への参加呼びかけやフリーマーケットのお知らせなど、区民にとって身近な情報の提供や周知啓発を行いました。	より多くの区民に認識してもらう必要があるため、ツイッターやこらびっとなどのツールも活用を検討していきます。	A	—	現状維持	年4回発行する啓発誌を活用し、ごみの減量や3Rの啓発等、情報提供を行っています。
	205	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	新エネルギー・省エネルギー機器を設置する区民(一部、中小企業者)に対し、その経費の一部に対して助成することにより、普及を促進し二酸化炭素排出量の削減を目指します。	太陽エネルギーを利用した機器及び省エネルギー機器を設置する区民(一部、中小企業者)に対し、その経費の一部に対して助成します。	新・省エネルギー機器への関心の高まりから、申込件数が増えました。	助成実績や社会情勢等を踏まえ、助成内容等を検討する必要があります。	A	—	現状維持	助成実績や社会情勢等を踏まえ、助成対象機器、助成金額及び募集件数等の助成内容を検討していきます。
	206	区有施設の省エネ診断	文京区役所地球温暖化対策実行計画	区有全施設の省エネ診断を実施し、施設・設備等運用状況を把握した上で、施設ごとの具体的な設備の運用マニュアルである「管理標準」の作成を行う。各施設職員が「管理標準」を基に省エネ対策に取組むための支援を行います。	区が省エネ管理業務を委託するエネルギー管理士による現地調査を行い、調査施設の職員の立合いのもと、ソフト面(運用管理面)、ハード面(設備面)両面から提案を受け、各施設の二酸化炭素削減目標(平成17年度比△17%)達成に向けて取組みを進めます。	複合施設での連携を図るため、以下の取組を行いました。 ①省エネ診断の結果を有効に活用するため、診断を実施した施設の所属長を対象に報告書面の説明会を開催しました。 ②診断結果の報告は、施設のエネルギー管理関係者(施設担当所管課、指定管理者)全てに出席を求め、施設運用に活かす体制を作りました。	「管理標準」の作成後は、エネルギー管理の点検、検証(PDCA)を着実に進める必要があります。	A	—	現状維持	エネルギー管理士からの設備面、管理運用面の提案を「管理標準」に反映させ施設ごとのエネルギー削減にいかします。
207	資源の集団回収支援	文京区一般廃棄物処理基本計画	町会・自治会やPTA、マンションの管理組合等の住民団体が資源を自主的に回収する活動(集団回収)を促進することによって、より多くの資源を効率的に回収し、ごみの減量を図るとともに、ごみ減量及びリサイクルに対する区民意識の高揚を図ります。	区報や区ホームページ、ちらし等を活用して事業を周知し、より多くの団体の実施を促すとともに、既実践団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸与、優良団体への感謝状贈呈、施設見学会の実施等の支援を行います。	集団回収未実施のマンションに職員が訪問し、働きかけを行いました。また、区報一面に特集記事を掲載したり、ごみダイエット通信で実践団体へのインタビュー記事を掲載しました。さらに、地域整備課が主催する、マンション管理セミナーにおいて、集団回収の周知を行いました。その結果、実践団体が17団体増え、ほぼ目標を達成することができました。	実践団体のさらなる増加に向けた新築マンションなどへの働きかけのほか、古紙類に偏らない回収に向け、各団体に回収品目を増やすように呼びかけることで、量・割合を伸ばしていきます。なお集団回収では新聞・雑誌など古紙の割合が95%を超えており、活字離れによる排出抑制の影響を受けやすい状況となっています。	C	—	改善・見直し	引続き、事業周知を徹底することで、回収量や実践団体の増加に努めます。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	208	資源回収事業	文京区一般廃棄物処理基本計画	資源となりうるものをごみと分けて回収・資源化することで、資源の有効利用とごみの減量を推進します。	集積所で古紙・びん・缶・ペットボトルを、回収拠点で紙パック・乾電池・食品トレイ・プラスチック製ボトル・衣類・使用済みインクカートリッジを、店頭回収拠点でペットボトル・ペットボトルキャップを回収し、資源化します。あわせて、金属系粗大ごみを資源化します。	ごみダイネット通信や区報の一面で拠点回収の記事を掲載しました。その結果、23年度から拠点回収を始めた品目に関しては、すべて回収量が増加し、区民にも定着してきたと考えられます。資源全体の回収量は減りましたが、資源量の約半分を占める新聞・雑誌などの古紙の発生が活字離れの影響で減少しているため、リデュースが推進されたものと考えることが出来ます。	ごみと資源の総量に対する資源の割合をさらに増やしていくことが課題です。そのために、可燃ごみとしていまだに多く出されている紙類を、雑がみとして資源に排出してもらうよう周知していきます。また、ごみとして多く出されているものの中から、新たな資源回収品目を検討します。	B	—	改善・見直し	ごみとして出されているものの中から、新たな回収品目を検討します。
	209	地域防災計画の修正		平成19年度に修正した地域防災計画を、地域防災計画に関わる状況の変化に伴い修正を行い、より現実に即した計画にすることで、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	庁内に検討委員会を設置し、東日本大震災への対応やその他の状況変化について検証を行い、その結果に基づき対応方針を策定します。平成24年度には、この対応方針を踏まえ、平成24年夏に修正が予定されている東京都の地域防災計画との整合性を図りながら、地域防災計画の修正を行います。	3つの視点をもとに、新たな対策や既存対策の強化について定めるとともに、24年度欄に記載した課題についても改善することができました。また、区民や専門家の意見、東京都との協議等を踏まえ、様々な角度から検討を行い計画に反映することができました。計画策定までのスケジュール及び経費抑制についても、目標を達成することができました。	策定した対策を着実に実行するため、進捗状況を定期的に把握及び管理する必要があります。また、自助・共助の備えを強化するため、区民等に対して、防災対策の更なる周知徹底を図ることが課題となっています。	—	A	現状維持	新たに策定した対策や充実強化する対策について、進捗状況を定期的に確認及び管理します。区民向けに区報特集号を配布し、防災対策の周知徹底を図ります。
	210	地域防災訓練等	文京区地域防災計画	町会や学校等が自主的に実施する防災訓練に協力し、防災意識や防災行動力の向上を図ります。	実際に災害状況を体験してもらうために、町会や学校等の防災訓練へ起震車や煙体験ハウスを派遣します。また、体験の際には、消防隊員OBの防災普及指導員の指導により、正しい防災知識の普及に努めます。	中高層マンションからの訓練実施希望が増加し、年間100回(うち、中高層マンション13回)訓練を実施し、14,361人が参加しました。これにより、マンション居住者の防災意識の向上が図られました。	東京都帰宅困難者対策条例の施行を受け、事業者向けの防災対策の啓発がより一層必要となります。また、マンション居住者に対しては、起震車や煙体験ハウス等の派遣を伴う訓練のみならず、マンション自身での防災訓練を実施し、居住者の防災意識の啓発に努める必要があります。	A	—	改善・見直し	引続き、防災訓練への起震車や煙体験ハウスの派遣及び防災出前講座の実施により防災意識の啓発を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	211	事業継続計画(震災編)の策定及び計画に基づく訓練の実施		職員が災害時に地域防災計画、職員防災行動マニュアル及び事業継続計画(震災編)を活用して、迅速な対応をとることができるか、図上訓練を通じて検証します。	首都東京直下地震震災直後の緊急措置に対応するため、マニュアルにしたがって初動期シフトから応急対策に対応する中期シフトへ移行する際の行動手順を確認するとともに、事業継続計画(震災編)で示した災害時に応急復旧業務と平行して行う非常時優先通常業務の体制を敷くまでの図上訓練を行います。	○職員の危機管理対応能力の向上を図ることを目的に、勤務時間内に震度6強の地震が発生した想定のもと、災害対策本部の運営に関する訓練を行ったことで、本部に従事する職員が個々の役割をより深く認識することができました。 ○その中で避難所等へ派遣した職員と本部統制による無線通信を実施した結果、速やかに現場の情報を確認することができました。	○各班の役割分担の明確化や役割の多様性を鑑み、今後職員行動マニュアルを更新する際に、班編成の見直しを検討する必要があります。 ○職員の危機管理対応能力の向上を図るため、各職員への研修や、より実践的な訓練を実施していく必要があります。	A	—	改善・見直し	事業継続計画(震災編)の改定、危機管理対応訓練(災害・緊急対処事態等を想定した訓練内容の充実)
	212	耐震診断費用助成事業	文京区耐震改修促進計画	建築物の所有者が、既存建築物の耐震性能の程度を把握し、耐震補強の必要性を理解することにより、建築物の耐震化の促進を図ります。	・区内の民間建築物で、昭和56年以前に建築された建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行っています。	本年度の実績は、合計75件の診断助成を行い、昨年度の77件に引き続き高い達成率となりました。 また、一級建築士による無料相談会等で、非木造建築物等の耐震相談も増えてきており、木造建築物以外の助成申請が増加しております。	更に、診断件数を伸ばすために、助成率の引き上げを行うとともに、区内全域の対象建築物の所有者に戸別に助成事業の普及・啓発を行う必要があります。	A	—	拡充	耐震診断に要した費用の助成割合を見直します。
	213	耐震改修促進事業	文京区耐震改修促進計画	文京区耐震改修促進計画に定められた住宅の耐震化を目指し、地震による被害を軽減することにより、災害に強いまちの形成を図ります。	・耐震改修が必要な住宅の所有者の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化及び不燃化に要する費用の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行っています。	本年度の実績は、耐震設計35件、耐震改修65件、合計100件の助成を行い、昨年度の96件に引き続き高い達成率となりました。 また、非木造建築物等の耐震診断も増えてきており、今後、木造建築物以外の助成申請が増加して、耐震化率の向上が見込まれます。	更に助成件数を伸ばし、耐震化率の向上を図るために、区内全域の対象建築物の所有者に戸別に助成事業の普及・啓発を行う必要があります。	A	—	拡充	耐震化率を向上させるため、戸別に助成事業の普及・啓発を行います。
	214	緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業	文京区耐震改修促進計画	緊急輸送道路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進することにより、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防止、広域的な避難路及び輸送路を確保するとともに、建物利用者の安全の確保を図ります。	対象建築物の所有者に個別訪問及び耐震化アドバイザーの派遣(平成24年1月から)等を実施することにより、意識啓発を図り、耐震診断の実施や耐震化工事を促します。	対象建築物所有者への個別訪問・ポスティング(227か所)を通じて、耐震化アドバイザー派遣制度の周知や区の助成金制度の説明を行い、耐震化への意識啓発を実施しました。また、窓口や耐震フェアにおいても助成制度等の案内を行い、耐震化の普及・啓発を推進しました。	耐震診断未実施建築物への、更なる啓発を行うと共に、耐震診断の結果、耐震性が不十分と確認された建築物について、耐震化工事等を行うよう指導・助言の必要があります。区の助成制度や耐震化アドバイザー派遣制度の周知等を行い、耐震化の促進を図ります。	B	—	現状維持	対象建築物の耐震化に向けて、所有者等への啓発を推進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	215	区民防災組織の育成		地域の防災力を強化するため、自主的な地域の防災訓練への助成や貸与している防災用資器材格納庫の更新を行い区民防災組織等の活動を支援します。また、木造密集地域における被害軽減等を目的として、可搬式のD級ポンプ等を貸与し、初期消火体制の強化を図ります。	①文京区区民防災組織等に対する活動助成金交付要綱に基づき、一団体3万円を限度として、防災訓練の活動助成費の4分の3の助成を行います。②文京区区民防災組織に対する防災資器材格納庫の貸与等に関する要綱に基づき、昭和60年以前に設置した防災資器材格納庫(6棟)について更新を行います。また、町会からの要望に対しても、現地調査等を行い適宜対応します。③文京区D級消防ポンプ等の貸与及び管理に関する要綱に基づき、可搬式D級消防ポンプ等を区民防災組織に貸与します。	①継続的な広報活動の結果、町会・自治会だけでなくマンション管理組合等へも制度が普及し、60組織の申請がありました。②劣化等による更新3棟、緊急対応による更新1棟、新規設置(D級ポンプ用を含む)5棟の計9棟の対応を図りました。③1町会に対し、D級ポンプと格納庫を貸与しました。	町会・自治会等の防災意識の高まりに伴い、可搬式ポンプ等の所有を希望する団体も増えており、格納する資器材が増加しています。一方で、格納庫を設置する場所の確保が問題となっています。	B	—	拡充	町会・自治会ごとに希望を調査し、防災資器材や可搬式ポンプの支給を行います。また、町会・自治会に対する活動助成の件数を増やします。
	216	避難所運営協議会の運営支援		災害発生時における避難所開設・運営に備え、避難所運営協議会の活動活性化及び防災行動力向上を目的に、避難所運営協議会の運営支援を行い、避難所運営協議会のレベルアップと活動レベルの平準化を図ります。	(1)ルール作り(運営規約、運営本部要領、運営管理マニュアルを作成し、避難所ごとのルール作りを支援します) (2)防災行動力向上(総合防災訓練、避難所運営訓練、講演会等による防災知識習得、備蓄資器材の取り扱い訓練等を行い、防災行動力向上を図ります) (3)コミュニケーション(協議会の定期的開催、年1回以上の避難所運営訓練を通じて、協議会委員同士の定期的な顔合わせの機会を作ります。)	・避難所運営協議会を1箇所設立させ、残り1箇所とすることができました。 ・防災課より積極的に働きかけを行ったことにより、19の避難所運営協議会が活動を行い、避難所運営訓練の取組みを推進させることができました。	・避難所運営協議会未設立が残りの1箇所となった。町会役員とのコミュニケーションを密にし、早期の協議会設立を目指します。 ・より実践的な避難所運営訓練を継続かつ定期的に行うため、その支援が必要です。	C	—	改善・見直し	避難所協議会に対する積極的な支援を継続し、避難所運営に対する意識をより高いレベルになるように図ります。防災士養成に助成を行い、地域の防災力向上を図ります。
	217	細街路の整備		建築基準法第42条2項の指定を受けている道路を、災害時の避難路として、緊急車両の乗入や消防活動が容易となる4m幅員の道路に整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。	建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の整備を行います。	年度により、整備件数が多少増減しますが、着実に事業は進んでいます。	整備件数・整備延長が多少増減しているなか、拡幅工事が未整備のまま建築工事が完了しているケースがまだあります。	C	—	現状維持	後退部分が確実に道路形態となるよう協議・指導します。協議台帳のシステム化をしたので、協議データを効率的に提供していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	218	地籍調査事業		土地一筆ごとに調査・測量し、文京区の詳細な地籍図・地籍簿を作成します。	国土調査法に基づく地籍調査を実施し、地籍の明確化と地図の電子化を行います。一筆ごとの調査に先立ち、道路を先行して調査しています(官民境界等先行調査)。	東日本大震災の影響により移動した街区基準点の補正作業を実施し、街区三角点2点、街区多角点111点の改測・検証測量が完了しました。	平成22年度に実施した街区調査、現況測量及び復元測量の結果を、改測後の成果に補正していきます。	C	—	現状維持	街区基準点の補正作業が完了したので、調査を再開します。
	219	雨水浸透ます設置工事		浸水被害の発生した地区を対象に、計画的に雨水浸透ますを設置します。	浸水被害が発生した地域への対策として、流域の高台にある雨水樹を雨水浸透ますに改良していきます。	重点整備地区の「音羽・関口地区」の浸透ます設置が整備予定の5割に達しました。また、道路工事に併せ、雨水浸透ますを58か所設置しました。 H21年度～H25年度(5ヵ年計画) ○「大塚地区」80か所(H21～22) ○「千駄木・本駒込地区」230か所(H23) ○「音羽・関口地区」240か所(H24～25)	雨水浸透ますの機能を維持するため、定期的な清掃等の維持管理が必要です。	A	—	終了確定	平成25年度で重点整備地区の整備が完了します。今後は道路工事に併せて、雨水浸透ますを設置する予定です。
	220	区有建築物耐震補強実施設計	耐震改修促進法、文京区耐震改修促進計画	区有施設の耐震補強の実施設計を行い、耐震補強工事を実施し、区有施設の耐震化率の向上を図るとともに、災害に強い都市の整備を進めていきます。	耐震化が必要な区有施設の耐震補強実施設計を計画的に進めていきます。	順調に、耐震補強工事の実施設計2施設(八ヶ岳高原学園、目白台保育園・児童館・育成室)を行うことができました。	耐震補強工事中の仮園舎の確保が、困難であるため、仮園舎の候補地を早めに確保する必要があります。	A	—	現状維持	仮園舎の確保が可能となったため、24年度に計画していた、さしがや保育園の耐震補強の実施設計を行う。
	221	災害時要援護者の支援	地域防災計画	災害時に本人または家族等の同居者のみで避難することが困難な災害時要援護者に対し、避難誘導及び安否確認を行います。	災害時の避難誘導及び安否確認を希望する災害時要援護者を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区と関係機関(区民防災組織、民生・児童委員、警察、消防)で名簿を共有します。	名簿の受領者である民生委員、区民防災組織、警察署及び消防署に対し、24年度分の災害時要援護者名簿を配付し、23年度に配付した名簿の更新を行いました。また、区報やホームページ等で名簿への登録を働きかけたことにより、24年度末現在の災害時要援護者名簿登録者数は3,585名となりました。	24年度に修正を行った地域防災計画に基づき、要援護者支援マニュアル等を作成します。また、要援護者に対して戸別訪問を行うための計画を立て、段階的に実行していく必要があります。	A	—	拡充	今年度は、24年度に修正された地域防災計画に基づき要援護者支援マニュアル等を作成します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	222	安全対策推進		安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくります。	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全対策を推進することで、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、区内の犯罪発生抑止のため、青色防犯パトロールの実施及び防犯ボランティアへの支援を行います。	○新たに防犯対策を推進する地区として、西片町会地区と中真砂町地区を指定するとともに2地区の指定更新を行いました。 ○区民ボランティア等による青色防犯パトロール隊(4団体)は、地域の安全を守るために、通学時間帯や夜間に区内を自動車で巡回しました。それに係る燃料費の一部を助成しています。 ○24年度の「文の京」安心・防災メール配信件数は、123件でした。 ○暴力団排除条例の施行を受け、警察と連携し、安全なまちづくり推進への取組を行いました。これらの取組などにより、区内の刑法犯認知件数は引き続き低い水準を維持しています。	○急増している還付金詐欺・振り込み詐欺の被害防止に取り組むためにも、団体・警察・区役所との更なる連携の強化が必要です。 ○推進地区指定の拡大は、地域活動団体からの申請が必要となり、さらに地域住民、地域活動団体、事業者等それぞれの賛同を得るため時間を要します。	B	—	拡充	防犯活動用資器材の整備・助成及び(青色)防犯パトロール用資器材の貸出、「文の京」安心・防災メールの配信、暴力団排除への取組
	223	交通安全普及と広報活動	文京区交通安全計画	区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルール及び交通マナーを身につけることで、交通事故発生件数を減少させます。	区報・CATV等の広報媒体での広報活動とともに、春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭キャンペーンを行います。また、学校・警察・交通安全協会等と連携し、交通安全協議会・交通安全区民の集い・自転車実技講習会・交通事故再現体験教室や交通安全ポスターコンクール等を実施します。	第10次文京区交通安全計画の目標(交通事故死傷者数800人以下)の達成のため、前年度は震災のため2回であった区内の学校の小中学校における自転車免許証等の発行等の交通安全活動を5回実施しました。また、平成23年857人であった、交通事故死傷者数は、853人となりました。	文京区の自転車乗車中の交通事故の死傷者は、平成23年242人、平成24年229人であり、減少傾向にあります。一方、死傷者数と事故件数における成人層及び高齢者層の占める割合は、それぞれ80%を超えていることから、この年代層に対する効果的な自転車講習等の実施が必要です。	B	—	改善・見直し	警察署等と協働して、仕事や学校等で、平日の自転車実技講習会等への参加が困難な成人層・高齢者も参加可能な講習会等を検討していきます。
	225	3人乗り自転車購入費補助		東京都自転車商協同組合文京支部が実施する幼児2人同乗用自転車普及事業に対して、補助金を交付することにより、幼児2人同乗用自転車の普及を図り、自転車使用時の安全性向上を目的としています。	組合が事業を行うにあたり、BAAマーク又はSGマーク付き幼児2人同乗用自転車の販売額の半額(上限額 平成22・23年度3万円、平成24年度1・5万円)を補助します。	平成24年度の補助達成率は52%ですが、前年同様に購入補助券の交付は7月により補助予定台数の300台を達成しています。区民に基準適合車の必要性・有効性についての認識は定着し、普及促進の効果がありません。	平成22年度事業開始当時と比べ、3人乗り自転車の安全性・必要性の認知度が上がり、補助対象以外の店舗等での購入も増え、普及促進活動としての目標を達成できました。	C	—	終了確定	3人乗り自転車の必要性・有用性に対する普及促進活動としての成果はあげたものと考えられますので、平成24年度をもって補助事業を廃止します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	226	総合的自転車対策の推進		自転車の都市内交通手段としての安全利用を促進し、安全な道路環境を実現します。	放置自転車の撤去により安全な道路環境を確保するとともに、レンタサイクル事業、自転車駐車場の整備により自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車利用を促進します。	①新大塚駅前の放置自転車を解消するために豊島区が駐輪場を設置し、連携して快適な歩行者空間整備を実施することになりました。 ②引き続き放置自転車対策重点地区を中心として、警告・撤去を強化したことにより、区内の放置自転車台数が前年同月比で372台減(16.0%減)となりました。	①自転車の未整備地区が1箇所あるので、放置自転車解消と区民の利便性向上のために、早急な整備の必要があります。 ②自転車駐車場を申込みが多い一方で、登録後に使用しない人も見受けられるので、駐車場を必要な人に適切に提供できるようにする必要があります。	A	—	改善・見直し	放置自転車対策として、近隣区等との連携により、新たな駐輪場を確保し、自転車放置禁止区域の指定を行います。また、自転車駐車場の見直しを行うとともに、利用者に適正な応益負担を求めます。
	227	コミュニティ道路整備	文京区コミュニティ道路整備計画	歩行者が、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を行います。	地域住民とともに地域特性を反映させた整備計画を策定し、歩道の拡幅や交差点の明確化、車両の速度抑制を図るための整備を行います。	白山・千石コミュニティゾーン整備計画に基づき、白山四丁目10番～千石二丁目20番先(区道812号)にてコミュニティゾーン整備工事を行いました。	ハンプ(スピード抑制のための道路の盛り上げ)・狭さく設置に当たっては、地元住民の理解と協力が必要です。 小石川植物園が国の名勝及び史跡に指定されたため、それを踏まえた整備が必要です。	C	—	現状維持	白山・千石地区のコミュニティゾーン整備計画に基づき、工事を実施します。 向丘・根津・千駄木地区コミュニティゾーン整備計画を策定します。
	228	橋梁アセットマネジメント整備	橋梁アセットマネジメント基本計画	橋梁の予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えによる維持管理費の縮減・平準化を図ります。	「橋梁アセットマネジメント基本計画」を策定し、計画に基づいた維持管理を行います。	清水橋架替基本設計で、架替工事の施工性・コスト等を総合的に検討し、経済的で近隣住民への影響が少ない橋梁形式を選定しました。	架替を行う前に、ガス・水道・下水道等の占用物件の移設をする必要があります。	—	A	現状維持	「橋梁アセットマネジメント基本計画」に基づき、事業を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行政 運営	229	職員育成基本方針の推進	職員育成基本方針	「職員育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を推進し、新しい時代の職員の育成を図ります。	区、特別区職員研修所及び第2ブロック等で実施する各種研修(職層、実務、専門、清掃等)を職員に受講させることにより、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を行います。	①NPO等地域団体派遣研修及び新たな公共の担い手との協働推進研修により、協働・協治の理念と地域活動への理解を深めました。 ②「政策創生塾」では、グループリーダーが助言を行いながら、政策立案に必要な課題発見力及び課題解決力の育成を行いました。 ③従来より実施してきた接客サービス向上研修の継続により、職員の接遇意識及び能力の向上を図りました。	①改革志向の職員の育成及び新たな公共の担い手との協働を進めるための研修等を実施していく必要があります。 ②政策創生塾では、政策立案プロセスの修得を図る新任職員と、実効性のある政策提案を目指す主任主事について、それぞれ効果的な研修の企画・運営が必要です。	—	B	改善・見直し	職員育成基本方針の改善・見直しと併せて、区政の課題に対して積極的かつ主体的に取り組むことができる、改革志向の職員を育成していく。
	230	ITの活用による利便性の高い区民サービスの実現		ITの活用により、区民にとって一層利便性の高い行政サービスの実現を目指します。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき、「いつでも」「どこからでも」サービスを受けることが可能なシステムを構築し、また、住民情報システムの安定運用を図る。	・電子申請による手続数をさらに増やし、サービスの定着を図りました。 ・外国人登録に関する住基法改正について、計画的に準備を進めた結果、円滑に新制度へ移行することができました。 ・住民情報システムについて、平成25年度中の稼働に向け、仮想化技術を活用したハードウェアの最適化の作業に着手しました。	①電子申請サービスは、手続数を増やすとともに、区民がより利用しやすい手続を追加していく必要があります。 ②住民情報システムは、仮想化技術を活用した環境の構築を含めて、適切に進捗管理を行い、システムの更新を行う必要があります。 ③住民情報システムは、法改正に確実に対応することが必要です。	—	A	拡充	IT技術を活用し、区民の求めるサービスを提供していきます。
	231	コンビニ交付	文京区第4次電子自治体推進プラン	区民の求める窓口サービスは、平日昼間だけでなく休日、早朝、夜間などいつでも利用できることや、区の施設まで行かなくても身近で便利な場所で用件を済ませることができることです。このような要望を実現するため、住民基本台帳カードなど、ITを活用して利便性の高い区民サービスを提供します。	コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末を利用し、住民基本台帳カードを使用して「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を全国にある店舗で、早朝から深夜まで発行します。	ホームページ等により住民基本台帳カードの普及に努めてまいりましたが、計画には達しませんでした。 また、コンビニ交付導入に係るシステム開発等に要する経費などを引き続き検討してまいりました。	住民基本台帳カードの普及状況や国が導入を目指している個人番号制度(マイナンバー制度)の動きも視野に入れて検討していく必要があります。	C	—	現状維持	平成25年度 7月以降の外国人住民に対する住民基本台帳カード交付業務

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
行財政運営	232	わかりやすいホームページの構築		ホームページを閲覧するすべての利用者を対象に、最新の情報を正しくわかりやすくかつ迅速に提供するとともに、区政に対する意見収集を行うことで、利用者の満足度の高いホームページを目指します。また、文京区を積極的に全国にPRします。	利用者の満足度の高いホームページを実現するため、利用者視点に立ったページづくりや技術習得のための研修を実施します。また、定期的な「文京区ホームページ見直し強化月間」を実施することで、アクセシビリティ(高齢者や障害者などすべての人にとって、問題なくホームページが利用できること)に配慮したホームページを構築します。	①職員を対象としたホームページ作成方法説明会を実施し、コンテンツ作成に関するスキルや意識を高める機会を提供しました。 ②情報分類などの改善作業に関する説明会を開催するとともに、一部の課で、コンテンツの見直し・整理を行いました。 ③メディアパートナー(公募委員)とともに、他自治体のホームページを参考にした、必要機能などの検討を行いました。	①わかりやすいホームページを作成するために、職員に対する説明会や、コンテンツの見直し作業を継続して行ってきましたが、アクセス数の増加には結びつきませんでした。 ②区民ニーズやIT環境が変化中、わかりやすく利便性の高いホームページを構築するためには、利用者の視点に立った全面的なリニューアルが必要で	C	—	拡充	平成26年度中のホームページの全面リニューアルを目指し、平成25年度から利用者の視点に立った情報分類やサイト設計などの検証を行います。
	233	有線テレビ広報活動		広報番組を制作・放送し、区からの情報をテレビの特性を活かして区民に提供していきます。また、番組制作を通じて地域コミュニティの活性化を促進します。	制作した番組を有線テレビで放送することにより、映像を使用した広報活動を行います。また、放送済みの番組について、インターネットによる動画配信を行います。	より区民のニーズに合致し、必要な情報を分りやすく伝えるタイムリーな番組内容とするため、メディアパートナーからの意見等を番組制作に反映させるよう努めました。これに対しては、地域の活動や団体を取材した番組なので興味を持って視聴することができた・学校などを取材した番組では地域の子どものたちの普段の姿を知ることが出来たなどの意見をいただきました。	視聴者の反応を知る機会が非常に限られているので、引き続きボランティアとの協働による番組制作を行うとともに、世論調査や広報メディアに関する意識調査、並びにメディアパートナーからの意見聴取結果を十分に分析してこれを活用していくことが求められています。	—	A	現状維持	番組の制作に際し、より新しく正確な情報を区民にわかりやすく伝えることに引き続き努めます。
	234	区民参画の推進	自治基本条例	だれもがあらゆる機会を通じて区政に参画でき、より幅広い区民の意見を反映した区政運営を進めます。	「区民参画の手続きに関する指針」(平成21年2月)に、区民参画手続きの方法や審議会・説明会等の公開方法を定め、区民参画を推進しています。特に、審議会等における公募委員の割合については、指針において25%以上の目標数値を設定しています。	教育振興基本計画や景観行政団体移行に向けた景観計画の策定等において、区民会議、パブリックコメント、住民説明会などの機会を通じて、区民の多様な意見を聴取し、区の施策への反映を図りました。	公募区民委員の採用を行っている審議会等における区民委員の割合が25%以上の会議体は47.3%となっています。区民委員の割合が公募25%未満の会議体については、改選時期等に合わせて指針に適合するよう構成員の見直し等の検討が必要です。	—	B	改善・見直し	様々な協議会等における区民委員の選出方法として、無作為抽出の拡充を検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	235	公の施設の有効活用	第3次行財政改革推進計画、行財政改革推進計画(平成24年度～28年度)	公の施設について、施設の複合化・集約化により有効活用を図るとともに、地域の施設需要に効率的に応え、地域の活性化が図られるような整備します。	老朽化している施設の改築に併せて、地域の特性や区民ニーズを踏まえ、関係部署と連携し、他の施設との複合化や集約化を進めます。	・職員住宅については、民間借上げによる防災対策住宅として位置づけていくとともに、福祉センター跡地や4交流館についても、それぞれ具体的な方向性を示しました。 ・教育センター跡地については、旧区立4特養の施設改修のための移転築用地として、活用が決まりました。	・施設の老朽化や耐震化に対応するため、既存施設などを一時利用した建替えや複合化施設など整備していく必要があります。 ・施設建設や管理運営については、民間活力の活用も検討していくとともに、将来的に利用見込みのない区有施設等については、売却等を検討します。	—	B	改善・見直し	行革計画を着実に実施するとともに、国有地等の情報収集に努め、社会状況や耐震化など施設の需要に対応できるような有効活用を図ります。
	236	教育センター等建て替え整備事業		教育センター、福祉センター療育部門、(仮称)青少年プラザを、複合施設として一体的に整備します。	「教育センター等建物基本プラン」に基づき、建て替え整備事業を進めます。23年度は基本及び実施設計事業者をプロポーザル方式により選定するとともに、基本設計を行い、24年度は実施設計を行いました。平成25年9月頃から工事着手をし、平成27年2月に竣工する予定です。	6月に基本設計がまとまり、新築工事及び解体工事の実施設計を行いました。また、北側駐車場部分の埋蔵文化財調査を行いました。1月に新築工事及び解体工事に係る近隣住民説明会を開催しました。	平成27年4月開館に向けて、備品等の初度調弁の予算計画や科学教室や教員研修等の事業内容並びに(仮称)青少年プラザ等との連携の検討を行う必要があります。 さらに、埋蔵文化財調査と建設工事を並行して行っていくため、現場の調整及び進行管理を強化する必要があります。	A	—	現状維持	各所管課の具体的な運営等を調整し、複合施設としての利点を発揮できるようにします。
	237	公の施設における民間事業者等の活用	行財政改革推進計画【平成24年度～28年度】	区の公の施設について、多様化する区民ニーズに効果的・効率的に対応するために民間事業者等のノウハウ等を有効活用し、一層の効率的、効果的な運営の推進と、利用者に合わせて多様で満足度の高いサービスを提供し、区民サービスの一層の向上を図ります。	公の施設について、指定管理者制度導入をはじめとした管理運営の見直しを進めます。また、指定管理者の管理運営実績に対する評価を行い、それに基づいた改善を行います。	平成25年度より勤労福祉会館・千石児童館に指定管理者制度を導入することとし、事業者の選定を行いました。本制度の更なる効率的、効果的な運用に資することを目的として、指定管理者制度運用ガイドラインを平成24年7月に策定しました。	26年度より指定管理者制度導入2期目となる施設も多いため、指定管理者制度運用ガイドラインを活用しながら、1期目の評価等を踏まえた管理を行う必要があります。 また、指定管理者制度の導入により、施設目的の達成、区民サービス向上等が期待できる施設については、引き続き導入の可能性を検討する必要があります。	B	—	改善・見直し	新たな施設への導入も視野に入れながら、現行の施設の管理運営方法を、より効果的・効率的なものにできるよう、運用ガイドラインを活用しながら点検していきます。
	238	シビックセンター改修方針の策定	文京区区有施設の中長期改修計画	シビックセンターの建物劣化・社会的劣化を踏まえた改修方針を策定し、利用しやすい施設の環境整備を進めていきます。	改修方針策定に向けた全庁的な組織を立上げ、検討を行います。	シビックセンター改修方針検討のための分科会を設置するとともに、地震による外装等への影響調査及び改修工事を行うこととしました。	防災拠点としての機能を維持・向上させるとともに、社会的劣化、物理的劣化等に対応した改修方針を策定していく必要があります。	—	A	拡充	改修方針を策定し、計画的・効率的に施設の環境整備を進めていきます。設計委託の発注は、技術提案型のプロポーザル方式としました。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	239	行政評価を活用した事務事業の見直し	行財政改革推進計画【平成24年度～28年度】	限られた財源の中で、事務事業を効果的、効率的に執行し、行政サービスの質を高めます。	行政評価手法を活用し、既存の事務事業の徹底した見直しを行います。	・対象事業について、行財政改革区民協議会の最終評価が出たことにより、区民や学識経験者の様々な意見を踏まえて、より効果的、効率的な事業運営を行い、行政サービスの質を高めるという視点から、見直しを図ることができました。	・当初の目的としていた、翌年度からの事業廃止や縮小等は達成できませんでした。そのため、短期的な視点に加えて中長期的な視点からの見直しを考慮することや、複数事業によって構成されている中事業を個別に見直す等、対象事業の選定方法について検討する必要があります。	—	B	改善・見直し	平成25年度は中長期的な見直しを検討対象に含めません。また、中事業単位だけでなく、個別事業単位の見直しもできるように改善していきます。
	240	財政状況等の継続的な公表		区の財政運営についての区民の理解を深めるため、区財政に係る資料を継続的に公表することで、公正性と透明性を高めます。	歳入・歳出に係る資料、財務諸表、主要事業の予算一覧など区の財政に係る資料を、継続的に公表します。	予算編成過程の公表については、企画政策部査定額の公表時期を前年度より1か月早め、区長査定額の公表前とすることにより、リアルタイムでの情報公開に努めました。	今後も財政状況等を継続的に公表していくとともに、資料の作成に当たっては、区財政の現況と今後の財政運営について、区民の理解を深めていけるように工夫していく必要があります。	—	A	現状維持	24年度と同じ水準を目指します。
	241	効率的な組織体制の構築	第3次行財政改革推進計画、行財政改革推進計画(平成24年度～28年度)	多様な区民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策・事業を展開できるよう、区民にもわかりやすい、簡素で効率的かつ機能的な組織体制の構築を目指します。	社会経済情勢等、区政を取り巻く環境の変化や、各組織の現状と課題を踏まえた上で、必要な組織の見直しを行います。	「新たな公共プロジェクト」の実施にあたり、専任組織を設置して、推進体制の強化を図りました。また、行政情報の管理を一元化することにより、効率的な運営を行う組織体制を構築しました。	引き続き、子ども・子育て新システムの動向に注視するとともに、子ども部門組織の改正に先立って「保・幼・小の連携」や「わかりにくさの解消」といった現在抱えている課題について取り組んでいく必要があります。	—	A	改善・見直し	子ども部門組織の整備について引き続き検討するとともに、行財政改革推進計画に基づいて組織整備を進めていきます。
	242	ITの活用による迅速で効率的な区政の実現	第4次電子自治体推進プラン	情報基盤を整備することにより、一層の効率的かつ迅速な行政事務の執行をめざします。	「第4次電子自治体推進プラン」に基づき電子自治体の基盤整備を図ります。	①庁内LANの更新を行うことにより、さらなる安定的な稼働を供給できるようになりました。 ②情報セキュリティハンドブックの作成により、利用者のセキュリティについての再確認と、意識の向上を図りました。	①全庁最適化の観点から、各所管課で運用しているシステムについて、さらなる効率的な導入、運用を検討していく必要があります。 ②情報基盤、ネットワークシステムについて、信頼性、安定性、迅速性を維持向上させるためには、定期的な再構築、機器更新が必要となります。	—	A	拡充	平成25年度に「第5次電子自治体推進プラン」を策定予定であり、さらなる効率性、迅速性を求めています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	243	職員定数の適正化の推進	第3次行財政改革推進計画、行財政改革推進計画	簡素で効率的かつ機能的な組織体制に必要な職員数を配置するため、組織の見直し及び各部署の事務量的変化に応じて、職員定数の適正化を進めていきます。	各組織の現状と課題をふまえ、既存事業の見直し、増員の抑制等を徹底することにより、時代の変化に即した職員定数の適正化を図ります。	24年3月策定の行財政改革推進計画に基づいて、民間活力の活用、既存事業の見直し等を行うことにより、職員定数を削減しました。職員の育児休業者増に伴う育児休業代替任期付職員の配置を行ったほか、適切な職員配置を実施しました。	本事業の実施にあたっては、国の制度改正等や行政需要の変化等を的確に捉えながら、各部署の事務量の増減や効率的な庁内体制の構築に呼応した職員数の適正化を推進していく必要があります。また、適正化の推進にあたっては、各部署との情報共有や連携を図っていく必要があります。	—	A	改善・見直し	24年3月策定の行財政改革推進計画における「職員数の適正化の基本的な考え方」に基づき、職員定数の適正化を推進していきます。
	244	行政コストの明確化		区民が利用する行政サービスに係る経費等を公表することにより、サービスの内容と区の負担についての区民の理解を深めることで、区民サービスの一層の充実及び区民間の負担の公平を図ります。	「行政サービスの受益と負担」を作成し、公表することで、事業ごとの税負担額を明確にし、適切な負担を検討します。	引き続き、行政サービスと施設毎の経費と負担額を公表しました。なお、施設毎の経費には減価償却費を反映させ、現金収支のみでは把握できないコスト情報を明らかにしました。	行政コスト計算書を基本に事業ごとのフルコスト情報を明らかにするためには、総務省方式改訂モデルの財務諸表が個別仕訳の積上げにより作成されるものではないことから、非現金コストの事業ごとの配分方法等に検討課題があります。	—	B	改善・見直し	フルコスト情報の把握による一層適切なコスト分析を目指します。
基本 構 想 の 進 行 管 理	245	基本構想推進区民協議会の運営	基本構想実施計画	基本構想実施計画の策定及び基本構想の進行管理など基本構想の実現度の審議を、区民参画により実施します。	区民委員及び学識経験者によって構成されている基本構想推進区民協議会を、議論が活発になされ、多様な区民の意見を反映できるように運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価表の様式改善により、前年度の評価結果と並べて見比べることができるようにすることで、より前年度からの改善点、成果・課題が見えやすくなりました。 ・協議会において多くの意見をいただき、活発な審議につながりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度は、次期基本構想実施計画の策定に着手するため、事務事業評価等の結果を適切に、次期計画に反映させていく必要があります。 ・指標については、協議会での意見や、議会での意見を踏まえ、更に改善していく余地があります。 	—	B	改善・見直し	25年度は、24年度の取り組みについて行う事務事業評価及び基本構想実現度評価について審議するとともに、当該評価結果をふまえ、次期基本構想実施計画の策定についても進めていきます。